

愛知県美術品等共同収蔵庫整備等事業

【添付資料5】

特定事業契約書（案）

2026年8月

愛 知 県

愛知県美術品等共同収蔵庫整備等事業
特定事業契約書

第 1 事業名 愛知県美術品等共同収蔵庫整備等事業

第 2 本施設の概要

1 本施設

以下の施設で構成される共同収蔵庫とする。

- ・ 収蔵庫
- ・ 外構

駐車場及び駐輪場、敷地内通路及び連絡通路等

2 本施設の場所

愛知県常滑市奥栄町 1－168 他（元愛知県立常滑高等学校敷地）

第 3 事業の概要

1 事業期間

設計・建設業務	特定事業契約締結日～ 2031 年 3 月●日
開館準備業務	施設引渡日 ～ 開館日の前日
維持管理・運營業務	開館日 ～ 2051 年 3 月 31 日
付帯業務	施設引渡日 ～ 2051 年 3 月 31 日

2 金額及び支払条件

（1）契約金額

a. サービス購入料 A

金●円

（取引に係る消費税等の額 金●円）

b. サービス購入料 B

金●円

（取引に係る消費税等の額 金●円）

c. サービス購入料 C

金●円

（取引に係る消費税等の額 金●円）

(2) 支払条件

第9章（サービス購入料）に定めるとおり。

(3) 契約保証金

第35条（契約の保証）に定めるとおり。

第4 事業の内容

第4条（本事業の実施）に定めるとおり。

上記の事業について、愛知県（以下「県」という。）と●（以下「事業者」という。）は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な特定事業契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、県及び事業者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和●年●月●日

県

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

愛知県

代表者 愛知県知事 大村 秀章

事業者

●

目 次

第1章 総 則	1
第1条 (用語の解釈)	1
第2条 (公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	1
第3条 (特定事業契約等)	1
第4条 (本事業の実施)	2
第5条 (事業者の収入)	2
第6条 (県の実施業務)	3
第7条 (資金調達)	3
第8条 (公租公課の負担)	3
第2章 本事業実施の準備	3
第1節 実施体制及び本事業の準備	3
第9条 (本事業の実施体制等)	3
第10条 (統括管理業務の実施に係る準備)	4
第11条 (設計・建設業務の実施に係る準備)	4
第12条 (開館準備業務の実施に係る準備)	5
第13条 (維持管理・運営業務の実施に係る準備)	5
第14条 (付帯業務の実施に係る準備)	5
第15条 (ガバナンス実施計画書)	6
第2節 必要な契約等の締結	6
第16条 (必要な契約の締結)	6
第17条 (事業者による許認可の取得等)	6
第18条 (県による許認可の取得等)	7
第3章 適正業務の確保	7
第19条 (要求水準を満たす業務の実施)	7
第20条 (要求水準の変更)	7
第21条 (ガバナンスの実施及びガバナンス体制の構築)	8
第22条 (統括管理企業による業務実施及び一括再委託等の禁止)	8
第23条 (統括管理業務の業務計画書)	8
第24条 (統括管理業務の事業報告書)	9
第25条 (業務責任者の設置及び変更)	9
第26条 (財務情報の報告)	9
第27条 (県による指示等)	10
第28条 (セルフモニタリング)	10
第29条 (県による実績評価)	10
第30条 (ガバナンス基本計画等の変更)	10
第31条 (事業終了時のモニタリング)	11

第4章 設計・建設業務	12
第1節 総則	12
第32条 (工事総則)	12
第33条 (本施設の処分禁止)	12
第34条 (関連工事の調整)	12
第35条 (契約の保証)	12
第2節 設計	13
第36条 (設計)	13
第37条 (設計企業による業務実施及び一括再委託等の禁止)	14
第3節 建設	15
第38条 (建設)	15
第39条 (建設企業による業務実施及び下請の制限等)	15
第40条 (下請負者等(建設業務)の健康保険等加入義務等)	16
第41条 (近隣調整)	17
第42条 (監督職員)	17
第43条 (現場代理人)	18
第44条 (工事関係者に関する措置請求)	18
第45条 (事業用地の貸与等)	18
第46条 (設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)	19
第47条 (設計図書の変更)	19
第48条 (工事の中止)	19
第49条 (事業者の請求による設計・建設期間の延長)	20
第50条 (設計・建設期間の変更方法)	20
第51条 (サービス購入料Aの変更方法等)	20
第52条 (賃金又は物価の変動に基づくサービス購入料Aの変更)	21
第53条 (臨機の措置)	22
第54条 (一般的損害)	22
第55条 (第三者に及ぼした損害)	22
第56条 (サービス購入料Aの変更に代える設計図書の変更)	23
第57条 (中間検査)	23
第4節 工事監理	23
第58条 (工事監理)	23
第5節 雑則	24
第59条 (建設工事保険等)	24
第6節 本施設の完成及び引渡し	24
第60条 (完了検査及び引渡し)	24
第61条 (県による本施設の取得)	25
第62条 (部分使用)	25

第 63 条	(契約不適合責任)	25
第 5 章	開館準備業務	27
第 64 条	(本施設の引渡し)	27
第 65 条	(事業者による運営開始確認)	27
第 66 条	(県による確認書の交付)	27
第 67 条	(開館準備企業による業務実施及び一括再委託等の禁止)	28
第 68 条	(開館準備業務の業務計画書)	28
第 69 条	(開館準備業務の事業報告書)	28
第 70 条	(物価変動に基づくサービス購入料 B の改定)	29
第 71 条	(開館の遅延による違約金)	29
第 6 章	維持管理・運営業務	29
第 72 条	(維持管理企業及び運営企業による業務実施及び一括再委託等の禁止)	29
第 73 条	(県による本施設の追加投資)	30
第 74 条	(事業者の保有資産等の追加投資)	30
第 75 条	(中長期修繕計画書に基づく修繕業務)	30
第 76 条	(大規模修繕)	31
第 77 条	(設備、什器・備品等の調達及び保守管理)	31
第 78 条	(維持管理・運営業務の業務計画書)	31
第 79 条	(維持管理・運営業務の事業報告書)	32
第 80 条	(作品の盗難又は毀損)	32
第 81 条	(物価変動に基づくサービス購入料 C の改定)	32
第 7 章	付帯業務	32
第 82 条	(本施設の一部貸付)	32
第 83 条	(付帯業務実施企業による業務実施及び一括再委託等の禁止)	33
第 84 条	(付帯業務の業務計画書)	33
第 85 条	(県による付帯業務確認書の交付)	33
第 86 条	(付帯業務に係る近隣対応)	34
第 87 条	(付帯業務の事業報告書)	34
第 88 条	(付帯業務の収入の帰属)	34
第 89 条	(付帯業務期間中に第三者等に及ぼした損害)	34
第 90 条	(付帯業務期間中に係る保険)	34
第 8 章	連携業務等	35
第 91 条	(連携業務)	35
第 92 条	(事業者が任意で行う事業)	35
第 9 章	サービス購入料	35
第 93 条	(サービス購入料 A)	35
第 94 条	(サービス購入料 B)	36
第 95 条	(サービス購入料 C のうち維持管理・運営費)	36

第 96 条	(サービス購入料 C のうち統括管理費)	37
第 97 条	(債務負担行為に係る契約の特則)	37
第 10 章	表明保証及び誓約	37
第 98 条	(事業者による表明及び保証)	37
第 99 条	(事業者による誓約事項)	38
第 100 条	(事業者の株式)	39
第 101 条	(契約上の地位譲渡)	40
第 102 条	(事業者の兼業禁止)	40
第 11 章	責任及び損害等の分担	40
第 103 条	(責任及び損害等の分担原則)	40
第 104 条	(政策変更)	40
第 105 条	(法令改正)	41
第 106 条	(税制改正)	42
第 107 条	(不可抗力)	42
第 108 条	(損害賠償責任)	44
第 12 章	契約の終了及び終了に伴う措置	44
第 109 条	(事業期間)	44
第 110 条	(事業者事由による解除)	44
第 111 条	(県の任意による解除、県事由による解除)	45
第 112 条	(法令改正・不可抗力による解除)	46
第 113 条	(本施設の引渡前の解除)	46
第 114 条	(本施設の引渡後の解除)	46
第 115 条	(事業終了時の引継ぎ等)	47
第 116 条	(本施設の引渡し)	47
第 117 条	(契約終了による事業者所有資産の取扱い)	47
第 118 条	(違約金)	48
第 119 条	(損失補償)	49
第 120 条	(事業終了後の解散及び債務引受)	49
第 13 章	知的財産権	49
第 121 条	(著作権の帰属)	49
第 122 条	(成果物の利用)	50
第 123 条	(著作権等の譲渡禁止)	50
第 124 条	(第三者の有する著作権の侵害防止)	50
第 125 条	(第三者の知的財産権等の侵害)	51
第 126 条	(知的財産権の対象技術の使用)	51
第 14 章	雑 則	51
第 127 条	(秘密保持義務)	51
第 128 条	(遅延利息)	52
第 129 条	(契約の変更)	52

第 130 条（準拠法・管轄裁判所）	52
第 131 条（通知方法・計量単位・期間計算・休日調整等）	52
第 132 条（疑義に関する協議）	53

別紙 1 定義集

別紙 2 事業日程

別紙 3 ガバナンス基本計画

別紙 4 ガバナンス体制

別紙 5 業務委託請負先

別紙 6 事業者が付保する保険等

別紙 7 サービス購入料

別紙 8 物価変動に基づくサービス購入料の改定

第1章 総 則

第1条 (用語の解釈)

- 1 特定事業契約において用いる語句は、本文中において特に明示するもの及び文脈上別異に解すべきものを除き、別紙1（定義集）において定める意義を有する。
- 2 特定事業契約における各条項の見出しは、参照の便宜のためであり、特定事業契約の各条項の解釈に影響を与えるものではない。
- 3 特定事業契約で規定する法令等につき、改正又はこれらに替わる新たな法令等の制定が行われた場合には、当該改正又は制定後の法令等が特定事業契約に適用される。

第2条 (公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

- 1 特定事業契約の締結及びその履行に際し、次の各号に掲げる事項の実現に向けて、県は、本事業が民間企業者たる事業者の創意工夫に基づき実施されることを、事業者は、本事業が高度の公共性及び公益性を有することを、それぞれ十分理解しその趣旨を尊重する。
 - (1) 県立3施設が引き続き作品の保存及び収集活動等を継続していくための優れた収蔵環境を備えた施設
 - (2) 美術館や県民の財産を「まもる」、地域や住民に「ひらく」、各本館や周辺施設と「つながる」の3つのコンセプトをもとに、愛知の文化芸術の魅力を一層高め、作品の「保存」という美術館の基本的活動の一面を広く知らしめる役割を果たす施設
- 2 事業者は、本事業内容の詳細について、社会情勢の変化その他の本事業に係る外在的及び内在的な事情の変化を踏まえ、県の請求に応じて県と緊密に協議し、必要に応じて随時見直すことに合意する。なお、事業者は、本項に基づく協議が必要と自ら認める場合は、県に対して協議を求めることができ、県は、合理的な理由なくして協議を留保、遅延又は拒否しないものとする。

第3条 (特定事業契約等)

- 1 特定事業契約は、要求水準書、入札説明書等及び事業提案書と一体の契約であり、これらはいずれも特定事業契約の一部を構成する。特定事業契約の規定に基づき、県と事業者の間で別途締結される契約は、いずれも特定事業契約の一部を構成する。
- 2 特定事業契約、要求水準書、入札説明書等及び事業提案書の内容に矛盾又は齟齬がある場合は、この順に優先して適用される。ただし、事業提案書の内容が要求水準書に定める水準を超える場合には、その限りにおいて事業提案書が要求水

準書に優先する。

第4条 （本事業の実施）

- 1 本事業は、次の各号に掲げる業務により構成される。
 - (1) 統括管理業務
 - (2) 設計・建設業務
 - (3) 開館準備業務
 - (4) 維持管理・運營業務
 - イ 維持管理業務
 - ロ 運營業務
 - (5) 付帯業務（営業倉庫）
 - (6) 事業者が任意で行う事業
 - (7) その他特定事業契約及び要求水準書に規定される業務
- 2 事業者は、要求水準書等に従い、別紙2（事業日程）に定める事業日程により、前項各号に掲げる本事業の業務を実施する。
- 3 事業者は、本事業を実施するにあたり、適用される全ての法令等を遵守しなければならない。
- 4 開館準備業務に含まれる県立3施設の作品の保存に係る業務のうち学芸員の専門的知見が必要なもの、維持管理業務に含まれる収蔵室等、修復室及び撮影室の日常清掃並びに県立3施設の作品の保存に係る業務のうち学芸員の専門的知見が必要なもの、運營業務に含まれる県立3施設の作品の保存に係る業務のうち学芸員の専門的知見が必要なものについては、主として県立3施設が実施するため、事業者が行う業務に含まない。ただし、本項に定める業務につき、事業者は適宜必要な調整及び協力を行う。

第5条 （事業者の収入）

- 1 事業者は、本施設に係る教育普及業務を実施するにあたり、事業提案書に基づき県と協議して、料金を設定又は変更の上、当該業務により得られた収入を収受することができる。当該業務による収入は、全て事業者の収入とする。
- 2 事業者は、要求水準書等に従い、自らの責任及び費用負担において本施設に係る付帯業務を実施するにあたり、事業提案書に基づき県と協議して、料金を設定又は変更の上、当該業務により得られた収入を収受することができる。当該業務による収入は、全て事業者の収入とする。
- 3 事業者は、要求水準書等に従い、自らの責任及び費用負担において任意事業を実施し、当該業務により得られた収入を収受することができる。当該業務による収入は、全て事業者の収入とする。

第6条 (県の実施業務)

- 1 県は、特定事業契約、要求水準書及び入札説明書等に従い、本事業の実施に必要な業務を実施する。
- 2 県は、前項に規定する業務の実施に要する費用を負担する。

第7条 (資金調達)

- 1 本事業の実施に関する一切の費用（前条（県の実施業務）に従い県が負担する費用を除く。）は、特定事業契約に別段の定めがある場合を除き全て事業者が負担し、本事業の実施に要する事業者の資金調達は全て事業者の責任において行う。
- 2 事業者は、前項に定める資金調達に係る金利変動による追加費用が生じた場合は、当該追加費用を負担する。

第8条 (公租公課の負担)

- 1 事業者は、特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、本事業に関連して事業者に生じる一切の租税を負担する。
- 2 県は、事業者に対し、特定事業契約の定めるところにより、サービス購入料に係る消費税等の支払債務を負担する。

第2章 本事業実施の準備

第1節 実施体制及び本事業の準備

第9条 (本事業の実施体制等)

- 1 事業者は、本事業に係る業務に着手する日までに、本事業を実施するために必要な体制を確保する。
- 2 事業者は、要求水準書等に基づき、本事業の実施に関連して、所定の期限までに、本事業の実施に係る実施体制図その他別紙3（ガバナンス基本計画）で定める書面（以下「実施体制図等」という。）を策定して県に提出し、県の承認等を得なければならない。県は、実施体制図等が要求水準書等と一致していない場合には、事業者に対し補正を命ずることができる。
- 3 事業者は、特定事業契約締結後事業期間が終了するまでの間に、実施体制図等の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ県に通知し、県の承認等を得なければならない。県は、特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、実施体制図等の変更内容が要求水準書等と一致していない場合には、事業者に対し補正を命ずることができる。

- 4 事業者は、前2項に基づき実施体制図等を策定又は変更しようとする場合には、第21条（ガバナンスの実施及びガバナンス体制の構築）に従い構築するガバナンス体制との整合性を図るとともに、当該ガバナンス体制の変更が必要な場合は、県の承認を得なければならない。

第10条 （統括管理業務の実施に係る準備）

- 1 事業者は、特定事業契約締結後速やかに、統括管理業務の実施に必要な人員等（必要な有資格者を含む。）を確保し、県に対して、その旨を報告するものとする。
- 2 事業者は、要求水準書等に基づき、統括管理業務の実施に関連して、所定の期限までに、第23条（統括管理業務の業務計画書）で定めるところに従い、別紙3（ガバナンス基本計画）で定める書面（以下「統括管理業務に係る計画書等」という。）を策定して県に提出し、県の承認等を得なければならない。県は、統括管理業務に係る計画書等が要求水準書等と一致していない場合には、事業者に対し補正を命ずることができる。
- 3 前項に定める統括管理業務に係る計画書等には、本事業の業務全体を総合的に把握し調整を行う統括管理責任者（以下「統括管理責任者」という。）の定めを含む。統括管理責任者は、特定事業契約の履行に関し、本事業の業務全体の管理及び総括を行うほか、サービス購入料の変更、請求及び受領並びに特定事業契約の解除に係る権限を除き、特定事業契約に基づく業務に関する一切の権限を行使することができる。
- 4 事業者が、特定事業契約締結後事業期間が終了するまでの間に、統括管理業務に係る計画書等の内容を変更しようとする場合は、第23条（統括管理業務の業務計画書）で定めるところに従い、あらかじめ県に通知し、県の承認等を得なければならない。県は、特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、統括管理業務に係る計画書等の変更内容が要求水準書等と一致していない場合には、事業者に対し補正を命ずることができる。

第11条 （設計・建設業務の実施に係る準備）

- 1 事業者は、要求水準書等に基づき、設計・建設業務の実施に関連して、所定の期限までに、別紙3（ガバナンス基本計画）で定める書面（以下「設計・建設業務に係る計画書等」という。）を策定して県に提出し、県の承認等を得なければならない。県は、設計・建設業務に係る計画書等が要求水準書等と一致していない場合には、事業者に対し補正を命ずることができる。
- 2 事業者が、特定事業契約締結後設計・建設業務が完了するまでの間に、設計・建設業務に係る計画書等の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ県に通知し、県の承認等を得なければならない。県は、特定事業契約に別段の定めがある

場合を除き、設計・建設業務に係る計画書等の変更内容が要求水準書等と一致していない場合には、事業者に対し補正を命ずることができる。

第12条 （開館準備業務の実施に係る準備）

- 1 事業者は、要求水準書等に基づき、開館準備業務の実施に関連して、所定の期限までに、別紙3（ガバナンス基本計画）で定める書面（以下「開館準備業務に係る計画書等」という。）を策定して県に提出し、県の承認等を得なければならない。県は、開館準備業務に係る計画書等が要求水準書等と一致していない場合には、事業者に対し補正を命ずることができる。
- 2 事業者が、特定事業契約締結後開館準備業務が完了するまでの間に、開館準備業務に係る計画書等の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ県に通知し、県の承認等を得なければならない。県は、特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、開館準備業務に係る計画書等の変更内容が要求水準書等と一致していない場合には、事業者に対し補正を命ずることができる。

第13条 （維持管理・運営業務の実施に係る準備）

- 1 事業者は、要求水準書等に基づき、維持管理・運営業務の実施に関連して、所定の期限までに、別紙3（ガバナンス基本計画）で定める書面（以下「維持管理・運営業務に係る計画書等」という。）を策定して県に提出し、県の承認等を得なければならない。県は、維持管理・運営業務に係る計画書等が要求水準書等と一致していない場合には、事業者に対し補正を命ずることができる。
- 2 事業者が、特定事業契約締結後維持管理・運営業務が完了するまでの間に、維持管理・運営業務に係る計画書等の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ県に通知し、県の承認等を得なければならない。県は、特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、維持管理・運営業務に係る計画書等の変更内容が要求水準書等と一致していない場合には、事業者に対し補正を命ずることができる。

第14条 （付帯業務の実施に係る準備）

- 1 事業者は、要求水準書等に基づき、付帯業務の実施に関連して、所定の期限までに、別紙3（ガバナンス基本計画）で定める書面（以下「付帯業務に係る計画書等」という。）を策定して県に提出し、県の承認等を得なければならない。県は、付帯業務に係る計画書等が要求水準書等と一致していない場合には、事業者に対し補正を命ずることができる。
- 2 事業者が、特定事業契約締結後付帯業務が完了するまでの間に、付帯業務に係る計画書等の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ県に通知し、県の承認等を得なければならない。県は、特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、付帯業務に係る計画書等の変更内容が要求水準書等と一致していない場合には、

事業者に対し補正を命ずることができる。

第15条 （ガバナンス実施計画書）

事業者は、所定の期限までに、要求水準書等及び別紙 3（ガバナンス基本計画）の定めに従い、本事業の実施に関するガバナンス実施計画書案を作成して県に提出しなければならない。県及び事業者は、本事業に係る業務に着手する日までに、当該ガバナンス実施計画書案につき協議の上、ガバナンス実施計画書を合意する。

第 2 節 必要な契約等の締結

第16条 （必要な契約の締結）

- 1 事業者は、別紙 5（業務委託請負先）及び事業提案書に基づき、本事業に係る各業務の全部又は一部を業務委託請負先に委託又は請け負わせる場合、各業務に着手する日までに、当該各業務に係る業務委託請負先との間で業務委託請負契約を締結し、当該契約の締結後 10 日以内に当該契約書の写しを県に提出する。
- 2 事業者は、前項に基づき各業務の全部又は一部を業務委託請負先に対して委託し又は請け負わせる場合、暴力団員等のいずれかに該当する者その他県が不適切と認める者に対しては委託せず又は請け負わせないものとし、業務委託請負先をして、暴力団員等のいずれかに該当する者その他県が不適切と認める者に対しては再委託をさせず又は下請負をさせないものとする。

第17条 （事業者による許認可の取得等）

- 1 次条（県による許認可の取得等）に定めるものを除き、本事業を実施するために必要となる一切の許認可又は届出若しくは報告は、事業者が取得若しくは承継して維持し、又は作成して提出する。
- 2 事業者は、次条（県による許認可の取得等）に定めるものを除き、本事業を実施するために必要となる許認可の取得、承継若しくは維持又は届出若しくは報告に関する責任及び費用（許認可取得の遅延から生じる追加費用を含む。）を負担する。ただし、その遅延が県の責めに帰すべき事由による場合には、県がその責任及び損害を負担する。
- 3 県は、事業者が県に対して書面により要請した場合、第 1 項に定める事業者による許認可の取得、承継若しくは維持又は届出若しくは報告について、法令等の範囲内において必要に応じて協力する。
- 4 事業者は、第 1 項に定める許認可の原本又は届出若しくは報告の写しを保管し、県の要請があった場合には許認可の原本又は届出若しくは報告の写しを提示し、又は許認可の原本証明付きの写し又は届出若しくは報告の写しを県に提出す

る。

第18条 （県による許認可の取得等）

- 1 県は、本事業を実施するために必要となる許認可又は届出若しくは報告のうち、県が必要と認める許認可又は届出若しくは報告につき、本事業の事業期間中、自らの責任及び費用負担により取得して維持し、又は作成して提出する。ただし、県が要求水準書等に従い許認可の取得若しくは維持又は届出若しくは報告について事業者の協力を求めた場合には、事業者は、自らの責任においてこれに応じる。
- 2 前項に定める許認可の取得又は維持に関して許認可権者から条件が付された場合、県は、当該条件のうち、本事業の実施に関して必要と認めるものについて事業者へ通知するものとし、事業者は、これを遵守しなければならない。

第3章 適正業務の確保

第19条 （要求水準を満たす業務の実施）

事業者は、特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、自らの責任及び費用負担において、要求水準書等に従い要求水準を満たす方法により、本事業を実施する。

第20条 （要求水準の変更）

- 1 法令等の改正により業務内容を著しく変更する必要がある場合、災害、事故等により、特別な業務内容が必要な場合若しくは業務内容を著しく変更した場合、県の事由により業務内容の変更が必要な場合その他業務内容の変更が特に必要と認められる場合には、県は、要求水準書を変更することができる。ただし、県は、あらかじめ事業者に対してその旨及び理由を記載した書面により通知し、事業者と協議を行わなければならない。
- 2 前項の要求水準書の変更に伴う追加費用の負担は、かかる要求水準書の変更が①国及び地方公共団体による政策が変更され又は決定されたことによる場合は第104条（政策変更）に従い、②法令等が改正され又は制定されたことによる場合は第105条（法令改正）に従い、③税制等が改正され又は制定されたことによる場合は第106条（税制改正）に従い、④不可抗力による場合は第107条（不可抗力）に従うものとし、⑤前記①から④以外の場合であって、県の事由による場合は県が、事業者の事由による場合は事業者が、それぞれ負担するものとする。
- 3 本条に基づく要求水準書の変更により事業者の費用が減少する場合には、当該費用相当額については県の帰属とする。ただし、要求水準書に規定する事業者か

らの改善提案等に起因して事業者の費用が減少したと県が認める場合には、当該費用相当額については事業者の帰属とする。

- 4 本条に基づく要求水準書の変更は書面をもって行うものとする。

第21条 (ガバナンスの実施及びガバナンス体制の構築)

- 1 県及び事業者は、本事業期間中の円滑な遂行の実現を目的として、要求水準書等、別紙3（ガバナンス基本計画）及び別紙4（ガバナンス体制）の定めに従い、ガバナンスを実施し、ガバナンス体制を構築する。具体的には、協議会等設置要綱及び第三者機関設置要綱に関する確認書を締結の上、会議体及び第三者機関を設置し、これらを運営する。
- 2 県及び事業者は、本事業期間中にわたり相互の信頼関係を構築して、円滑な業務の遂行に努め、事業の目的を実現するように努めるものとする。
- 3 本事業が要求水準を満たし、かつ事業提案書に基づき適切かつ確実に遂行されているか否かを確認するための県及び事業者によるガバナンスの体制、方法その他の事項は、別紙3（ガバナンス基本計画）、別紙4（ガバナンス体制）及びガバナンス実施計画書の定めによる。

第22条 (統括管理企業による業務実施及び一括再委託等の禁止)

- 1 事業者は、特定事業契約の定めに従い、統括管理業務の全部又は一部を統括管理企業に委託し又は請け負わせることができる。
- 2 事業者は、前項の定めにより統括管理業務を統括管理企業に委託し又は請け負わせるときは、当該業務の委託又は請負に係る契約の締結後10日以内に当該契約書の写しを県に対し提出する。
- 3 事業者は、統括管理業務の統括管理企業への委託又は請負に関する一切の責任を負い、統括管理企業の責めに帰すべき事由は、全て事業者の責めに帰すべき事由とみなして事業者が責任を負う。
- 4 事業者は、統括管理企業が事業者から受託し又は請け負った統括管理業務の全部を一括して若しくはその主たる部分を、統括管理企業をして第三者に委託し又は請け負わせてはならない。
- 5 県は、統括管理企業が事業者から受託し又は請け負った業務の一部を第三者（以下「下請負者等（統括管理業務）」という。）に委託し又は請け負わせた場合において、必要があると認めるときは、事業者に対して、下請負者等（統括管理業務）の名称、下請負者等（統括管理業務）との契約金額その他必要な事項の報告を請求することができる。

第23条 (統括管理業務の業務計画書)

- 1 事業者は、要求水準書に従い、統括管理業務に関し、第10条（統括管理業務の

実施に係る準備)で定める統括管理業務に係る計画書等として、特定事業契約締結日から事業期間終了までの業務計画書、及び各事業年度の年間計画書を作成して県に提出し、県の承認を得なければならない。

- 2 事業者は、前項に定める業務計画書又は年間計画書の内容を変更するときは、事前に変更内容を県に説明し、かつ、変更後の業務計画書又は年間計画書を県に提出し、県の承認を得なければならない。
- 3 事業者は、前2項に定める業務計画書及び年間計画書に従って、統括管理業務を実施しなければならない。

第24条 (統括管理業務の事業報告書)

事業者は、統括管理業務の履行状況等について、要求水準書に従い、事業四半期報告書及び各事業年度にかかる事業年次報告書を県に提出しなければならない。

第25条 (業務責任者の設置及び変更)

- 1 事業者は、要求水準書に従い、統括管理業務、設計・工事監理業務、建設業務、開館準備業務、維持管理業務、運営業務、付帯業務及び任意事業それぞれの業務履行の責任者である業務責任者(統括管理責任者を含む。以下「業務責任者」という。)を定めた実施体制図を、特定事業契約締結後30日以内に県に提出し、県の承認を得なければならない。
- 2 県は、事業期間中において、業務責任者がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、事業者に対し、その理由を明示した書面により、業務責任者の変更を要請することができる。
- 3 事業者は、前項に規定する要請を受けたときは、速やかに新たな業務責任者に変更し、県に届け出なければならない。
- 4 事業者は、業務責任者を変更する必要があるとき、速やかに新たな業務責任者を選出した上で、変更後の実施体制図を県に提出し、県の承認を得なければならない。

第26条 (財務情報の報告)

- 1 事業者は、別紙3(ガバナンス基本計画)の定めに従い、事業者の財務諸表その他本事業の財務情報を、県に報告し、また、事業者のウェブサイトにおいて公表する。
- 2 事業者は、事業期間中、本事業の財務情報に関し県が必要と認めて(県の公有財産台帳の整理等のため必要があるときを含む。)報告を求めた事項について、遅滞なく県に報告しなければならない。

第27条 (県による指示等)

- 1 前条（財務情報の報告）の定めにかかわらず、県は、事業者による本事業の適正を期するため、事業者に対して、本事業の業務若しくは経理の状況に関し報告を求め、実施について調査し又は必要な指示をすることができる。
- 2 前項の県の調査又は指示に従うことにより事業者が費用が発生する場合、かかる費用は事業者の負担とする。

第28条 (セルフモニタリング)

事業者は、別紙3（ガバナンス基本計画）及びガバナンス実施計画書に従い、セルフモニタリングを行い、所定の書類を所定の期限までに又は県の請求に従って随時、県に提出するものとする。

第29条 (県による実績評価)

- 1 県は、前条（セルフモニタリング）に基づき提出された書類に基づき、並びに別紙3（ガバナンス基本計画）及びガバナンス実施計画書の定めに従って、当該各業務が要求水準を満たし、かつ事業提案書に基づき適正かつ確実に遂行されているか否かを確認し、事業者は、別紙3（ガバナンス基本計画）及びガバナンス実施計画書の定めに従って、かかる確認に必要な協力を行う。
- 2 県は、前条（セルフモニタリング）のセルフモニタリング及び前項の実績評価により、事業者の実施する業務が要求水準を満たさず又は事業提案書に基づき適正かつ確実に遂行されていないと判断した場合、別紙3（ガバナンス基本計画）及びガバナンス実施計画書の定めに従って、事業者に対し、業務改善について協議を求めることができる。この場合、県と事業者は誠実に協議し、事業者は、その協議内容に従って、業務改善のための必要な措置を講ずる。
- 3 前項に加え、県は、前条（セルフモニタリング）及び第1項の実績評価により、事業者の実施する業務が要求水準を満たさず又は事業提案書に基づき適正かつ確実に遂行されていないと判断した場合、別紙3（ガバナンス基本計画）及びガバナンス実施計画書の定めに従って、事業者に対して注意、是正指導、是正勧告、業務実施企業の変更請求等を行うとともに、ペナルティポイントの付与及び違約金等の支払の請求を行うことができる。

第30条 (ガバナンス基本計画等の変更)

- 1 県は、特定事業契約締結後事業期間が終了するまでの間、合理的な理由がある場合には、別紙3（ガバナンス基本計画）を変更することができる。ただし、県は、あらかじめ事業者に対してその旨及び理由を記載した書面により通知し、事業者と協議を行わなければならない。
- 2 県は、特定事業契約締結後事業期間が終了するまでの間、要求水準が変更され

た場合、県の事由により本事業の業務内容の変更が必要な場合、その他本事業の業務内容の変更が特に必要と認められる場合には、ガバナンス実施計画書の変更をすることができる。ただし、県は、あらかじめ事業者に対してその旨及び理由を記載した書面により通知し、事業者と協議を行わなければならない。

- 3 県及び事業者は、特定事業契約が変更された場合、必要に応じてガバナンス実施計画書を変更する。
- 4 第1項の別紙3（ガバナンス基本計画）の変更又は前2項のガバナンス実施計画書の変更が県の責めに帰すべき事由により行われた場合には、これに伴う追加費用については県の負担とする。
- 5 第1項の別紙3（ガバナンス基本計画）の変更又は第2項若しくは第3項のガバナンス実施計画書の変更が事業者の責めに帰すべき事由により行われた場合には、特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、これに伴う追加費用については事業者の負担とする。
- 6 第1項の別紙3（ガバナンス基本計画）の変更又は第2項若しくは第3項のガバナンス実施計画書の変更が県又は事業者の責めに帰すべき事由以外の事由により行われた場合には、特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、事業者は、かかる変更に伴い自らに発生した全ての追加費用について、一時的な支払等を行うものとする。また、県及び事業者は、かかる変更に伴い事業者に発生した合理的な追加費用の最終的な負担方法について、合意が成立するまでの間、誠実に協議する。
- 7 第1項の別紙3（ガバナンス基本計画）の変更又は第2項若しくは第3項のガバナンス実施計画書の変更により事業者の費用が減少する場合には、当該費用相当額については県の帰属とする。
- 8 第1項の別紙3（ガバナンス基本計画）の変更又は第2項若しくは第3項のガバナンス実施計画書の変更は、書面をもって行う。

第31条 （事業終了時のモニタリング）

- 1 県及び事業者は、別紙3（ガバナンス基本計画）及びガバナンス実施計画書の定めに従って、事業期間の満了する日の5年前から、事業期間満了後の本事業に係る資産の取扱いについて、協議を行うものとする。
- 2 事業者は、事業期間の満了する日の1年前までに、本事業に係る施設及び設備の劣化等の状況並びに当該施設及び設備の保全のために必要となる資料の整備状況を、県に報告し、県の確認を受けるものとする。県及び事業者は、かかる確認内容に基づき、必要に応じて事業期間満了後の本事業に係る資産の取扱いについて協議する。
- 3 事業者は、要求水準を満たすよう、事業終了時まで、前2項の協議の結果を反映した引継修繕計画書に基づき本事業に係る施設及び設備の修繕、撤去等を行

うほか、必要となる資料を整備し、県の確認等を受ける。

- 4 事業者は、別紙3（ガバナンス基本計画）に定める書類を事業期間満了時に県に提出し、県の確認を受けるものとする。

第4章 設計・建設業務

第1節 総則

第32条 （工事総則）

- 1 県及び事業者は、日本国の法令を遵守し、特定事業契約を履行しなければならない。
- 2 事業者は、特定事業契約及び要求水準書等に従い、自己の責任において設計を行った上で、当該設計に基づいて特定事業契約冒頭第3の1に定める設計・建設業務の期間内に完了し、本施設を県に引き渡すものとし、県は、その対価としてサービス購入料Aの支払債務を負担する。
- 3 仮設、施工方法その他本施設を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、事業者がその責任において定める。

第33条 （本施設の処分禁止）

事業者は、本施設（未完成の部分も含む。）を第三者に譲渡し、貸与し又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。

第34条 （関連工事の調整）

県は、本事業が県の発注に係る第三者の施工する他の工事と施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行う。この場合事業者は、県の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

第35条 （契約の保証）

- 1 事業者は、特定事業契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付し、設計・建設業務期間が終了するまでの間これを維持しなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を県に寄託しなければならない。
 - (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

- (3) 特定事業契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行、県が確実と認める金融機関の保証
 - (4) 特定事業契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) 特定事業契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、サービス購入料 A 及び当該金額にかかる消費税等の合計額の10分の1以上としなければならない。
- 3 事業者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第110条（事業者事由による解除）第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、事業者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 サービス購入料 A の変更があった場合には、保証の額が変更後のサービス購入料 A（消費税等を含まない。）の10分の1に達するまで、県は、保証の額の増額を請求することができ、事業者は、保証の額の減額を請求することができる。

第2節 設計

第36条 （設計）

- 1 事業者は、特定事業契約の締結後速やかに、要求水準書等に従い、設計業務を実施する。
- 2 事業者は、設計業務の着手時に、要求水準書等に従い、調査計画書、設計業務計画書その他の要求水準書等に定める書類を県に提出し、設計業務計画書については、県の承認を得なければならない。
- 3 事業者は、要求水準書等に従い、調査結果を事業報告書として調査終了時に県に報告しなければならない。
- 4 事業者は、事業者が調査を実施した結果、土壌汚染、又は地中埋設物の存在について、要求水準書等で規定されていなかったこと又は規定されていた事項が事実と異なっていたことが判明した場合には、その旨を直ちに県に通知しなければならない。
- 5 土壌汚染又は地中埋設物に起因して発生する追加費用は、特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、県がこれを負担する。ただし、県は、いかなる場合においても、要求水準書等に示した情報から合理的に判断できる範囲の土壌汚染又は地中埋設物に起因する追加費用は負担せず、かつ、土壌汚染又は地中埋設物に起因して事業者が生じた損害・損失（逸失利益を含む。）は負担しない。

- 6 事業者は、調査の不備に起因して発生する一切の責任及び追加費用を負担する。
- 7 事業者は、県に対し、要求水準書等に従い、一定期間において進捗した設計の内容その他の設計及びその関連業務の進捗状況に関し定期的に報告しなければならない。県は、設計の内容その他の設計及びその関連業務の進捗状況に関して、随時に、事業者に対して説明を求めることができ、報告書その他の関連資料の提出を求めることができる。
- 8 事業者は、要求水準書等に基づく本施設の設計及びその関連業務の完了後その他県が必要と認めた場合、速やかに、要求水準書等に従い、要求水準書等に定める様式及び内容の設計図書その他の要求水準書等に定める書類を県に提出して県の検査を受けなければならない。
- 9 県は、事業者から提出された設計図書が、法令、要求水準書等の規定に適合しないこと又は逸脱していることが判明した場合は、設計図書の受領後遅滞なく当該箇所及びその内容を示すとともに、相当の期間を定めてこれを是正するよう事業者に対して求めることができる。この場合、事業者は、速やかに設計図書の当該箇所を自らの費用負担で是正した設計図書を県に提出し、県の確認を受ける。
- 10 県は、事業者から提出された設計図書の検査の結果、適当と認めた場合は、この旨を事業者に通知する。
- 11 事業者は、前項の規定による通知があるまでは、建設業務を開始してはならない。
- 12 県は、設計図書の内容の検査結果の通知のみを理由として、事業者の業務の実施に関して何らの責任を負うものではない。
- 13 設計図書の是正を要する箇所が要求水準書等の明示的な記載に従ったものであることが認められる場合で、県の指示の不備・誤り、その他の県の責めに帰すべき理由による場合は、県は、当該是正に係る事業者の損害・損失を合理的な範囲で負担する。ただし、事業者が当該要求水準書等の記載が不適当であること又は県の指示に不備・誤りがあることを知りながら県に異議を述べなかった場合は、この限りではない。

第37条 (設計企業による業務実施及び一括再委託等の禁止)

- 1 事業者は、特定事業契約の定めに従い、設計業務の全部又は一部を設計企業に委託し又は請け負わせることができる。
- 2 事業者は、前項の定めにより設計業務を設計企業に委託し又は請け負わせるときは、当該業務の委託又は請負に係る契約の締結後 10 日以内に当該契約書の写しを県に対し提出する。
- 3 事業者は、設計業務の設計企業への委託又は請負に関する一切の責任を負い、設計企業の責めに帰すべき事由は、全て事業者の責めに帰すべき事由とみなして

事業者が責任を負う。

- 4 事業者は、設計企業が事業者から受託し又は請け負った設計業務の全部を一括して若しくはその主たる部分を、設計企業をして第三者に委託し又は請け負わせてはならない。
- 5 県は、設計企業が事業者から受託し又は請け負った業務の一部を第三者（以下「下請負者等（設計業務）」という。）に委託し又は請け負わせた場合において、必要があると認めるときは、事業者に対して、下請負者等（設計業務）の名称、下請負者等（設計業務）との契約金額その他必要な事項の報告を請求することができる。

第3節 建設

第38条 （建設）

- 1 事業者は、要求水準書等及び設計図書に従い建設業務を実施する。
- 2 事業者は、建設業務の着手時に、要求水準書等に従い、建設工事の実施体制、工事工程等の内容を含んだ総合施工計画書その他の要求水準書等に定める書類を県に提出しなければならない。
- 3 事業者は、建設企業との間で締結する建設請負契約において、建設企業が建設する本施設の所有権が事業者に原始的に帰属する旨の特約を付す。

第39条 （建設企業による業務実施及び下請の制限等）

- 1 事業者は、特定事業契約の定めに従い、建設業務の全部又は一部を建設企業に委託し又は請け負わせることができる。
- 2 事業者は、前項の定めにより建設業務を建設企業に委託し又は請け負わせるときは、当該業務の委託又は請負に係る契約の締結後 10 日以内に当該契約書の写しを県に対し提出する。
- 3 事業者は、建設業務の建設企業への委託又は請負に関する一切の責任を負い、建設企業の責めに帰すべき事由は、全て事業者の責めに帰すべき事由とみなして事業者が責任を負う。
- 4 事業者は、建設企業が事業者から受託し又は請け負った工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して、建設企業をして第三者に委任し又は請け負わせてはならない。
- 5 事業者は、建設企業が事業者から受託し又は請け負った工事の一部を、建設企業をして第三者に委任し又は請け負わせた場合において、当該第三者（当該工事が数次の契約によって行われるときは、後次の全ての契約に係る受任者又は請負人を含む。以下「下請負者等（建設業務）」といい、下請負者等（設計業務）及び下請負者等（建設業務）を以下「下請負者等」と総称する。）が工事の全部又

はその主たる部分を一括して他の第三者に委任し又は請け負わせることのないようにしなければならない。

- 6 事業者は、建設企業又は下請負者等（建設業務）が第三者に委任し又は請け負わせようとするときは、建設企業又は下請負者等（建設業務）をして建設工事標準下請負契約約款その他これに準ずる書面により契約を締結し又は締結させるように努めなければならない。
- 7 県は、建設企業が事業者から受託し又は請け負った業務の一部を下請負者等（建設業務）に委託し又は請け負わせた場合において、必要があると認めるときは、事業者に対して、下請負者等（建設業務）の名称、下請負者等（建設業務）との契約金額その他必要な事項の報告を請求することができる。

第40条 （下請負者等（建設業務）の健康保険等加入義務等）

- 1 事業者は、建設企業をして、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負者等（建設業務）とさせてはならない。
 - (1) 健康保険法第48条の規定による届出
 - (2) 厚生年金保険法第27条の規定による届出
 - (3) 雇用保険法第7条の規定による届出
- 2 前項の規定にかかわらず、事業者は、建設企業をして、次の各号に掲げる下請負者等（建設業務）の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負者等（建設業務）とさせることができる。
 - (1) 建設企業と直接下請契約を締結する下請負者等（建設業務）で次のいずれにも該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負者等（建設業務）としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると県が認める場合
 - ロ 県の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下本項において「確認書類」という。）を、事業者が県に提出した場合
 - (2) 前号に掲げる下請負者等（建設業務）以外の下請負者等（建設業務）で次のいずれかに該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負者等（建設業務）としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると県が認める場合
 - ロ 県の指定する期間内に、事業者が当該確認書類を県に提出した場合
- 3 事業者は、社会保険等未加入建設業者が前項第1号に掲げる下請負者等（建設

業務)である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、県の請求に基づき、違約罰として、建設企業が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額を、県の指定する期間内に支払わなければならない。

- 4 事業者は、下請負者等(建設業務)が受任又は請負に係る工事の施工に際し、建設企業をして、建設業法その他関係法令を遵守するよう指導するとともに、下請負者等(建設業務)の育成に努めさせなければならない。

第41条 (近隣調整)

- 1 事業者は、建設工事の着工前に、あらかじめ県との調整を経た方法、時期及び内容にて、近隣住民に対し事業計画(本事業の実施内容の概要に関する計画をいう。本条において以下同じ。)及び工事実施計画(本施設の配置、施工時期、施工方法等の計画をいう。)の説明その他の近隣調整を行い、近隣住民の理解を得るよう努める。県は、必要と認める場合には、事業者が行う近隣調整に協力する。
- 2 事業者は、県の承諾を得た場合を除き、近隣調整の不調を理由として事業計画の変更をすることはできない。
- 3 近隣調整の結果、建設工事の着工の遅延が見込まれる場合には、県及び事業者は協議の上、建設工事の完了予定日(本施設の引渡予定日)を変更することができる。
- 4 近隣調整の実施に要する費用及び近隣調整の結果事業者に生じた費用については、事業者が負担する。ただし、県が設定した条件に直接起因する費用については、県が負担する。
- 5 前各項の規定にかかわらず、県が本施設の建設に関する近隣説明会、現場見学会、内覧会等を行う場合、事業者は、県の求めに応じて必要な協力を行わなければならない。

第42条 (監督職員)

- 1 県は、監督職員を定めたときは、その氏名を事業者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。
- 2 監督職員は、特定事業契約の他の条項に定めるもの及び特定事業契約に基づく県の権限とされる事項のうち県が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - (1) 特定事業契約の履行についての事業者又は事業者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - (2) 事業者が作成した詳細図等の承諾

(3) 設計図書に基づく工程の管理

- 3 県は、前項の権限を複数の職員に分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員に特定事業契約に基づく県の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、事業者には通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

第43条 (現場代理人)

事業者は、建設企業をして、建設業法の定めるところにより、現場代理人を配置させるとともに、設計業務の完了後速やかに、県の定めるところにより、その氏名その他必要な事項を県に通知しなければならない。現場代理人を変更したときも同様とする。

第44条 (工事関係者に関する措置請求)

- 1 県は、現場代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、事業者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を講ずることを請求することができる。
- 2 県又は監督職員は、事業者が建設企業をして工事を施工するために使用している下請負者等、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、事業者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を講ずることを請求することができる。
- 3 事業者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた後速やかに県に通知しなければならない。
- 4 事業者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、県に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を講ずることを請求することができる。
- 5 県は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた後速やかに事業者には通知しなければならない。

第45条 (事業用地の貸与等)

- 1 県は、事業用地その他設計図書において県が提供すべきことを明示した工事の施工上必要な用地（以下本条において「事業用地等」という。）を事業者が工事の施工上必要とする日（要求水準書等に別段の定めがあるときは、その定められた日）までに貸与しなければならない。
- 2 事業者は、貸与された事業用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなけれ

ばならない。

- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって事業用地等が不用となった場合において、当該事業用地等に事業者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負者等の所有又は管理するこれらの物件を含む。本条において以下同じ。）があるときは、事業者は、当該物件を撤去するとともに、当該事業用地等を修復し、取り片付けて、県に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず又は事業用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、県は、事業者に代わって当該物件を処分し、事業用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、事業者は、県の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、県の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する事業者のとるべき措置の期限、方法等については、県が事業者の意見を聴いて定める。

第46条 （設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

- 1 事業者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、県がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が県の指示によるときその他県の責めに帰すべき事由によるときは、県は、必要があると認められるときは設計・建設期間又はサービス購入料 A を変更し若しくは事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 県は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を事業者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は事業者の負担とする。

第47条 （設計図書の変更）

県は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を事業者に通知して、事業者に変更させることができる。この場合において、県は、必要があると認められるときは設計・建設期間又はサービス購入料 A を変更し若しくは事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第48条 （工事の中止）

- 1 不可抗力であって事業者、設計・建設企業又は下請負者等の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、事業者が工事を施工できないと認められるときは、県は、工事の中止内

容を直ちに事業者へ通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 県は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を事業者へ通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 県は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは設計・建設期間又はサービス購入料 A を変更し、若しくは事業者が工事の続行に備え工事現場を維持し又は労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う追加費用を必要とし若しくは事業者へ損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第49条 (事業者の請求による設計・建設期間の延長)

1 事業者は、事業者、設計・建設企業及び下請負者等の責めに帰すことができない事由により設計・建設期間内に工事を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、県に設計・建設期間の延長変更を請求することができる。

2 県は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、設計・建設期間を延長しなければならない。県は、その設計・建設期間の延長が県の責めに帰すべき事由による場合においては、サービス購入料 A について必要と認められる変更を行い又は事業者へ損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第50条 (設計・建設期間の変更方法)

1 特定事業契約の規定による設計・建設期間の変更については、県と事業者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が調わない場合には、県が定め、事業者へ通知する。

2 前項の協議開始の日については、県が事業者の意見を聴いて定め、事業者へ通知する。ただし、県が設計・建設期間の変更事由が生じた日（第 49 条（事業者の請求による設計・建設期間の延長）の場合にあつては、県が設計・建設期間の変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、事業者は、協議開始の日を定め、県へ通知することができる。

第51条 (サービス購入料 A の変更方法等)

1 特定事業契約の規定によるサービス購入料 A の変更については、県と事業者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が調わない場合には、県が定め、事業者へ通知する。

2 前項の協議開始の日については、県が事業者の意見を聴いて定め、事業者へ通知する。ただし、サービス購入料 A の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開

始の日を通知しない場合には、事業者は、協議開始の日を定め、県に通知することができる。

- 3 特定事業契約の規定により、事業者が生じた追加費用又は損害を県が負担する場合の必要な負担額については、県と事業者とが協議して定める。

第52条 (賃金又は物価の変動に基づくサービス購入料 A の変更)

- 1 県又は事業者は、別紙 8 (物価変動に基づくサービス購入料の改定) に基づき、設計・建設期間内で入札公告日から 12 ヶ月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動によりサービス購入料 A が不適当となったと認めたときは、相手方に対してサービス購入料 A の変更を請求することができる。
- 2 県又は事業者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額 (サービス購入料 A から当該請求時の出来形部分 (以下「出来形部分」という。)) に相応するサービス購入料 A を控除した額をいう。本条において以下同じ。) と変動後残工事代金額 (変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。本条において以下同じ。) との差額のうち変動前残工事代金額の 1000 分の 15 を超える額につき、サービス購入料 A の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき県と事業者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、県が定め、事業者に通知する。
- 4 第 1 項の規定による請求は、本条の規定によりサービス購入料 A の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「入札公告日」とあるのは、「直前の本条に基づくサービス購入料 A の変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により設計・建設期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、サービス購入料 A が不適当となったときは、県又は事業者は、前各項の規定によるほか、サービス購入料 A の変更を請求することができる。
- 6 予想することができない特別の事情により、設計・建設期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、サービス購入料 A が著しく不適当となったときは、県又は事業者は、前各項の規定にかかわらず、サービス購入料 A の変更を請求することができる。
- 7 前 2 項の場合において、サービス購入料 A の変更額については、県と事業者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、県が定め、事業者に通知する。
- 8 第 3 項及び前項の協議開始の日については、県が事業者の意見を聴いて定め、事業者に通知するものとする。ただし、県が第 1 項、第 5 項又は第 6 項の請求を

行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、事業者は、協議開始の日を定め、県に通知することができる。

- 9 事業者は、本条に基づきサービス購入料 A の変更に係る協議を県に請求する場合、当該請求の理由を疎明の上県が求める情報を提供しなければならない。県から当該請求を受けた場合も同様とする。

第53条 （臨機の措置）

- 1 事業者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を講じなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、事業者は、あらかじめ県の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、事業者は、その講じた措置の内容を県に直ちに通知しなければならない。
- 3 県は、災害防止その他本事業の実施上特に必要があると認めるときは、事業者に対して臨機の措置を講じることを請求することができる。
- 4 事業者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を講じた場合において、当該措置に要した費用のうち、事業者がサービス購入料 A の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、県が負担する。

第54条 （一般的損害）

本施設の引渡前に、本施設又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条（第三者に及ぼした損害）第1項又は第2項に規定する損害を除く。）については、事業者がその費用を負担する。ただし、その損害（第59条（建設工事保険等）第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち県の責めに帰すべき事由により生じたものについては、県が負担する。

第55条 （第三者に及ぼした損害）

- 1 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、事業者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第59条（建設工事保険等）第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。本条において以下同じ。）のうち県の責めに帰すべき事由により生じたものについては、県が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、事業者がその損害を負担しなければならない。
- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合にお

いては、県及び事業者は協力してその処理解決に当たる。

第56条 (サービス購入料 A の変更に代える設計図書の変更)

- 1 県は、特定事業契約の規定によりサービス購入料 A を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、サービス購入料 A の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を事業者に変更させることができる。この場合において、設計図書の変更内容は、県と事業者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が調わない場合には、県が定め、事業者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、県が事業者の意見を聴いて定め、事業者に通知しなければならない。ただし、県が前項のサービス購入料 A を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、事業者は、協議開始の日を定め、県に通知することができる。

第57条 (中間検査)

- 1 県は、工事の適正な技術的施工を確保するため必要があると認めるときは、中間検査を行うことができる。
- 2 県は、前項の検査にあたり必要があると認められるときは、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前 2 項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、事業者の負担とする。
- 4 中間検査の結果、工事の適正な技術的施工が確保されていないことが判明した場合、県は、事業者に対してその是正を求めることができる。

第 4 節 工事監理

第58条 (工事監理)

- 1 事業者は、要求水準書等及び設計図書に従い工事監理業務を実施する。事業者は、工事監理業務の全部又は一部を工事監理企業に委託し又は請け負わせることができる。
- 2 事業者は、建設工事の工事監理者については、建設工事の着手時に、建築基準法及び建築士法に規定される工事監理者を配置し、その氏名、保有資格等必要な事項を県に通知する。工事監理者が建設企業と同一法人に所属する場合には、工事監理部門は工事請負部門と独立した職務遂行系統であることを要する。
- 3 事業者は、工事監理者に、建設工事を監理させ、要求水準書等に従い工事監理報告書を県に対して毎月提出させなければならない。事業者は、県が要請したときは、工事監理者に、工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況

の説明を随時行わせる。

第5節 雑則

第59条 （建設工事保険等）

- 1 事業者は、建設業務に関して、建設企業をして、本施設及び工事材料等を要求水準書等及び別紙6（事業者が付保する保険等）に定めるところにより建設工事保険その他の保険に付さなければならない。
- 2 事業者は、前項の規定により建設企業が保険契約を締結した場合には、その証券又はこれに代わるものを直ちに県に提示しなければならない。
- 3 事業者は、本施設及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその内容を県に通知しなければならない。

第6節 本施設の完成及び引渡し

第60条 （完了検査及び引渡し）

- 1 事業者は、工事が完了したときは、その旨及び本施設の引渡しを県に通知しなければならない。
- 2 県は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた後遅滞なく事業者の立会いの上、要求水準書等に定めるところにより、工事の完了を確認するための検査を実施しなければならない。この場合、県は、当該検査の結果を事業者に通知しなければならない。
- 3 県は、前項の検査によって工事の完了を確認し、次条に定める施設完成確認書を交付した日をもって本施設の引渡しを受けなければならない。
- 4 事業者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して県の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完了とみなして前3項の規定を適用する。
- 5 県は、第2項及び前項の検査にあたり必要があると認めるときは、本施設を最小限度破壊して検査し又は事業者に本施設を最小限度破壊して検査させることができる。
- 6 第2項及び前2項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、事業者の負担とする。
- 7 本施設について、設計図書において工事の完了に先だって引渡しを受けるべきことが明記された部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、本条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、本条及び次条（県による本施設の取得）中「本施設」とあるのは「指定部分に係る本施設」と読み替えて、これらの規定を準用する。

第61条 （県による本施設の取得）

- 1 県は、本施設が特定事業契約及び設計図書等の内容を満たしていることを確認したときは、遅滞なく事業者に施設完成確認書を交付する。なお、事業者は、県が施設完成確認書を交付したことをもって、本施設の設計・建設業務に係る責任（第63条（契約不適合責任）に規定する修補及び損害賠償等の義務を含む。）を軽減又は免除されるものではない。
- 2 県が前項の規定により施設完成確認書を交付した後、事業者は目的物引渡書を交付することにより県に本施設の引渡しを行い、県は、引渡予定日に本施設の所有権を取得する。
- 3 事業者の責めに帰すべき事由により、第1項に規定する施設完成確認書の交付が引渡予定日より遅延した場合には、事業者は、引渡予定日から施設完成確認書が交付された日までの日数に応じ、設計・建設業務の対価（金利相当額を除く。）を元本として愛知県財務規則（昭和三十九年三月二十五日規則第十号）第130条の規定により計算した額の違約金を県に支払う。

第62条 （部分使用）

- 1 県は、第60条（完了検査及び引渡し）第3項の規定による引渡前においても、本施設の全部又は一部を事業者の承諾を得て使用することができる。この場合必要があるときは、県は、事業者の立会いの上当該使用部分の出来形を確認しなければならない。
- 2 前項の場合においては、県は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 県は、第1項の使用により事業者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

第63条 （契約不適合責任）

- 1 県は、引き渡された工事目的物が契約不適合であるときは、事業者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、県は履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、事業者は、事業者に不相当な負担を課するものでないときは、県が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、県が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、県は、その不適合の程度に応じてサービス購入料 A の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちにサービス購入料 A の減額を請求することができる。

できる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 事業者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、事業者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、県が本項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 県は、引き渡された工事目的物に関し、第60条（完了検査及び引渡し）第3項の規定による引渡し（以下本条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、サービス購入料Aの減額の請求又は契約の解除（以下本条において「請求等」という。）をすることができない。

5 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、県が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、事業者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

6 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、事業者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

7 県が第4項又は第5項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下本項及び第10項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を事業者に通知した場合において、県が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

8 県は、第4項又は第5項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

9 前各項の規定は、契約不適合が事業者、設計・建設企業又は下請負者等の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する事業者の責任については、民法の定めるところによる。

10 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

11 県は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第4項の規定にかかわらず、その旨を直ちに事業者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、事業者、設計・建設企業又は下請負者等がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

第5章 開館準備業務

第64条 (本施設の引渡し)

- 1 事業者は、第60条（完了検査及び引渡し）に従い、施設引渡予定日（施設引渡日が施設引渡予定日より遅延する場合は、施設引渡日）までに、本施設を県に引き渡す。県は、当該引渡しと同日中に、事業者による開館準備業務の実施のために、本施設を事業者に引き渡す。
- 2 事業者の責めに帰すべき事由により事業者が施設引渡予定日までに本施設を県に引き渡すことができなかった場合、県は、特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、サービス購入料A（消費税等を含まない。）から出来形部分に相応するサービス購入料A（消費税等を含まない。）を控除した額（1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は切り捨てる。）につき、遅延日数に応じ、年●パーセントの割合で計算した額を損害金として賠償の請求をすることができる。この場合の計算方法は、年365日の日割計算とする。また、当該損害金に100円未満の端数があるとき、又は損害金が100円未満であるときは、その端数金額又はその損害金は徴収しないものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、事業者が、施設引渡予定日までに本施設の全部を県に引き渡すことができない場合において、本施設の一部のみ県に引き渡すことができるときは、県及び事業者は、事業者の県への本施設の一部引渡し及び事業者による当該一部施設の維持管理・運営業務の先行実施に係る必要な措置（特定事業契約又は要求水準書等に基づく権利義務の内容の変更を含むがこれらに限られない。）について協議することができるものとする。

第65条 (事業者による運営開始確認)

- 1 事業者は、第61条（県による本施設の取得）に基づく本施設に係る施設完成確認書の受領後、事業者、構成員又は協力会社等による維持管理・運営業務のための体制が整備され、特定事業契約を満たすことができることを確認した場合は、各業務につき県に報告するものとする。

第66条 (県による確認書の交付)

- 1 県は、前条の報告を受けた後20日以内に、前条に規定した事項を県において確認する。
- 2 県が前項の確認を行った結果、事業者の体制等に、特定事業契約を満たしていない点があった場合には、事業者に対し、是正又は改善を求めることができる。当該是正又は改善に係る費用は、事業者が負担する。
- 3 第1項の確認は、前条に基づく事業者の報告の確認その他県が合理的に適切と認める方法により行う。

- 4 県は、第1項の確認を行った結果、維持管理業務及び運営業務の開始に関する事業者の判断に対し特段異議がない場合には、事業者に対し、遅滞なく維持管理業務開始確認書及び運営業務開始確認書を交付する。
- 5 事業者は、県が維持管理業務開始確認書及び運営業務開始確認書を交付したことをもって、維持管理業務、運営業務その他本事業に係る責任(本条第2項に規定する是正及び改善の義務を含む。)を軽減又は免除されるものではない。

第67条 (開館準備企業による業務実施及び一括再委託等の禁止)

- 1 事業者は、特定事業契約の定めに従い、開館準備業務の全部又は一部を開館準備企業に委託し又は請け負わせることができる。
- 2 事業者は、前項の定めにより開館準備業務を開館準備企業に委託し又は請け負わせるときは、当該業務の委託又は請負に係る契約の締結後10日以内に当該契約書の写しを県に対し提出する。
- 3 事業者は、開館準備業務の開館準備企業への委託又は請負に関する一切の責任を負い、開館準備企業の責めに帰すべき事由は、全て事業者の責めに帰すべき事由とみなして事業者が責任を負う。
- 4 事業者は、開館準備企業が事業者から受託し又は請け負った開館準備業務の全部を一括して若しくはその主たる部分を、開館準備企業をして第三者に委託し又は請け負わせてはならない。
- 5 県は、開館準備企業が事業者から受託し又は請け負った業務の一部を第三者(以下「下請負者等(開館準備業務)」という。)に委託し又は請け負わせた場合において、必要があると認めるときは、事業者に対して、下請負者等(開館準備業務)の名称、下請負者等(開館準備業務)との契約金額その他必要な事項の報告を請求することができる。

第68条 (開館準備業務の業務計画書)

- 1 事業者は、要求水準書に従い、開館準備業務に関し、施設引渡日から開館日の前日までの期間の業務計画書を作成して県に提出し、県の承認を得なければならない。
- 2 事業者は、前項に定める業務計画書の内容を変更するときは、事前に変更内容を県に説明し、かつ、変更後の業務計画書を県に提出し、県の承認を得なければならない。
- 3 事業者は、前2項に定める業務計画書に従って、開館準備業務を実施しなければならない。

第69条 (開館準備業務の事業報告書)

事業者は、開館準備業務の履行状況等について、要求水準書に従い、事業四半

期報告書及び各事業年度の事業年次報告書を県に提出しなければならない。

第70条 （物価変動に基づくサービス購入料 B の改定）

県又は事業者は、別紙 8（物価変動に基づくサービス購入料の改定）の定めるところに従い日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により開館準備業務に係る費用が不相当となったと認めたときは、別紙 8（物価変動に基づくサービス購入料の改定）の定めに従い相手方に対してサービス購入料 B の改定を請求することができる。

第71条 （開館の遅延による違約金）

- 1 事業者の責めに帰すべき事由により、第 68 条（開館準備業務の業務計画書）第 2 項に定める県の承諾が、特定事業契約冒頭第 3（事業の概要）に示す事業日程より遅延した場合、事業者は、遅延した日数に応じ、サービス購入料 B を元本として愛知県財務規則（昭和三十九年三月二十五日規則第十号）第 130 条の規定により計算した額の違約金を県に支払う。
- 2 事業者は、開館に支障がない範囲において、県と協議の上、開館準備業務のうち作品移設業務について、期間を延長することができることとし、当該延長期間については前項に定める遅延した日数に含めない。

第 6 章 維持管理・運営業務

第72条 （維持管理企業及び運営企業による業務実施及び一括再委託等の禁止）

- 1 事業者は、特定事業契約の定めに従い、維持管理・運営業務の全部又は一部を維持管理企業及び運営企業に委託し又は請け負わせることができる。
- 2 事業者は、前項の定めにより維持管理・運営業務を維持管理企業及び運営企業に委託し又は請け負わせるときは、当該業務の委託又は請負に係る契約の締結後 10 日以内に当該契約書の写しを県に対し提出する。
- 3 事業者は、維持管理・運営業務の維持管理企業及び運営企業への委託又は請負に関する一切の責任を負い、維持管理企業及び運営企業の責めに帰すべき事由は、全て事業者の責めに帰すべき事由とみなして事業者が責任を負う。
- 4 事業者は、維持管理企業及び運営企業が事業者から受託し又は請け負った維持管理・運営業務の全部を一括して若しくはその主たる部分を、維持管理企業及び運営企業をして第三者に委託し又は請け負わせてはならない。
- 5 県は、維持管理企業及び運営企業が事業者から受託し又は請け負った業務の一部を第三者（以下「下請負者等（維持管理・運営業務）」という。）に委託し又は請け負わせた場合において、必要があると認めるときは、事業者に対して、下

請負者等（維持管理・運營業務）の名称、下請負者等（維持管理・運營業務）との契約金額その他必要な事項の報告を請求することができる。

第73条 （県による本施設の追加投資）

- 1 県は、必要と判断した場合は、自らの責任及び費用負担により本施設に係る追加投資を行うことができ、事業者はかかる追加投資に最大限協力しなければならない。
- 2 県は、前項の規定による追加投資を行う場合は、事前に事業者の了解を得るものとする。
- 3 第1項に基づき行われる追加投資の内容により、事業者に著しい追加費用若しくは業務の増加又は損害が発生する場合には、事前に県と事業者が協議し、合意した上で実施する。この際、県が必要と認める場合には、協議により特定事業契約の変更を行うことができる。

第74条 （事業者の保有資産等の追加投資）

- 1 事業者は、要求水準を充足する限り、事前に県の書面による承諾を得た上で、自らの責任及び費用負担により、本事業の実施のために自らが保有する資産等（什器・備品等を含む。以下同じ。）について、新規投資、改修及び追加投資を実施することができる。
- 2 事業者は、前項の規定に基づき、保有資産等の新規投資、改修又は追加投資に対する県の承諾を得るためには、事前に、当該新規投資、改修又は追加投資に関する情報（新規投資、改修又は追加投資の内容・費用等）を県に提示し、協議する。
- 3 第1項に基づき事業者が新規投資、改修又は追加投資を行った保有資産等は、事業者の所有物とする。
- 4 事業者は、保有資産等に含まれる設備又は什器・備品に係る料金を定めるにあたっては、本施設に含まれる設備及び什器・備品に係る料金と不合理な差異が生じることがないように配慮するものとする。
- 5 第1項の場合において県が請求した場合、事業者は、自ら、当該保有資産等の完成・購入前までに、当該保有資産等について県を予約完結権者とする売買の一方の予約契約を締結する（同契約における当該保有資産等の売買価格は時価とする。）とともに、県が求める場合には、事業者の費用負担において、県が第三者への対抗要件を具備するために必要な登記その他の措置を講じるものとする。

第75条 （中長期修繕計画書に基づく修繕業務）

- 1 事業者は、維持管理・運營業務のうち、修繕業務の対象範囲や想定時期、想定業務規模等、及び費用分担を示すものとして、要求水準書及び事業提案書に従

い、中長期修繕計画書の案を作成する。

- 2 県及び事業者は、前項に基づき事業者が作成した中長期修繕計画書の案について協議の上、合意により、中長期修繕計画書を定めるものとする。
- 3 事業者は、入札説明書等及び要求水準書並びに前2項に定める中長期修繕計画書に従って、修繕業務を行うものとする。
- 4 修繕業務の費用の負担は、中長期修繕計画書に定めるところによる。ただし、中長期修繕計画書に定めがないものは、次条（大規模修繕）に定める場合を除き、事業者の負担とする。

第76条 （大規模修繕）

- 1 県は、事業者と協議して合意により定めた中長期修繕計画書を参考に、本施設について、県が使用状況等を踏まえ、妥当であると判断した場合、事業者に通知の上、劣化した建物や設備及び外構を所期の状態に回復させるための大規模修繕を実施することができる。大規模修繕の実施時期及び期間は、県及び事業者の協議により決定される。
- 2 大規模修繕を実施する場合、県がその費用を負担するが、大規模修繕期間中の休館に伴う事業者への営業補償義務を負担しない。

第77条 （設備、什器・備品等の調達及び保守管理）

- 1 事業者は、要求水準書及び事業提案書に従い、設備、什器・備品等の調達及び保守管理を行うものとする。
- 2 備品の調達は、要求水準書及び事業提案書に従い、原則として、県に所有権を移転する方法とする。ただし、付帯業務【若しくは任意事業】の実施のために備える備品の所有権は事業者が保有し、又はリースにより調達するほか、付帯業務【若しくは任意事業】実施企業が保有し、又はリースにより調達することもできるものとする。

第78条 （維持管理・運営業務の業務計画書）

- 1 事業者は、要求水準書に従い、維持管理・運営業務に関し、開館日から事業期間の終了日までの業務計画書を作成して県に提出し、県の承認を得なければならない。
- 2 事業者は、前項に定める業務計画書の内容を変更するときは、事前に変更内容を県に説明し、かつ、変更後の業務計画書を県に提出し、県の承認を得なければならない。
- 3 事業者は、前2項に定める業務計画書に従って、維持管理・運営業務を実施しなければならない。

第79条 (維持管理・運營業務の事業報告書)

事業者は、維持管理・運營業務の履行状況等について、要求水準書に従い、事業四半期報告書及び各事業年度の事業年次報告書を県に提出しなければならない。

第80条 (作品の盗難又は毀損)

本施設で所蔵する、県立3施設の作品について、その毀損、損傷、滅失、紛失又は盗難等により県立3施設が被った損害については、県がこれを負担する。ただし、毀損、損傷、滅失、紛失又は盗難等が本施設内で発生した場合において、その原因が事業者の故意又は過失によるものであるときは、事業者は、県に対し、その責任割合に応じて、当該損害の全部又は一部を賠償する。この場合、県は、事業者の賠償すべき損害の額をサービス購入料Cのうち維持管理・運営費に相当する部分から控除することができる。

第81条 (物価変動に基づくサービス購入料Cの改定)

県又は事業者は、別紙8 (物価変動に基づくサービス購入料の改定) の定めるところに従い日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により統括管理業務及び維持管理・運營業務に係る費用が不適当となったと認めたときは、別紙8 (物価変動に基づくサービス購入料の改定) の定めに従い相手方に対してサービス購入料Cの改定を請求することができる。

第7章 付帯業務

第82条 (本施設の一部貸付)

- 1 事業者は、付帯業務の実施にあたり、法令等の範囲内において、本施設の一部(以下「賃借部分」という。)を付帯業務実施企業に貸し付けることができる。
- 2 県と事業者は、賃借部分について、法令等の範囲内において、別途県が指定する様式による公有財産貸付契約を締結し、事業者に対して引き渡す。
- 3 事業者は、賃借部分について県から引渡しを受けた後、付帯業務期間を通じて、善良なる管理者の注意義務をもって賃借部分の管理を行うものとする。
- 4 事業者は、第1項の規定により賃借部分を付帯業務実施企業に貸し付ける場合には、事前に県に貸付の相手方について通知し、付帯業務実施企業への貸付日までに賃貸借契約を締結し、当該契約の写しを県に提出しなければならない。
- 5 前各項に定める場合の他、県は、事業者に本施設の一部を占有して使用させるために必要と認める場合には、当該部分について、法令等の範囲内において、事業者の使用を許可し又は貸し付けることができる。

第83条 (付帯業務実施企業による業務実施及び一括再委託等の禁止)

- 1 事業者は、特定事業契約の定めに従い、付帯業務の全部又は一部を付帯業務実施企業に委託し又は請け負わせることができる。
- 2 事業者は、前項の定めにより付帯業務を、付帯業務実施企業に委託し又は請け負わせるときは、当該業務の委託又は請負に係る契約の締結後 10 日以内に当該契約書の写しを県に対し提出する。
- 3 事業者は、付帯業務の、付帯業務実施企業への委託又は請負に関する一切の責任を負い、付帯業務実施企業の責めに帰すべき事由は、全て事業者の責めに帰すべき事由とみなして事業者が責任を負う。
- 4 事業者は、付帯業務実施企業が事業者から受託し又は請け負った付帯業務の全部を一括して若しくはその主たる部分を、付帯業務実施企業をして第三者に委託し又は請け負わせてはならない。
- 5 県は、付帯業務実施企業が事業者から受託し又は請け負った業務の一部を第三者（以下「下請負者等（付帯業務）」という。）に委託し又は請け負わせた場合において、必要があると認めるときは、事業者に対して、下請負者等（付帯業務）の名称、下請負者等（付帯業務）との契約金額その他必要な事項の報告を請求することができる。

第84条 (付帯業務の業務計画書)

- 1 事業者は、要求水準書に従い、付帯業務に関し、施設引渡日から事業期間の終了日までの期間の業務計画書を作成して県に提出し、県の承認を得なければならない。
- 2 事業者は、前項に定める業務計画書の内容を変更するときは、事前に変更内容を県に説明し、かつ、変更後の業務計画書を県に提出し、県の承認を得なければならない。
- 3 事業者は、前 2 項に定める業務計画書に従って、付帯業務を実施しなければならない。
- 4 事業者は、事業者、構成員又は協力会社等による営業倉庫の開業のための体制が整備され、特定事業契約を満たすことができることを確認した場合は、県に報告するものとする。

第85条 (県による付帯業務確認書の交付)

- 1 県は、前条第 4 項の報告を受けた後 20 日以内に、前条第 4 項に規定した事項を県において確認する。
- 2 県が前項の確認を行った結果、事業者の体制等に、特定事業契約を満たしていない点があった場合には、事業者に対し、是正又は改善を求めることができる。

当該是正又は改善に係る費用は、事業者が負担する。

3 第1項の確認は、前条に基づく事業者の報告の確認その他県が合理的に適切と認める方法により行う。

4 県は、第1項の確認を行った結果、営業倉庫の開業に関する事業者の判断に対し特段異議がない場合には、事業者に対し、遅滞なく付帯業務開始確認書を交付する。

第86条 (付帯業務に係る近隣対応)

事業者は、付帯業務に関して必要な近隣対応及び対策を自己の費用及び責任で実施しなければならない。

第87条 (付帯業務の事業報告書)

事業者は、付帯業務の履行状況等について、要求水準書に従い、事業四半期報告書及び各事業年度の事業年次報告書を県に提出しなければならない。

第88条 (付帯業務の収入の帰属)

1 事業者は、自己の責任及び費用負担により、特定事業契約、要求水準書及び事業提案書に従って付帯業務を実施するものとする。

2 事業者は、付帯業務の実施により、事業者にサービスの提供を受ける者から料金を徴収し、自己の収入とすることができる。

3 前項の規定は、前項の料金について付帯業務実施企業の収入とすることを妨げない。

第89条 (付帯業務期間中に第三者等に及ぼした損害)

事業者は、付帯業務に関し、第三者に損害を及ぼした場合、直ちに県へ報告するものとし、当該損害のうち、事業者の責めに帰すべき事由によるものは、事業者が賠償し、自らの責任及び費用負担で対処しなければならない。

第90条 (付帯業務期間中に係る保険)

1 事業者は、付帯業務期間中、別紙6（事業者が付保する保険等）に従い付帯業務期間中の第三者賠償責任保険又はこれに相当する保険に加入する等、自己の費用で適切な損害賠償保険に加入しなければならない。

2 事業者は、付帯業務実施企業に委託又は請け負わせる場合は、事業者が適切な損害賠償保険に加入、又は付帯業務実施企業を当該保険に加入させなければならない。【事業者は、付帯業務実施企業をして、自らの責任及び費用負担で、別紙6（事業者が付保する保険等）に従い本事業の実施に必要な保険を付保させるものとする。】

- 3 事業者は、前2項に規定する保険に係る契約書及び保険証書の写しを当該保険の契約締結後、速やかに県に提出しなければならない。

第8章 連携業務等

第91条 (連携業務)

事業者は、任意事業実施企業が任意事業を実施する場合、本事業と当該任意事業の相乗効果が発揮されるよう、要求水準書等に規定された条件に従って、任意事業実施企業と連携しなければならない。

第92条 (事業者が任意で行う事業)

- 1 事業者は、事業提案書において事業者が行うものとして記載された任意事業の実施について、法令等及び要求水準書等を遵守して、当該任意事業を行うことを誠実に検討するものとし、県は関係機関との調整等について協力するものとする。
- 2 事業者は、前項に基づく任意事業に係る一切の責任及び費用を負担し、また当該任意事業により得られた収入を収受することができるものとする。
- 3 県及び事業者は、第1項に基づく任意事業の実施に関し、事業内容が確定後速やかに、任意事業協定を締結するものとする。

第9章 サービス購入料

第93条 (サービス購入料A)

- 1 事業者は、設計業務の履行にあたり、図面や各種計算書、工事費内訳書等を県に提出し確認を受けなければならない。県及び事業者は、設計業務終了時に、本事業におけるサービス購入料Aをその内訳とともに別途書面にて合意する。
- 2 県は、完了検査により工事の完了を確認し事業者から本施設の引渡しを受けたときは、事業者に対し、適法な請求書を受領した日から30日以内に、特定事業契約冒頭第3の2(1)a.に定めるサービス購入料A及びこれに係る消費税等を一括して支払う。
- 3 前項の規定にかかわらず、事業者は、本施設の引渡し前に、特定事業契約冒頭第3の2(1)a.に定めるサービス購入料A及びこれに係る消費税等のうち、請求時の出来形に相応する費用(対価の一部支払後の残額は支払留保分とする。)について、一部支払を請求することができる。ただし、事業者は、一部支払の請求をする場合、この請求を必ず各年度末に行うものとし、そのほか各年度内にお

いて2回を上限とし行うことができるものとする

- 4 事業者は、特定事業契約冒頭第3の2（1）a.に定めるサービス購入料 A 及びこれに係る消費税等について一部支払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分の確認を県に請求しなければならない。
- 5 県は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、事業者の立会いの上、前項の確認を行い、当該確認の結果を事業者に通知しなければならない。この場合において、県は、必要があると認めるときは、その理由を事業者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して確認することができる。なお、県は、本項による確認を行ったことを理由として、設計・建設業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。
- 6 前項の場合において、確認又は復旧に直接要する費用は、事業者の負担とする。
- 7 事業者は、第5項第1文の規定による通知があったときは、特定事業契約冒頭第3の2（1）a.に定めるサービス購入料 A 及びこれに係る消費税等の一部支払を請求することができる。この場合においては、県は、当該請求を受けた日から30日以内に一部支払金を支払わなければならない。
- 8 前項の規定により一部支払金の支払があった後、再度のサービス購入料 A 及びこれに係る消費税等の一部支払の請求をする場合においては、その支払額は、特定事業契約冒頭第3の2（1）a.に定めるサービス購入料 A 及びこれに係る消費税等の額から、既に一部支払した額を控除した額とする。
- 9 第3項から前項までの規定は、県が第60条（完了検査及び引渡し）第7項に基づき工事の完了に先立って指定部分の引渡しを受ける場合に準用する。

第94条 （サービス購入料 B）

県は、開館準備業務の履行にあたり、第69条（開館準備業務の事業報告書）に基づく事業報告書の提出を受け、承認したときは、事業者に対し、適法な請求書を受領した日から30日以内に、特定事業契約冒頭第3の2（1）b.に定めるサービス購入料 B 及びこれに係る消費税等を支払う。サービス購入料 B の各期間における支払金額等は別紙7（サービス購入料）の定めるところによる。

第95条 （サービス購入料 C のうち維持管理・運営費）

県は、維持管理・運営業務の履行にあたり、第79条（維持管理・運営業務の事業報告書）に基づく事業報告書の提出を受け、承認したときは、事業者に対し、適法な請求書を受領した日から30日以内に、特定事業契約冒頭第3の2（1）c.に定めるサービス購入料 C のうち維持管理・運営費及びこれに係る消費税等を支払う。サービス購入料 C のうち維持管理・運営費の各期間における支払金額等は別紙7（サービス購入料）の定めるところによる。

第96条 (サービス購入料Cのうち統括管理費)

県は、統括管理業務の履行にあたり、第24条(統括管理業務の事業報告書)に基づく事業報告書の提出を受け、承認したときは、事業者に対し、適法な請求書を受領した日から30日以内に、特定事業契約冒頭第3の2(1)c.に定めるサービス購入料Cのうち統括管理費及びこれに係る消費税等を支払う。サービス購入料Cのうち統括管理費の各期間における支払金額等は別紙7(サービス購入料)の定めるところによる。

第97条 (債務負担行為に係る契約の特則)

- 1 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における特定事業契約冒頭第3の2(1)に定めるサービス購入料及びこれに係る消費税等の支払の限度額は、各年度における歳出予算の範囲内とする。
- 2 県は、予算上の都合その他必要があるときは、前項の支払の限度額の変更を事業者に対して請求することができるものとし、県は、事業者と協議を行ったうえで、前項の支払の限度額を変更できるものとする。
- 3 事業者は、前会計年度において第93条(サービス購入料A)第3項及び第8項の規定により請求することができる額が、前会計年度において第1項に規定する支払の限度額を超えた場合においては、当該会計年度の当初に当該超過額について、県と協議を行ったうえで、第93条(サービス購入料A)第3項ただし書にかかわらず対価の一部支払を請求することができる。この場合においては、県は、当該請求を受けた日から30日以内に一部支払金を支払わなければならない。
- 4 事業者は、前項の一部支払について、当該会計年度の予算の執行が可能となる時期以前に請求することはできない。

第10章 表明保証及び誓約

第98条 (事業者による表明及び保証)

事業者は、特定事業契約の締結日現在において、県に対して次の各号の事実を表明し、保証する。

- (1) 事業者は、会社法に基づき適式、有効かつ適法に設立され、存続する株式会社であること。
- (2) 事業者は、特定事業契約を締結し、履行する完全な能力を有し、特定事業契約上の事業者の義務は、法的に有効かつ拘束力ある義務であり、事業者に対して強制執行可能であること。
- (3) 事業者が特定事業契約を締結し、これを履行することにつき、日本国の法令

及び事業者の定款、取締役会規則その他の社内規則上要求されている授權その他一切の手続を履践していること。

- (4) 本事業を実施するために必要な事業者の能力又は特定事業契約上の義務を履行するために必要な事業者の能力に重大な悪影響を及ぼしうる訴訟、請求、仲裁又は調査は、事業者に対して係属しておらず、事業者の知る限りにおいてその見込みもないこと。
- (5) 特定事業契約の締結及び特定事業契約に基づく義務の履行は、事業者に対して適用される全ての法令等に違反せず、事業者が当事者であり、若しくは事業者が拘束される契約その他の合意に違反せず又は事業者に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないこと。
- (6) 事業者の定款の目的が本事業の遂行に限定されていること。
- (7) 事業者の資本金と資本準備金の合計額は●円であること。
- (8) 事業者は、会社法第 326 条第 2 項に基づき、監査役及び会計監査人を置くこと。
- (9) 事業者の定款に、各暦年の 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終了する 1 年間（事業者の設立日を含む年度にあたっては、設立日から次に到来する 3 月 31 日までの期間）を事業年度とする定めがあること。
- (10) PFI 法第 9 条各号に規定する欠格事由に該当しないこと。

第99条 （事業者による誓約事項）

- 1 事業者は、特定事業契約の締結後 10 日以内に（契約書については当該契約書の調印後速やかに）次の各号に掲げる各書類の写しを県に対して提出し、特定事業契約締結後事業期間が終了するまでの間、事業者について次の各号に掲げる各書類の記載内容が変更された場合、変更後の書類の写しを県に提出しなければならない。
 - (1) 定款
 - (2) 株主名簿
 - (3) 履歴事項全部証明書
 - (4) 印鑑証明書
 - (5) 本事業に関して、事業者に融資等を行う金融機関等との間の次に掲げる契約書
 - イ 本事業に関する事業者に対する融資等に係る契約書
 - ロ 事業者が保有する資産及び事業者の発行済株式に対する担保権設定に係る契約書
 - ハ 特定事業契約その他県と事業者の間で締結された契約に基づく事業者の契約上の地位及び権利に対する担保権設定に係る契約書
- 2 事業者は、特定事業契約締結後事業期間が終了するまでの間、法令等及び特定

事業契約の定めを遵守するほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 事業者は、会社法に基づき設立された株式会社として存続すること。
 - (2) 事業者は、特定事業契約を締結し履行する完全な能力を有し、特定事業契約上の事業者の義務が法的に有効かつ拘束力ある義務であって事業者に対して強制執行可能な義務として負担すること。
 - (3) 事業者が特定事業契約を締結し履行することにつき、日本国の法令及び事業者の定款、取締役会規則その他の社内規則上要求されている授權その他一切の手續を履践すること。
 - (4) 特定事業契約の締結及び特定事業契約に基づく義務の履行が、事業者に対して適用される全ての法令等に違反せず、事業者が当事者であり若しくは事業者が拘束される契約その他の合意に違反せず又は事業者に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないようにすること。
 - (5) 事業者の定款の目的を、本事業の遂行に限定すること。
 - (6) 事業者は、県の事前の書面による承諾がある場合を除き、資本金及び資本準備金の合計額を●円以上に維持すること。
 - (7) 事業者の定款に、会社法第 326 条第 2 項に定める監査役及び会計監査人に関する定めを置くこと。
 - (8) 事業者の定款に、各暦年の 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終了する 1 年間（事業者の設立日を含む年度にあたっては、設立日から次に到来する 3 月 31 日までの期間）を事業年度とする定めを置くこと。
- 3 事業者は、特定事業契約締結後事業期間が終了するまでの間、県の事前の書面による承諾なくして、次に掲げる行為を行ってはならない。
- (1) 合併、株式交換、株式移転、株式交付、会社分割、事業譲渡、解散その他会社の基礎の変更
 - (2) 定款記載の目的の変更及び当該目的の範囲外の行為

第100条 （事業者の株式）

- 1 事業者は、時期を問わず、株式（会社法第 2 条第 17 号に定める譲渡制限株式か否かを問わない。以下同じ。）を発行する場合には、県の事前の書面による承認を得なければならない。
- 2 株式を保有する者は、自ら保有する株式につき、時期を問わず、第三者に対して譲渡、担保提供その他の処分を行う場合には、県の事前の書面による承認を得なければならない。事業者は、当該株主から当該譲渡の承認を請求された場合には、当該譲渡について県の事前の書面による承諾を受けていることを確認した後でなければ当該譲渡を承認してはならない。
- 3 前各項の規定にかかわらず、代表企業を変更することはできない。

第101条 （契約上の地位譲渡）

事業者は、特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、県の事前の書面による承諾なくして、特定事業契約その他県と事業者の間で締結された契約に基づく事業者の契約上の地位及び権利義務につき、譲渡、担保提供その他の処分（放棄を含む。）を行うことはできない。

第102条 （事業者の兼業禁止）

事業者は、県の事前の書面による承諾なくして、本事業に係る業務並びに県及び事業者が別途合意する委託業務以外の業務を行ってはならない。

第 11 章 責任及び損害等の分担

第103条 （責任及び損害等の分担原則）

- 1 事業者は、特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、本事業の実施に係る一切の責任を負う。
- 2 事業者は、特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、事業者の本事業の実施に関する県による承認、確認若しくは立会い又は事業者からの県に対する報告、通知若しくは説明を理由として、いかなる特定事業契約上の事業者の責任をも免れず、当該承認、確認若しくは立会い又は報告、通知若しくは説明を理由として、県は何ら責任を負担しない。
- 3 特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、本事業の実施に関する一切の費用は、全て事業者が負担する。

第104条 （政策変更）

- 1 県及び事業者は特定事業契約の締結後に国又は地方公共団体による政策が変更又は決定（以下本条において「政策変更」という。）されたことにより、次の各号に掲げるいずれかの事由が発生したことを認識した場合には、その内容の詳細を記載した書面（以下本条において「政策変更通知」という。）により、直ちにこれを相手方に通知する。
 - (1) 要求水準書等に規定された条件に従って、設計・建設業務の全部又は一部を行うことができなくなったとき。
 - (2) 要求水準書等に規定された条件に従って、開館準備業務の全部又は一部を行うことができなくなったとき。
 - (3) 要求水準書等に規定された条件に従って、維持管理・運営業務の全部又は一部を行うことができなくなったとき。
 - (4) 要求水準書等に規定された条件に従って、付帯業務の全部又は一部を行うこ

とができなくなったとき。

(5) 特定事業契約の履行のための費用が増加するとき。

- 2 県及び事業者は、特定事業契約に基づく自己の義務の履行が適用される政策に違反することとなった場合には、履行期日における当該自己の義務の履行が適用される政策に違反する限りにおいて、その履行義務を免れる。ただし、県及び事業者は当該政策変更により相手方に発生する損害を最小限にするように努める。
- 3 県及び事業者は、政策変更通知を相手方から受領し又は相手方に送付した場合には、当該政策変更に対応して本事業を継続するために必要となる要求水準書等に基づく権利義務の内容の変更及び追加費用の負担方法について協議する。
- 4 前項に定める協議の開始日から 120 日以内に協議が調わない場合には、県が当該政策変更に対する対応方法を事業者に通知し、事業者は当該対応方法に従い本事業を継続する。この場合において、事業者に生じた追加費用のうち発生防止手段を事業者が講じることが合理的に期待できなかったと県が認めるものは県が負担する。なお、県は、事業者が生じた損失（逸失利益を含む。）を負担しない。

第105条 （法令改正）

- 1 県及び事業者は特定事業契約の締結後に法令等の改正又は制定（以下「法令改正」という。）により、次の各号に掲げるいずれかの事由が発生したことを認識した場合には、その内容の詳細を記載した書面（以下本条において「法令改正通知」という。）により、直ちにこれを相手方に通知する。
 - (1) 要求水準書等に規定された条件に従って、設計・建設業務の全部又は一部を行うことができなくなったとき。
 - (2) 要求水準書等に規定された条件に従って、開館準備業務の全部又は一部を行うことができなくなったとき。
 - (3) 要求水準書等に規定された条件に従って、維持管理・運営業務の全部又は一部を行うことができなくなったとき。
 - (4) 要求水準書等に規定された条件に従って、付帯業務の全部又は一部を行うことができなくなったとき。
 - (5) 特定事業契約の履行のための費用が増加するとき。
- 2 県及び事業者は、特定事業契約に基づく自己の義務の履行が適用される法令等に違反することとなった場合には、履行期日における当該自己の義務の履行が適用される法令等に違反する限りにおいて、その履行義務を免れる。ただし、県及び事業者は当該法令改正により相手方に発生する損害を最小限にするように努める。
- 3 県及び事業者は、法令改正通知を相手方から受領し又は相手方に送付した場合には、当該法令改正に対応して本事業を継続するために必要となる要求水準書等に基づく権利義務の内容の変更及び追加費用の負担方法について協議する。

- 4 前項に定める協議の開始日から 120 日以内に協議が調わない場合には、県が当該法令改正に対する対応方法を事業者へ通知し、事業者は当該対応方法に従い本事業を継続する。この場合において、本事業の継続に要する費用の増加の負担に関する取扱いは、特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、次の各号に定めるとおりとする。なお、県は、事業者が生じた損失（逸失利益を含む。）を負担しない。
- (1) 特定法令改正により事業者が生じた追加費用のうち、追加費用の発生防止手段を事業者が講じることが合理的に期待できなかったと県が認めるものは県が負担する。
 - (2) 法令改正により事業者が生じた追加費用のうち、前号に従い県が負担する追加費用以外の追加費用は事業者が負担する。
- 5 前各項の規定にかかわらず、サービス購入料にかかる消費税等の税率変更による追加費用については、県の負担とする。

第106条 （税制改正）

- 1 県及び事業者は特定事業契約の締結後に本事業（付帯業務及び任意事業を除く。）に影響を及ぼす税制の改正又は制定があったことを認識した場合には、その内容の詳細を記載した書面（以下本条において「税制改正通知」という。）により、直ちにこれを相手方に通知する。
- 2 前条（法令改正）第4項の規定にかかわらず、県及び事業者は、税制改正通知を相手方から受領し又は相手方に送付した場合には、次の各号に掲げる取扱いに従い、当該税制等の改正又は制定に対応するために速やかに追加費用の負担について協議する。
- (1) 事業者の利益に課せられる税制の改正又は制定による追加費用は、事業者の負担とする。
 - (2) 前号に定める以外の税制の改正又は制定による追加費用は、県の負担とする。
- 3 前項に定める協議の開始日から 120 日以内に協議が調わない場合には、県は、当該税制改正により事業者が生じた追加費用のうち、追加費用の発生防止手段を事業者が講じることが合理的に期待できなかったと県が認めるものを負担する。なお、県は、事業者が生じた損失（逸失利益を含む。）を負担しない。

第107条 （不可抗力）

- 1 特定事業契約の締結後に不可抗力により、次の各号に掲げるいずれかの事由が発生したことを認識した場合には、その内容の詳細を記載した書面（以下本条において「不可抗力通知」という。）により、事業者は県に対して直ちに通知する。

- (1) 要求水準書等に規定された条件に従って、設計・建設業務の全部又は一部を行うことができなくなったとき。
 - (2) 要求水準書等に規定された条件に従って、開館準備業務の全部又は一部を行うことができなくなったとき。
 - (3) 要求水準書等に規定された条件に従って、維持管理・運営業務の全部又は一部を行うことができなくなったとき。
 - (4) 要求水準書等に規定された条件に従って、付帯業務の全部又は一部を行うことができなくなったとき。
 - (5) 特定事業契約の履行のための費用が増加するとき。
 - (6) 事業者から県への工事目的物の引渡前に、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたとき。
- 2 県は、前項第 6 号の規定による不可抗力通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同号の損害（事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び特定事業契約の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本項において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を事業者に通知しなければならない。この場合において、事業者は、第 5 項に規定する費用を除き、本項前段の規定により確認された損害による費用（事業者の判断による工事の加速に要する費用を含む。）を負担する。
- 3 県及び事業者は、不可抗力通知を相手方から受領し又は相手方に送付した場合において、特定事業契約に基づく自己の債務が当該不可抗力により履行不能となったときは、履行期日及び当該不可抗力の影響の継続期間中における当該債務（金銭債務を除く。）の履行義務を免れる。ただし、県及び事業者は、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするように努める。
- 4 事業者は、不可抗力通知を県に送付し又は県から受領した場合には、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、自らの責任及び費用負担において、本施設に生じた損害の復旧その他要求水準書に従った対応を実施する。
- 5 県は、設計・建設業務の実施期間中の不可抗力により本施設に生じた損害については、特定事業契約に従い、当該不可抗力により県が設計条件（地盤の形質変更等）を変更する必要があると認めた場合における設計・建設費の追加費用のうちサービス購入料 A の 100 分の 1 を超える額を負担する。また、県は、事業期間中に発生した不可抗力により本事業の遂行が相当期間にわたって不可能又は著しく困難となり、かつ、当該不可抗力の発生前において事業者により予見できず、又はその追加費用の発生の防止手段を講ずることが合理的に期待できなかったと県が認める場合、当該不可抗力により発生した追加費用を負担する。なお、県は事業者が生じた損失（逸失利益を含む。）を負担しない。
- 6 県及び事業者は、不可抗力通知を相手方から受領し又は相手方に送付した場合

には、前項に定める設計・建設費の追加費用又は本施設に生じた損害に係る追加費用又は復旧費用の負担方法、その他当該不可抗力に対応して本事業を継続するために必要となる要求水準書等に基づく権利義務の内容の変更について協議する。

- 7 前項に定める協議の開始日から 120 日以内に協議が調わない場合には、県が当該不可抗力に対する対応方法を事業者へ通知し、事業者は当該対応方法に従い本事業を継続する。

第108条 （損害賠償責任）

- 1 県及び事業者は、相手方が特定事業契約に定める義務に違反したことにより自らに損害が発生した場合には、相手方に対して損害賠償を請求することができる。
- 2 事業者が本事業の実施に際し、第三者に損害を及ぼした場合には、直ちにその状況を県に報告する。
- 3 特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、事業者は、その責めに帰すべき事由により生じた前項に定める第三者の損害を、当該第三者に対して賠償しなければならない。
- 4 県が、前項の規定により事業者が賠償すべき損害を第三者に対して賠償した場合、事業者に対して、賠償した金額を求償することができる。事業者は、県からの請求を受けた場合には、直ちに支払わなければならない。
- 5 前項の場合その他本事業の実施に関し第三者との間に紛争を生じた場合においては、県及び事業者が協力してその処理解決にあたるものとする。

第 12 章 契約の終了及び終了に伴う措置

第109条 （事業期間）

特定事業契約に基づく本事業の実施期間は、特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、特定事業契約冒頭第3の1に定める日に始まり、特定事業契約冒頭第3の1に定める維持管理・運営業務の期間の満了日又は特定事業契約の全部が解除された日に終了する期間（以下「事業期間」という。）とする。

第110条 （事業者事由による解除）

- 1 特定事業契約締結後事業期間が終了するまでの間に、次の各号に掲げる事由が発生した場合、県は、事業者に対して書面により通知した上で、特定事業契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 事業者が破産、会社更生、民事再生又は特別清算の手続について事業者の取

締役会でその申立てを決議したとき又は第三者（事業者の取締役を含む。）によってその申立てがなされたとき。

- (2) 事業者が特定事業契約に基づいて県に提出した報告書に重大な虚偽記載を行ったとき。
- (3) 別紙 3（ガバナンス基本計画）に定める解除事由が発生したとき。
- (4) 構成員が基本協定書第 8 条（談合その他の不正行為による特定事業契約の不締結等）第 1 項各号のいずれかに該当するとき。
- (5) 事業者が愛知県公共工事請負契約約款（建築工事用）第 46 条（暴力団等排除に係る解除）第 1 項各号のいずれかに該当するとき。
- (6) 事業者が、①正当な理由なく、特定事業契約に従い各業務に着手すべき期日を過ぎても各業務に着手しないとき、②特定事業契約に定める設計・建設期間内に完了しないとき若しくは設計・建設期間経過後相当の期間内に工事を完了する見込みがないと認められるとき、又は③事業者の責めに帰すべき事由により事業者の財務状況が著しく悪化し、事業者が特定事業契約に基づき本事業を継続的に実施することが困難であると県が合理的に認めたとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、事業者が特定事業契約に違反し（ただし、県から 30 日以上当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告を受けたにもかかわらず、当該期間内に当該不履行が是正されない場合又は特定事業契約の履行が不能となった場合に限る。）、その違反により特定事業契約の目的を達することができないと県が認めたとき。

2 次の各号に掲げる者が特定事業契約を解除した場合は、前項の規定により特定事業契約が解除された場合とみなす。

- (1) 事業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法の規定により選任された破産管財人
- (2) 事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法の規定により選任された管財人
- (3) 事業者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法の規定により選任された再生債務者等

第111条 （県の任意による解除、県事由による解除）

- 1 県は、本施設を他の公共の用途に供することその他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合又はその他県が合理的に必要と認める場合には、6 ヶ月以上前に事業者に対して通知することにより、特定事業契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 県の責めに帰すべき事由により、県が特定事業契約上の県の重大な義務に違反し、本事業の実施が著しく困難になった場合において、事業者から 150 日以上当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告を受けたにもかかわらず

ず、当該期間内に当該不履行が是正されないとき又は特定事業契約の履行が不能となったときは、事業者は、解除事由を記載した書面を県に送付することにより、特定事業契約の全部又は一部を解除することができる。

第112条 （法令改正・不可抗力による解除）

特定事業契約の締結後における法令改正又は不可抗力の発生により、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、県又は事業者は、相手方と協議の上、特定事業契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 本事業の継続が困難と判断したとき。
- (2) 特定事業契約の履行のために多大な費用を要すると判断したとき。

第113条 （本施設の引渡前の解除）

- 1 解除事由の如何を問わず、本施設に係る工事目的物が完了検査を経て事業者から県に引き渡される前に当該本施設に係る特定事業契約が解除された場合において、本施設（事業者建設部分）の出来形部分が存在するときは、県は、本施設（事業者建設部分）の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分（以下本項において「合格部分」という。）の引渡しを受けて、合格部分に相応するサービス購入料 A を一括又は分割により事業者に支払う。
- 2 前項の場合において、県は、必要があると認められるときは、その理由を事業者へ通知して出来形部分を最小限度破壊して検査することができ、当該検査及び復旧に直接要する費用は、事業者の負担とする。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、本施設（事業者建設部分）に係る工事目的物が完了検査を経て事業者から県に引き渡される前に第 110 条（事業者事由による解除）の規定により特定事業契約が解除された場合において、原状回復することが社会通念上合理的であって県が請求したときには、事業者は、本施設（事業者建設部分）に係る事業用地を原状回復の上、県に返還しなければならない。
- 4 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に原状回復の措置を講じないときは、県は、事業者に代わり原状回復を行うことができ、これに要した費用を事業者に求償することができる。この場合、事業者は、県の処分について異議を申し出ることができない。

第114条 （本施設の引渡後の解除）

県及び事業者は、特定事業契約に従い本施設に係る工事目的物が完了検査を経て事業者から県に引き渡された後は、特定事業契約のうち設計・建設期間に係る部分を解除することができず、維持管理・運営期間開始後の部分のみを解除することができる。

第115条 （事業終了時の引継ぎ等）

- 1 事業者は、理由の如何を問わず、事業期間の終了（存続期間の満了による終了を含む。以下同じ。）に際して、要求水準書に従って引継ぎ準備及び引継ぎを行わなければならない。
- 2 特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、事業者は自らの費用負担において、当該引継ぎ準備及び引継ぎを行わなければならない。

第116条 （本施設の引渡し）

- 1 事業者は、理由の如何を問わず、事業期間の終了に際して、本施設が要求水準書に適合した状態で県に本施設を引き渡さなくてはならない。県及び事業者は、かかる引渡しに先立ち、本施設の検査を行い、これが要求水準書に適合した状態であることにつき双方合意の上で、かかる引渡しを行うものとする。
- 2 第1項に基づき引き渡された本施設につき、第64条（本施設の引渡し）に基づく施設引渡し以後の事業期間において既に存在していた契約不適合（ただし、施設引渡し日において既に存在していたものを除く。また、第73条（県による本施設の追加投資）に定める追加投資、第75条（中長期修繕計画書に基づく修繕業務）に定める修繕業務及び第31条（事業終了時のモニタリング）に定める修繕を行った上で生じる経年劣化は含まれない。本項において以下同じ。）があるときは、当該事業期間の終了日から1年以内に県が事業者に通知した場合については、事業者は修補等により生じた費用を負担するものとする。
- 3 前項により通知されたものを除き、第1項に基づき引き渡された本施設につき契約不適合があった場合、事業者は県に対して一切責任を負わない。

第117条 （契約終了による事業者所有資産の取扱い）

- 1 事業期間の終了に際して、事業者の所有する各資産については以下のように取り扱う。なお、いずれの場合においても、県又は県の指定する者が資産を買取る場合、事業者は、当該資産を引き渡すまで、善良な管理者の注意義務をもってこれを保管するものとする。
 - (1) 事業者が所有する資産
本事業の実施のために事業者が保有する資産は、全て事業者の責任において処分しなければならない。ただし、県又は県の指定する者が必要と認めた場合には、事業者は、当該資産を時価で県又は県の指定する者に売却しなければならない。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、第74条（事業者の保有資産等の追加投資）に定める保有資産等であって、当該保有資産等に係る追加投資に先立ち、県が当該追加投資を行うことに同意し、本号に基づく買取の対象とすることを事業者に通知したもののについては、県は、自ら又は県の指定する者をして

本施設の事業期間の終了時点における簿価相当額でこれを買取り、事業者はこれを売り渡すものとする。

- 2 前項各号に基づき県又は県の指定する者による資産の買取が行われる場合において、当該買取者が必要と認めた場合には、事業者は、当該資産に関連して自らが締結している契約を当該買取者に承継するために必要な措置を講ずる。
- 3 第1項各号に基づき県又は県の指定する者による資産の買取が行われる場合において、県又は県の指定する者による事業者への各買取対価の支払は、県又は県の指定する者が本施設の引渡しを受けた日又は第1項各号に基づき買い取った資産の引渡しを受けた日のいずれか遅い日から6ヶ月を経過した日以降速やかに行うものとする。ただし、当該支払日の到来より前に、県又は県の指定する者が次項に定める契約不適合責任に基づき損害賠償請求を行った場合、県又は県の指定する者は、各買取対価の支払に係る債務と当該損害賠償請求に係る債権を法令等の範囲内において対当額で相殺することができる。この場合、県又は県の指定する者は、当該相殺が実行され、又は当該損害賠償請求に係る債権が弁済されるまでの間、各買取対価の支払を拒むことができる。
- 4 前条（本施設の引渡し）第2項の規定は、前3項により県又は県の指定する者が買い受けた資産について準用する。

第118条 （違約金）

- 1 事業者は、①第110条（事業者事由による解除）の規定により特定事業契約が解除された場合には、次の各号に掲げる解除時点の区分に応じて、当該各号に定める金額を、及び②別紙3（ガバナンス基本計画）に定める事象が生じた場合には、同別紙に定める各区分に応じて同別紙に定める金額を、違約金として県の指定する期限までに支払わなければならない。
 - (1) 本施設の引渡前
サービス購入料A（消費税等を含まない。）の10%に相当する金額
 - (2) 本施設の引渡後
当該年度のサービス購入料B及びC（消費税等を含まない。）の支払予定額の10%に相当する金額
- 2 前項の場合において、事業者は、当該解除に起因して県が被った相当因果関係の範囲内にある損害額（第115条（事業終了時の引継ぎ等）に基づく引継ぎを行う先の選定及び当該引継ぎ先への引継ぎに関して県が負担する一切の費用を含む。）が違約金の額を上回るときは、その差額を、県の請求に基づき支払わなければならない。
- 3 第1項の場合において、第35条（契約の保証）の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、県は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

第119条 （損失補償）

- 1 第 111 条（県の任意による解除、県事由による解除）第 1 項の規定により特定事業契約が解除された場合には、事業者は、当該解除に起因して事業者が生じた合理的な範囲の費用（ブレイクファンディングコストその他の金融費用を含む。）の補償を求めることができる。
- 2 第 112 条（法令改正・不可抗力による解除）の規定により特定事業契約が解除された場合には、当該解除に起因して県又は事業者が生じた損失又は損害については各自の負担とし、お互いに損害賠償、損失補償又は費用の請求を行わない。ただし、当該解除までに生じた費用のうち第 105 条（法令改正）第 4 項第 1 号及び第 107 条（不可抗力）第 5 項に定める費用並びに当該解除に起因して事業者が生じた合理的な範囲の費用（ブレイクファンディングコストその他の金融費用を含む。）については県の負担とする。
- 3 前 2 項にかかわらず、特定事業契約が解除された場合の事業者の保有資産等の取扱いは第 117 条（契約終了による事業者所有資産の取扱い）の規定によるものとし、同各規定による買取対価の支払のほかに、県は、事業者の保有資産等について特定事業契約の解除までに事業者が生じた費用を負担しないものとする。

第120条 （事業終了後の解散及び債務引受）

- 1 事業者は、特定事業契約の事業期間終了時点においてもなお事業者が特定事業契約に基づく金銭債務を負担すると県が合理的に認める場合には、県の事前の書面による承諾なくして、当該金銭債務の支払が完了するまで、解散等を行ってはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、事業者は、特定事業契約の事業期間終了後、事業者が特定事業契約に基づき負担する金銭債務は第 116 条（本施設の引渡し）第 2 項に基づく費用の支払債務のみであると県が合理的に認める場合には、60 日前までに県に対して通知の上、解散等を行うことができる。かかる場合、県は、代表企業に対して当該代表企業が当該支払債務を引き受けるよう求めることができる。

第 13 章 知的財産権

第121条 （著作権の帰属）

県が、本事業の募集段階において又は特定事業契約に基づき、事業者に対して提供した情報、書類及び図面等（県が著作権を有しないものを除く。）の著作権は、県に帰属する。

第122条 （成果物の利用）

- 1 県は、成果物について、県の裁量により無償で利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、特定事業契約の終了後も存続する。
- 2 成果物及び本施設のうち著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当するものに係る著作権法第2章及び第3章に規定する著作権者の権利（以下「著作権者の権利」という。）の帰属は、著作権法の定めるところによる。
- 3 事業者は、県が成果物及び本施設を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない、自ら又は著作権者（事業者を除く。）をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し又はさせてはならない。
 - (1) 著作権名を表示することなく成果物の全部若しくは一部又は本施設の全部若しくは一部の内容を自ら公表し若しくは広報に使用し又は県が認めた公的機関をして公表させ若しくは広報に利用させること。
 - (2) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ又は譲渡すること。
 - (3) 必要な範囲で、県又は県が委託する第三者をして成果物について、複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
 - (4) 本施設を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること。
 - (5) 特定事業契約の終了後に、本施設を増築、改築、修繕若しくは模様替えにより改変し又は取り壊すこと。
- 4 事業者は、自ら又は著作権者若しくは著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし又はさせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合及び法令等又は裁判所、監督官庁若しくはその他の公的機関（金融商品取引所、金融商品取引業協会を含む。）の命令により次に掲げる行為を行う場合は、この限りではない。
 - (1) 成果物及び本施設の内容を公表すること。
 - (2) 本施設に事業者の実名又は変名を表示すること。
 - (3) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ又は譲渡すること。

第123条 （著作権等の譲渡禁止）

事業者は、自ら又は著作権者をして、成果物及び本施設に係る著作権者の権利を第三者に譲渡し若しくは継承し又は譲渡させ若しくは継承させてはならない。ただし、県の事前の書面による承諾を得た場合を除く。

第124条 （第三者の有する著作権の侵害防止）

- 1 事業者は、成果物及び本施設が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを県に対して保証する。
- 2 事業者は、成果物又は本施設のいずれかが第三者の有する著作権を侵害した場

合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い又は必要な措置を講じなければならないときは、その賠償額を負担し又は必要な措置を講ずる。

第125条 （第三者の知的財産権等の侵害）

- 1 事業者は、特定事業契約の履行にあたり、前条（第三者の有する著作権の侵害防止）のほか、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権（以下本条において「知的財産権等」という。）を侵害しないこと並びに事業者が県に対して提供する成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害していないことを県に対して保証する。
- 2 事業者が特定事業契約の履行にあたり第三者の有する知的財産権等を侵害し又は事業者が県に対して提供するいずれかの成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害する場合には、事業者は、事業者の責めに帰すべき事由の有無の如何にかかわらず、当該侵害に起因して県に直接又は間接に生じた全ての損失、損害及び費用につき、県に対して補償及び賠償し又は県が指示する必要な措置を講ずる。ただし、事業者の当該侵害が、県の特に指定する工事材料、施工方法又は維持管理方法等を使用したことに起因する場合には、この限りではない。

第126条 （知的財産権の対象技術の使用）

事業者は、特許権等の知的財産権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、県が当該技術等の使用を指定した場合であって事業者が当該知的財産権の存在を知らなかったときは、県は、事業者がその使用に関して要した費用を負担する。

第14章 雑 則

第127条 （秘密保持義務）

- 1 県及び事業者は、相手方の事前の書面による承諾なくして、特定事業契約に関する情報（本事業を実施する上で知り得た秘密を含む。）を第三者に開示してはならず、特定事業契約の履行又は本事業の実施の目的以外には使用してはならない。ただし、①既に自ら保有していた情報、②既に公知の事実であった情報、③その取得後自らの責めによらずして公知になった情報及び④その取得後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した情報を除く。
- 2 前項の規定にかかわらず、県及び事業者は、次に掲げる場合に限り、特定事業契約に関する情報を開示することができる。
 - (1) 当該情報を知る必要のある県又は事業者の役員、従業員、弁護士、公認会計

士、税理士その他の専門家に対して、県及び事業者と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合

(2) 当該情報を知る必要のある構成員、協力会社若しくは本事業に関して事業者
に融資等を行う金融機関等又はこれらの者の役員、従業員、弁護士、公認会
計士、税理士その他の専門家に対して、県及び事業者と同等以上の秘密保持
義務を負うことを条件として開示する場合

(3) 法令等又は裁判所、監督官庁若しくはその他の公的機関（金融商品取引所、
金融商品取引業協会を含む。）の命令により開示を求められた情報を開示す
る場合

3 本条の規定は、県及び事業者による特定事業契約の完全な履行又は特定事業契
約の終了にかかわらず、有効に存続する。

第128条 （遅延利息）

1 県又は事業者が、特定事業契約その他県と事業者の間で締結された契約等に基
づく支払を遅延した場合には、未払額につき履行すべき日（以下本条において
「履行期日」という。）の翌日（同日を含む。）から当該金銭債務の支払が完了
した日（同日を含む。）までの期間の日数に応じ、県については、政府契約の支
払遅延に対する遅延利息の率に定める履行期日時点における率を乗じて計算した
額の遅延利息を、事業者については、国の債権に関する遅延利息の率に定める履
行期日時点における率を乗じて計算した額の遅延利息をそれぞれ相手方当事者に
支払わなければならない。これらの場合の遅延利息の計算方法は、年 365 日の日
割計算とする。

2 県は、特定事業契約その他県と事業者の間で締結された契約に基づいて生じた
事業者に対する債権及び債務を、法令の範囲内において対当額で相殺することが
できる。

第129条 （契約の変更）

特定事業契約は、県及び事業者の書面による合意がなければ、これを変更する
ことができない。

第130条 （準拠法・管轄裁判所）

1 特定事業契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈する。

2 特定事業契約に関連して発生した全ての紛争は、名古屋地方裁判所を第一審の
専属的合意管轄裁判所とする。

第131条 （通知方法・計量単位・期間計算・休日調整等）

1 特定事業契約に定める請求、通知、報告、勧告、承諾及び解除は、原則とし

て、相手方に対する書面をもって行われなければならない。県及び事業者は、当該請求等の宛先をそれぞれ相手方に対して別途通知する。

- 2 特定事業契約の履行に関して県と事業者の間で用いる計算単位は、要求水準書等又は設計図書に別段の定めがある場合を除き、計量法に定めるところによる。
- 3 特定事業契約の履行に関する期間の定めについては、要求水準書等又は設計図書に別段の定めがある場合を除き、民法及び会社法の定めるところによる。
- 4 事業者が特定事業契約に基づき保管し又は保存すべき文書の取扱い及び期間については、県の文書管理規程に従う。
- 5 特定事業契約の履行に関して県と事業者の間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 特定事業契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

第132条 （疑義に関する協議）

特定事業契約、要求水準書等及び設計図書に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は特定事業契約、要求水準書等及び設計図書の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、本事業のガバナンスの枠組を活用して、県及び事業者が誠実に協議してこれを解決する。

以 上

別紙 1 定義集

- (1) 「愛知県公共工事請負契約約款（建築工事用）」とは、愛知県公共工事請負契約約款（建築工事用）（特定事業契約締結時点における最終改正令和 8 年 4 月 1 日）をいう。
- (2) 「維持管理企業」とは、業務委託請負先として維持管理業務を実施する企業をいう。
- (3) 「維持管理業務」とは、要求水準書等に定める維持管理業務をいう。
- (4) 「維持管理・運営期間」とは、特定事業契約冒頭第 3 の 1 に定める維持管理・運営業務を実施する期間をいう。
- (5) 「維持管理・運営業務」とは、維持管理業務及び運営業務の総称をいう。
- (6) 「維持管理・運営業務に係る計画書等」とは、第 13 条（維持管理・運営業務の実施に係る準備）第 1 項に定義する意味を有する。
- (7) 「維持管理・運営費」とは、特定事業契約の定めに従い、事業者による維持管理・運営期間における維持管理・運営業務の実施の対価として、県が事業者に対し支払債務を負担する費用をいう。
- (8) 「運営企業」とは、業務委託請負先として運営業務を実施する企業をいう。
- (9) 「運営業務」とは、要求水準書等に定める運営業務をいう。
- (10) 「営業倉庫」とは、付帯業務として、本事業期間中に県立 3 施設が利用しない余剰となる収蔵室及び前室において、県立美術館の収蔵環境を活用した第三者の作品等、預託品の保管を行う倉庫業をいう。
- (11) 「開館準備企業」とは、業務委託請負先として開館準備業務を実施する企業をいう。
- (12) 「開館準備業務」とは、要求水準書等に定める開館準備業務をいう。
- (13) 「開館準備業務に係る計画書等」とは、第 12 条（開館準備業務の実施に係る準備）第 1 項に定義する意味を有する。
- (14) 「開館準備費」とは、特定事業契約の定めに従い、事業者による開館準備期間における開館準備業務の実施の対価として、県が事業者に対し支払債務を負担する費用をいう。
- (15) 「開館日」とは、維持管理・運営業務の開始日をいう。
- (16) 「会社更生法」とは、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）をいう。
- (17) 「会社法」とは、会社法（平成 17 年法律第 86 号）をいう。
- (18) 「完了検査」とは、第 60 条（完了検査及び引渡し）第 2 項に定める工事の完了を確認するための検査をいう。
- (19) 「基本協定書」とは、県と代表企業その他の構成員及び協力会社との間で令和 ●年●月●日付けで締結された愛知県美術品等共同収蔵庫整備等事業基本協定書をいう。
- (20) 「業務委託請負先」とは、本事業に係る各業務の全部又は一部を事業者から直接受託し又は請け負う代表企業、構成員、協力会社その他第三者をいう。
- (21) 「業務委託請負契約」とは、事業者及び業務委託請負先との間で締結される本

事業に係る各業務の全部又は一部に関する業務委託契約若しくは請負契約又はこれらに替わる覚書等をいう。

- (22) 「業務責任者」とは、第 25 条（業務責任者の設置及び変更）第 1 項に定義する意味を有する。
- (23) 「協力会社」とは、落札者を構成し、本事業に関する各業務を事業者から直接受託し又は請け負うが、事業者に出資を行わない企業をいい、特定事業契約締結時点では●及び●をいう。
- (24) 「計量法」とは、計量法（平成 4 年法律第 51 号）をいう。
- (25) 「国の債権に関する遅延利息の率」とは、国の債権に関する遅延利息の率（昭和 32 年大蔵省告示第 8 号）をいう。
- (26) 「県」とは、特定事業契約冒頭に定義されるものをいう。
- (27) 「県立 3 施設」とは、愛知県美術館、愛知県陶磁美術館及び愛知県立芸術大学をいう。
- (28) 「健康保険法」とは、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）をいう。
- (29) 「建設企業」とは、業務委託請負先として建設業務を実施する企業をいう。
- (30) 「建設業法」とは、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）をいう。
- (31) 「建設業務」とは、設計・建設業務のうち要求水準書等に定める建設業務をいう。
- (32) 「建築基準法」とは、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）をいう。
- (33) 「建築士法」とは、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）をいう。
- (34) 「工事監理企業」とは、業務委託請負先として工事監理業務を実施する企業をいう。
- (35) 「工事監理業務」とは、設計・建設業務のうち要求水準書等に定める工事監理業務をいう。
- (36) 「工事目的物」とは、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具をいう。
- (37) 「構成員」とは、落札者を構成し、事業者に出資する全ての企業をいい、特定事業契約締結時点では●及び●をいう。
- (38) 「厚生年金保険法」とは、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）をいう。
- (39) 「雇用保険法」とは、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）をいう。
- (40) 「サービス購入料」とは、サービス購入料 A、サービス購入料 B 及びサービス購入料 C の総称をいう。
- (41) 「サービス購入料 A」とは、事業者による特定事業契約の履行の対価として、県が支払うもののうち、設計・建設費をいう。
- (42) 「サービス購入料 B」とは、事業者による特定事業契約の履行の対価として、県が支払うもののうち、開館準備費をいう。
- (43) 「サービス購入料 C」とは、事業者による特定事業契約の履行の対価として、県が支払うもののうち、統括管理費及び維持管理・運営費をいう。
- (44) 「作品」とは、美術作品・資料をいう。
- (45) 「時価」は、各資産の価値として当該資産の買取時において県及び事業者が合

意する客観的で公平な方法（直近の帳簿価格による場合、県及び事業者が同意する公認会計士、不動産鑑定士等の専門家による評価による場合等）により定められた価格をいう。

- (46) 「事業期間」とは、第 109 条（事業期間）に定義する意味を有する。
- (47) 「事業者」とは、特定事業契約冒頭に定義されるものをいう。
- (48) 「事業提案書」とは、落札者が、令和●年●月●日付けで提出した本事業の実施に係る事業提案書一式をいう。
- (49) 「事業年度」とは、各暦年の 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終了する 1 年間をいう。ただし、特定事業契約締結年度にあつては、特定事業契約の締結日から次に到来する 3 月 31 日までの期間をいう。
- (50) 「施設引渡日」とは、第 64 条（本施設の引渡し）に基づき、事業者が県に本施設の引渡しを行い、県が所有権を取得する日をいう。
- (51) 「施設引渡予定日」とは、施設引渡しの予定日をいう。
- (52) 「下請負者等」とは、第 39 条（建設企業による業務実施及び下請の制限等）第 5 項に定義する意味を有する
- (53) 「下請負者等（維持管理・運營業務）」とは、第 72 条（維持管理企業及び運営企業による業務実施及び一括再委託等の禁止）第 5 項に定義する意味を有する。
- (54) 「下請負者等（開館準備業務）」とは、第 67 条（開館準備企業による業務実施及び一括再委託等の禁止）第 5 項に定義する意味を有する。
- (55) 「下請負者等（建設業務）」とは、第 39 条（建設企業による業務実施及び下請の制限等）第 5 項に定義する意味を有する。
- (56) 「下請負者等（設計業務）」とは、第 37 条（設計企業による業務実施及び一括再委託等の禁止）第 5 項に定義する意味を有する。
- (57) 「下請負者等（統括管理業務）」とは、第 22 条（統括管理企業による業務実施及び一括再委託等の禁止）第 5 項に定義する意味を有する。
- (58) 「下請負者等（付帯業務）」とは、第 83 条（付帯業務を実施する者による業務実施及び一括再委託等の禁止）第 5 項に定義する意味を有する。
- (59) 「実施体制図等」とは、第 9 条（本事業の実施体制等）第 2 項に定義する意味を有する。
- (60) 「指定部分」とは、第 60 条（完了検査及び引渡し）第 7 項に定義する意味を有する。
- (61) 「社会保険等未加入建設業者」とは、第 40 条（下請負者等（建設業務）の健康保険等加入義務等）第 1 項に定義する意味を有する。
- (62) 「消費税等」とは、消費税及び地方消費税の総称をいう。
- (63) 「成果物」とは、設計図書、完成図書及びその他事業者が特定事業契約に基づき又は県の請求により県に提出した一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいう。
- (64) 「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率」とは、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和 24 年大蔵省告示第 991 号）をいう。

- (65) 「施工方法等」とは、第 32 条（工事総則）第 3 項に定義する意味を有する。
- (66) 「設計企業」とは、業務委託請負先として設計業務を実施する企業をいう。
- (67) 「設計業務」とは、設計・建設業務のうち要求水準書等に定める設計業務をいう。
- (68) 「設計・建設期間」とは、特定事業契約冒頭第 3 の 1 に定める設計・建設業務を実施する期間をいう。
- (69) 「設計・建設企業」とは、設計企業及び建設企業の総称をいう。
- (70) 「設計・建設業務」とは、要求水準書等に定める設計・建設業務をいう。
- (71) 「設計・建設業務に係る計画書等」とは、第 11 条（設計・建設業務の実施に係る準備）第 1 項に定義する意味を有する。
- (72) 「設計・建設費」とは、特定事業契約の定めに従い、事業者による設計・建設期間における設計・建設業務の実施の対価として、県が事業者に対し支払債務を負担する費用をいう。
- (73) 「設計図書」とは、第 36 条（設計）の定めに従って県の確認が得られた設計図書その他の設計に関する図書をいう。
- (74) 「代表企業」とは、落札者の構成員の中で最大の出資を行う企業であり、特定事業契約締結時点では●をいう。
- (75) 「著作権法」とは、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）をいう。
- (76) 「作者の権利」とは、第 122 条（成果物の利用）第 2 項に定める意義を有する。
- (77) 「出来形部分」とは、第 52 条（賃金又は物価の変動に基づくサービス購入料 A の変更）第 2 項に定める意義を有する。
- (78) 「統括管理企業」とは、業務委託請負先として統括管理業務を実施する企業をいう。
- (79) 「統括管理業務」とは、要求水準書等に定める統括管理業務をいう。
- (80) 「統括管理業務に係る計画書等」とは、第 10 条（統括管理業務の実施に係る準備）第 2 項に定義する意味を有する。
- (81) 「統括管理責任者」とは、第 10 条（統括管理業務の実施に係る準備）第 3 項に定義する意味を有する。
- (82) 「統括管理費」とは、特定事業契約の定めに従い、事業者による事業期間における統括管理業務の実施の対価として、県が事業者に対し支払債務を負担する費用をいう。
- (83) 「特定事業」とは、統括管理業務、設計・建設業務、開館準備業務、維持管理業務、運営業務及び付帯業務の総称をいう。
- (84) 「特定事業契約」とは、この契約をいう。
- (85) 「特定法令改正」とは、施設の整備、維持管理又は運営に関する法令改正であって、①事業者のみに適用されるもの又は②本施設のみに適用されるものをいう。
- (86) 「入札説明書」とは、県が令和 8 年 8 月 7 日付けで公表した愛知県美術品等共同収蔵庫整備等事業に係る入札説明書（修正があった場合は、修正後の記述に

よる。)をいう。

- (87) 「入札説明書等」とは、入札公告の際に県が公表する書類一式をいう。なお、これらの書類につき修正があった場合は、修正後の記述による。具体的には、入札説明書、落札者決定基準、様式集及び記載要領、並びに質問回答書その他これらに関して県が発出した書類をいう。
- (88) 「任意事業」とは、事業提案書に基づき、任意事業実施企業が自らの責任及び費用負担において、特定事業と連携して行う事業をいう。
- (89) 「任意事業実施企業」とは、業務委託請負先として任意事業を実施する企業をいう。
- (90) 「破産法」とは、破産法（平成 16 年法律第 75 号）をいう。
- (91) 「PFI 法」とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。
- (92) 「不可抗力」とは、①地震、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤その他の自然災害、②豪雨、暴風その他の異常気象であつて本施設の周辺において通常発生する気象条件よりも過酷なもの、③騒擾、騒乱、暴動、火災その他の人為的災害に係る事象、④その他当該義務履行当事者にとり予測可能性又は支配可能性のない事象（大規模な感染症、放射能汚染、航空機の墜落を含む。）(①乃至④いずれも、要求水準書等に基準の定めがあるものについては、当該基準を超えたものに限る。)のうち、県及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。
- (93) 「付帯業務」とは、要求水準書等に定める付帯業務をいう。
- (94) 「付帯業務実施企業」とは、業務委託請負先として付帯業務を実施する企業をいう。
- (95) 「付帯業務に係る計画書等」とは、第 14 条（付帯業務の実施に係る準備）第 1 項に定義する意味を有する。
- (96) 「暴力団員等」とは、愛知県公共工事請負契約約款（建築工事用）第 46 条（暴力団等排除に係る解除）第 1 項第 2 号に規定する意味を有する。
- (97) 「法令改正」とは、第 105 条（法令改正）第 1 項に定義する意味を有する。
- (98) 「法令等」とは、条約、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断、その他の公的機関の定める全ての規定、判断、措置等の規準（要求水準書別添資料 1「遵守すべき法令等」に掲げる関係法令、条例、規則、要綱、各種基準、規格等を含むがこれらに限られない。）をいう。
- (99) 「本施設」とは、特定事業契約冒頭第 2 の 1 に定める各施設の総称をいう。ただし、第 4 章、第 9 章、第 11 章及び第 12 章に定める「本施設」には、野球場を含めるものとする。
- (100) 「本事業」とは、愛知県美術品等共同収蔵庫整備等事業をいう。
- (101) 「民事再生法」とは、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）をいう。
- (102) 「民法」とは、民法（明治 29 年法律第 89 号）をいう。
- (103) 「要求水準」とは、事業者による本事業（任意事業を除く。）の実施にあたり、

県が要求水準書に基づき事業者に履行を求める水準をいい、事業提案書の内容が要求水準書に定める水準を超える場合には、事業提案書による水準をいう。

- (104) 「要求水準書」とは、入札説明書添付資料1「愛知県美術品等共同収蔵庫整備等事業要求水準書」（修正があった場合は、修正後の記述による。）をいう。
- (105) 「要求水準書等」とは、要求水準書、入札説明書等及び事業提案書の総称をいう。
- (106) 「落札者」とは、本事業を実施する民間事業者として選定された●（●を代表企業とし、●及び●を構成員とし、●及び●を協力会社とするコンソーシアム）をいう。

別紙 2 事業日程

第 1 統括管理業務

事業者は、事業期間にわたり統括管理業務を実施する。

第 2 設計・建設業務、開館準備業務、維持管理・運営業務及び付帯業務

事業者は、以下のとおり実施する。

業務	開始（予定）日	満了（予定）日
設計・建設業務	特定事業契約締結日	2031 年 3 月 ● 日
開館準備業務	施設引渡日	開館日の前日
維持管理・運営業務	開館日	2051 年 3 月 31 日
付帯業務	施設引渡日	2051 年 3 月 31 日

第 3 任意事業

事業提案書のとおり。

別紙3 ガバナンス基本計画

第1部 ガバナンスの考え方

1 ガバナンスの目的と原則

(1) ガバナンスの目的と枠組

ア ガバナンスの目的

本事業の全段階の各業務が、それぞれの事業期間を通じて、円滑に遂行されるとともに、それらによる事業成果の創出を確実なものとするために、県及び事業者の双方による本事業のガバナンスの枠組を構築する。

イ 基本的な考え方

本事業のガバナンスにおいては、県及び事業者の間の「信頼関係」の構築とその維持・発展を基礎に、また、県及び事業者のセルフモニタリングにより得られた客観的な業績情報の活用を基礎として、①会議体を通じた実績評価と改善協議による統制（内部統制）、及び②外部有識者等により構成する「第三者機関」を通じた評価・アドバイス・勧告等による統制（外部統制）により、ガバナンス機能を確保する。

ウ 会議体の設置

各業務において、本事業の官民の公式なコミュニケーションの枠組として、県及び事業者の間での会議体を設置する。この会議体は、事業期間を通じて、県及び事業者の間の「信頼関係」の構築とその維持・発展を基礎とした、円滑な事業遂行を実現するためのコミュニケーションの枠組として機能する。したがって、県は事業者の単なるモニタリングを超えた率直かつ真摯な協議の場となる運営を求めるものとする。

エ 第三者機関の設置

複数の有識者により構成する「第三者機関」を設置し、客観的な立場から本事業並びに県が実施するモニタリングに対する評価、アドバイス及び勧告を行う。

(2) 設計・建設に関するモニタリング

ア セルフモニタリング及び実績評価

(ア) 事業者によるセルフモニタリング

事業者は、要求水準書に定める基準に基づきセルフモニタリングを実施し、その結果を適切に保存するとともに、県・事業者の両者の参加による月1回程度の定期的な会議体を設けて、定期的に、また、県の求めに応じて随時報告を行うものとする。

(イ) 県による実績評価

県は、各工程の必要な時期に、設計・建設業務が特定事業契約書に定めら

れた要求水準及び条件に適合するものであるか確認を行う。

設計・建設業務が特定事業契約書に定められた要求水準及び条件に適合しない場合は、県は、事業者に必要な改善を求め、事業者は、必要な改善措置を講じるものとする。

県及び事業者は、両者の参加による定期的な会議体を設けて、円滑な業務遂行に向けての課題等について、県及び事業者が協議を行って、両者が必要な対応策を講じるものとする。

イ それ以外の仕組

上記以外のガバナンスの仕組については、以下の「2」「3」を参照のこと。

(3) 統括管理、開館準備、維持管理・運営に関するモニタリング

ア セルフモニタリング及び実績評価

(ア) 事業者によるセルフモニタリング

事業者は、要求水準書に定める基準に基づきセルフモニタリングを実施し、その結果を適切に保存するとともに、その方法及び結果について、設置する会議体を通じて、県の求めに応じて随時報告を行うこと。

(イ) 県による実績評価

県は、事業者が契約に定められた業務を確実に遂行し、要求水準が達成されているか否かを確認するために、業務の実績評価を行い、運営等の成果が特定事業契約書に定められた要求水準及び条件に適合しないと認める場合には、設置する会議体を通じて業務内容に対する改善協議を行うことができるものとし、事業者は、必要な改善措置を講じるものとする。

県は、事業者の財務状況を把握し本事業の継続性・安定性を確認するために、財務諸表の確認や管理運営原価の情報の開示・確認等によるモニタリングを行うものとし、確認等の結果、本事業の継続性・安定性の確保のために必要があると認める場合には、財務状況等についての改善協議を行うことができるものとし、事業者は、必要な改善措置を講じるものとする。

また、特定事業契約書に基づく県の責務については、県がその実施状況についてモニタリングするとともに、設置する会議体を通じて事業者に報告する。その際、状況や必要に応じて改善協議を行うことができるものとする。

イ それ以外の仕組

上記以外のガバナンスの仕組については、以下の「2」「3」を参照のこと。

2 内部統制の仕組

上記のように、ガバナンスの確保は、内部統制が基本となる（なお、ここでの内部統制は、県と事業者の連携による PFI 事業としての内部統制のことであり、事業者の内部統制ではない。）。県及び事業者が、事業の目的を共有したうえで、重層的に構成される会議体での協議を通じて、セルフモニタリングによって得られた業績情報を活用した進捗管理及び今後の方針検討・決定を行い、そしてその協議の記録を議事録としてしっかりと残すことが基礎となる。これらの三要素（会議体、業績情報、議事録）が有機的に結びついて内部統制としての機能を果たす。

（１）目的の共有

最初に、最上位のこととしてまず実施するのは、県と事業者による「目的の共有」である。これには、本事業の目的の明確化と共有、根本価値の共有、置かれている環境などについての認識の共有が含まれる。具体的な内容については、表 1 のとおりである。

表 1 業務の概要

項目	統括管理				任意事業
	設計・建設	開館準備	維持管理・運営	付帯業務	
PFI 特定事業範囲	○				—
契約	特定事業契約				別途任意の事業協定書
事業主体	事業者				任意事業実施企業
期間	2027 年 7 月～ 2031 年 3 月	施設引渡日～ 開館日の前日	開館日～ 2051 年 3 月	施設引渡日～ 2051 年 3 月	開館日～ 2051 年 3 月
サービス購入料	○	○	○	— (※ 1)	—
料金徴収	—	—	— (※ 2)	○	○
公有財産貸付	—	—	—	○	○
共通目的	・ 県民の財産である作品を適切に守るため、温度や湿度を徹底管理できる高い施設性能など優れた機能を有する共同収蔵庫を整備するほか、事業の効率化及び県負担の軽減を図る。 ・ 単に既存の収蔵機能を補完するだけでなく、将来的な収蔵環境や収蔵需要の変化に柔軟に対応しながら、作品の「保存」という美術館の基本的活動の一面を広く知っていただくための重要な役割を果たす施設として、「美術館や県民の財産を『まもる』」、「地域や住民に『ひらく』」、「各本館や周辺施設と『つながる』」の 3 つのコンセプトをもとに、愛知の文化芸術の魅力を一層高める「美術館のバックアップセンター」を目指す。				

項目	統括管理				任意事業
	設計・建設	開館準備	維持管理・運営	付帯業務	
個別目的	・共同使用によるスケールメリットを活かした収蔵スペースの確保や優れた収蔵環境の構築	・施設の整備後速やかに維持管理・運営業務に移行できるように業務を実施	・所期の機能及び性能等を常に発揮できる最適な状態を保ち、利用者の安全かつ快適な施設利用を担保 ・収蔵庫における保存の取組について学べる機会を提供	・県立3施設が利用しない収蔵スペースの有効活用	・本事業の特定事業の価値を高め、相乗効果を創出
業務内容	・設計業務 ・建設業務 ・工事監理業務	・開館準備業務	・維持管理業務 ・運営業務（教育普及業務、作品運搬業務）	・付帯業務（営業倉庫）	・任意事業の企画・実施
目標値 基準評価	要求水準書	要求水準書	要求水準書	要求水準書	(※3)

※1 当該業務実施に係る維持管理費及び運営費は自己負担となる。

※2 運営業務に関して、有料企画（実費相当）の提案を妨げないものとする。

※3 任意事業については、事業者の提案をもとに別途水準を設定する。

（２）会議体・業績情報・議事録の三要素

本事業は、所有権者である県と事業者とのフラットな体制により遂行される。県と事業者の間で重層的に構成される会議体は、モニタリングの「中枢機能」を果たす組織となる。また、セルフモニタリングを通じて得られた客観的な業績情報は、県と事業者の多様な参加主体にとっての「共通言語」となる。そして、会議体の協議を記録する議事録は、20年に及ぶ本事業を遂行する主体にとっての貴重な「共有資産」となる。

表2 モニタリングの三要素の役割と機能

構成要素	モニタリング上の役割	官民の多様な主体間で果たす機能
会議体	中枢機能	・相互の進捗確認・報連相、情報共有 ・協議・調整、合意形成、意思決定
業績情報	共通言語	・冷静かつ一貫性のある協議を可能に
議事録	共有資産	・協議経過や合意の記録・確認 ・中長期にわたる関係性の軌跡を共有可能に

ア 会議体

本事業で設置する重層的な会議体は、セルフモニタリングの結果の報告・評価の場としてのみではなく、相互の情報共有、運営上の諸課題についての協議・調整、県と事業者の合意形成、本事業としての意思決定など、長期の事業期間を通じて様々な機能を果たす場となるため、本事業のガバナンスの確保の観点から極めて重要である。

詳細については、特定事業契約書の別紙4「ガバナンス体制」を参照のこと。

イ 業績情報

県と事業者とが、長期間にわたり事業を円滑に推進させていくためには、両者の共通言語となるものが必要であり、「客観性・中立性」「共通性・共有性」といった特質をもつ業績情報が、その機能を果たす。これを活用することにより、県と事業者において一貫性をもった協議が可能となる。そのためには、セルフモニタリングの具体的な指標について、「要求水準書」及び「モニタリング基本計画」を踏まえて、事業開始までに合意しておく必要がある。

詳細については、第2部「モニタリング基本計画」を参照のこと。

ウ 議事録

本事業に係る会議体においては、議事録の作成を必須とする。議事録の作成は、本事業のような多様な主体による長期にわたる事業におけるガバナンスの維持・確保の観点からは、非常に重要なものである。ただし、詳細なものを作成することを求めているのではなく、論点や結論（具体的なアクション等）などの要点が明快かつ簡潔に記述されていればよい。

詳細については、特定事業契約書の別紙4「ガバナンス体制」内の「協議会等運営ガイドライン」を参照のこと。

3 外部統制の仕組

(1) 第三者機関

第三者機関は、県及び事業者の間の「信頼関係」の構築とその維持・発展を前提に、事業期間を通じた円滑な業務遂行とそれらによる事業効果の創出を確実なものとするための、外部統制として機能する。第三者機関による評価、アドバイスや勧告等の活動は、県及び事業者が設置する会議体からの報告を踏まえての活動、客観的な立場からの主体的な活動、事業者若しくは県からの個別協議（相談）を踏まえた活動など、ガバナンスの確保のために、状況に応じて柔軟に活動することを想定している。

詳細については、特定事業契約書の別紙4「ガバナンス体制」を参照のこと。

第2部 モニタリング基本計画

1 総論

(1) ガバナンスの考え方及びモニタリング基本計画の位置づけ

ア ガバナンスにおけるセルフモニタリング

本事業のガバナンスの維持の根幹をなすのが、事業者によるセルフモニタリングである。事業実施状況をセルフモニタリングにより客観的に把握して、それを会議体における官民協議の場で評価（実績評価）するとともに、その結果を踏まえた改善策を講じていくことにより、安定的な事業実施を目指す。加えて、予期せぬ事態の発生なども、このセルフモニタリングを通じて把握されることが期待される。更に、第三者機関を通じた外部統制やファシリテーションの機能も、このセルフモニタリングにて得られた客観的な業績情報を活用することになるため、セルフモニタリングは、本事業のガバナンスの維持にて極めて重要な役割を担うこととなる。

イ モニタリング基本計画

モニタリング基本計画は、県が事業期間中、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、事業者が特定事業契約に定められた業務を確実に遂行し、かつ、要求水準を安定的に達成し続けるため、以下の3項目に関する基本的な考え方について示すものである。

- 要求水準書で提示する要求性能の達成状況の確認
（要求水準を示していない任意事業においては、事業者又は任意事業実施企業と県が合意した目標値の達成状況の確認）
- 本事業の継続性・安定性（事業者の財務状況）の確認
- 上記に基づく県から事業者への改善措置等の指示、結果の確認

本事業の目的を達成するために、県と事業者は、相互に協力して意思疎通や認識の統一を図ることを常に念頭に置かなければならない。なお、任意事業に対するモニタリングについては、モニタリング基本計画に準拠した任意事業協定に基づき別途定めるものとする。

ウ ガバナンス実施計画書

事業者は、特定事業契約又は任意事業協定の締結後、事業提案書及び自らが作成する各種提出書類に基づき、ガバナンス実施計画書の案を作成し、業務計画書と同時に県に提出する。県は事業者と協議し、ガバナンス実施計画書を確定する。ガバナンス実施計画書には、次の項目を記載する。

- モニタリング時期
- モニタリング内容（評価基準を含む）
- モニタリング組織
- モニタリング手続
- モニタリング様式

なお、事業着手段階でモニタリングの詳細を定められない業務に関しては、後日、事業者において業務着手前に各業務実施計画を作成し、県に提出するものとする。

エ モニタリング対象範囲

モニタリング対象業務は、以下のとおりとする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 統括管理業務○ 設計・建設業務○ 開館準備業務○ 維持管理・運営業務○ 付帯業務○ 任意事業 |
|---|

県が行うこととなっている業務について、そのセルフモニタリング及び報告の在り方をあらかじめ書面にて定めておくことが必要と想定する部分がある場合には、ガバナンス実施計画書の案において、具体的な内容等を提案して、県と事業者との間で、その在り方を協議するものとする。

なお、任意事業のモニタリングについては、4 開館準備業務、維持管理・運営業務及び付帯業務のモニタリングに準じてモニタリングを行うこととし、詳細は、事業者から任意事業が提案された場合、事業者の提案内容を踏まえて県と事業者が協議して定める。

(2) ガバナンス実施計画書の変更

ア ガバナンス実施計画書の変更

ガバナンス実施計画書の変更は、次の事由により実施する。

- ・ 要求水準書が変更された場合
- ・ 県の事由により業務内容の変更が必要な場合
- ・ その他、業務内容の変更が特に必要と認められる場合

イ 契約変更に伴うガバナンス実施計画書の変更

県と事業者は、特定事業契約の変更に伴い、必要に応じ、ガバナンス実施計画書を変更する。

2 統括管理業務のモニタリング

(1) 基本的な考え方

統括管理業務におけるセルフモニタリングは、事業者が事業期間を通じて責任ある事業主体として要求水準を満たすとともに、自らが提案した事業計画に基づき適正かつ確実に事業が遂行されているかどうかを、「(2) モニタリング方法」及び「(3) モニタリング手順」に示す方法・手順で行う。

県は、事業者の報告に基づき確認を行うことを基本とし、事業者の提出する報告書、各提出書類及び本事業の進捗状況等をもとに、要求水準書の内容を満たしているかどうかを、書類・会議体等を通じて実績評価を行う。

(2) モニタリング方法

ア 書類による確認

事業者は、統括管理業務の遂行状況及び要求水準達成状況を自らセルフモニタリングしたうえで、表3に示す提出書類を、それぞれの提出時期までに県に提出して確認を受ける。

表3 事業者が作成する提出書類

提出書類	提出時期
実施体制図	特定事業契約締結後 30 日以内
統括管理業務計画書	特定事業契約締結後 30 日以内
年間計画書	各事業年度が開始される 3 か月前まで (初回提出時は特定事業契約締結後 30 日以内、ただし統括管理業務及び設計業務に係る部分は業務着手時)
事業四半期報告書	当該四半期の翌月 10 営業日まで
事業年次報告書	第 4 四半期終了後翌月 10 営業日まで
監査済財務書類（会社法上要求される計算書類、事業報告、附属明細書、キャッシュフロー計算書）	毎会計年度の最終日から 3 か月以内
中間計算書類（上記に準じる）	中間決算日から 2 か月以内
定款の写し	特定事業契約締結日又は変更日から 10 日以内
株主名簿の写し	特定事業契約締結日又は変更日から 10 日以内
事業者が締結する契約等の一覧及び契約書	契約締結日又は変更日から 10 日以内
引継ぎ業務報告書	契約終了時

イ 会議による確認

要求水準書「第 2.2. ア. ガバナンス業務」に示す会議体の開催を通じて、県が実績評価を行うとともに、その結果も踏まえて、本事業全体に関わる課題、対応

方針、進捗状況等を確認する。

(3) モニタリング手順

統括管理業務に対するモニタリングの手順及び事業者と県の作業内容は表4のとおりである。ただし、モニタリング方法についての詳細は、事業者が提供するサービスの方法に依存するため、特定事業契約の締結後に策定するモニタリング実施計画書において確定する。

表4 モニタリング手順等

事業者の作成書類、セルフモニタリング	県の実績評価
・特定事業契約に基づき、自ら又は委託等により実施する業務全体について配置する責任者や企業の名称及び役割を示した実施体制図を作成し、県に提出する。	・提出書類に基づき、業務上の指示及び報告等が業務実施企業を含む関係者全体へ確実に伝達される体制が構築されているかを確認する。
・毎年度の開始3か月前までに、当該年度の業務全体の管理体制や管理計画、及び全ての業務において実施予定の主な事項及びスケジュールを整理した、当該年度に係る年間計画書を作成し、県に提出する。	・提出書類に基づき、管理体制の構築や事業進捗が円滑に実施されるスケジュールとなっているかを確認する。
・公認会計士又は監査法人による監査済みの財務書類等を県に提出する。	・提出された財務書類等により事業者の財務状況を確認するとともに、監査意見に特段の問題がないことを確認する。
・毎年度、直近の事業実施状況及び収支実績も踏まえて、年間計画書を更新するものとし、その結果を県に説明する。	・事業者からの説明の合理性を確認する。
・特定事業契約締結後、定款の写し、株主名簿の写し、事業者が締結する契約等の一覧及び契約書を提出する。 ・上記提出書類の記載事項に変更が生じた場合は、その都度、変更した書類を県に提出する。	・事業者の定款、株主名簿、事業者が締結する契約等に則り、事業が実施されているかの確認を行う。

※セルフモニタリング、実績評価の実施に際し、県に発生した費用は県が負担し、事業者に発生した費用（第三者機関による評価を含む。）は事業者が負担する。

※事業者の運営等に疑義等がある場合には、県は株主総会及び取締役会の議事録等の内部書類の提出を求めることができる。

3 設計・建設業務のモニタリング

(1) 基本的な考え方

設計・建設業務におけるセルフモニタリングは、事業者が特定事業契約に基づき責任ある事業主体として要求水準を満たすとともに、自らが提案した事業計画に基づき適正かつ確実に事業が遂行されているかどうかを、「(2) モニタリング方法」に示す方法・手順で行う。

県は、事業者の報告に基づき確認を行うことを基本とし、事業者の提出する報告書、各提出書類及び本事業の進捗状況等をもとに、要求水準書の内容を満たしているかどうかを確認する。

(2) モニタリング方法

ア 書類による確認

事業者は、設計・建設業務の遂行状況及び要求水準達成状況を自らセルフモニタリングしたうえで、要求水準書を踏まえ、必要な提出書類を、それぞれの提出時期までに県に提出して確認を受ける。

イ 会議による確認

要求水準書「第2.2.(1) ア ガバナンス業務」に示す県及び事業者の参加による定期的な会議体を通じて、県が実績評価を行うとともに、その結果も踏まえて、本事業に全体に関わる課題、対応方針、進捗状況等を確認する。

ウ モニタリング手順

設計・建設業務に対するモニタリングの手順は、要求水準書に示す通りとする。

4 開館準備業務、維持管理・運営業務及び付帯業務のモニタリング

(1) 基本的な考え方

開館準備業務、維持管理・運営業務及び付帯業務に係るセルフモニタリングは、各業務が要求水準を確保して適切に実施されているかどうかを、「(2) モニタリング方法」に示す方法・手順で行う。

事業者は、各業務の履行について業務計画書等に基づき確認を行うとともに、業務の履行に伴って作成する各提出書類及び実際の開館準備業務、維持管理・運営業務及び付帯業務の実施状況を基に要求水準を満たしているかどうかのセルフモニタリングを行い、要求水準確認結果を含む報告書を作成し、県に提出し、確認を受ける。

県は、報告書、各提出書類及び実際の開館準備業務、維持管理・運営業務及び付帯業務の実施状況をもとに、要求水準の内容を満たしているかどうかの実績評価を行う。

県は、実績評価をするにあたり、開館準備業務、維持管理・運営業務及び付帯業務の品質確保のために必要と判断した場合には、業務の実施状況を現地において確認する。

(2) モニタリング方法

ア 書類による確認

事業者は、開館準備業務、維持管理・運営業務及び付帯業務に従事する者の業務遂行状況及び要求水準達成状況を自らセルフモニタリングしたうえで、表5に示す提出書類を、それぞれの提出時期までに県に提出して確認を受ける。

表5 事業者が作成する提出書類

提出書類	提出時期
各業務の業務計画書	特定事業契約締結後 30 日以内
中長期修繕計画書	引渡しの日 30 日前まで
年間計画書	各事業年度が開始される 3 か月前まで (初回提出時は特定事業契約締結後 30 日以内)
事業四半期報告書	当該四半期の翌月 10 営業日まで
事業年次報告書	第 4 四半期終了後翌月 10 営業日まで

イ 会議による確認

要求水準書「第2.2.(1) ア ガバナンス業務」に示す会議体を活用し、県が実績評価を行うとともに、その結果も踏まえて、課題、対応方針を確認・共有する。

ウ 現地における確認

上記を実施したうえで、さらに必要がある場合には、県は現地における確認を行う。その際、事業者は、県の現地における確認に必要な協力を行う。

エ モニタリング手順

開館準備業務、維持管理・運営業務及び付帯業務に対するモニタリングの手順及び事業者と県の作業内容は表6のとおりである。ただし、モニタリング方法についての詳細は、特定事業契約の締結後に策定するガバナンス実施計画書において確定

する。

表6 モニタリング手順等

	事業者の作成書類、セルフモニタリング	県の実績評価
計画時	・業務計画書及び中長期修繕計画書を作成し、県へ提出する。 ・年間計画書を各提出時期までに作成し、県へ提出する。 ・諸報告書を作成し、県へ提出する。（効率的に作成可能な様式とする）	・各種計画書の内容を事業者と協議し、確定する。 ・諸報告書の様式等の内容を事業者と協議し、確定する。（作成の効率性も協議する。）
業務実施段階	・ガバナンス実施計画書に基づき、日常的にセルフモニタリングを実施すると共に、月次の連絡会議、半期毎の事業調整会議などの会議体にて県と共有・報告して、その進捗状況を協議する。 ・本事業の維持管理・運営やサービスの提供に影響を及ぼすと思われる事象が生じた場合には、直ちに県に報告する。 ・モニタリング結果の公表について、県へ協力する。	・業務の進捗状況を「要求水準書」「ガバナンス実施計画書」に照らして評価するとともに、改善等が必要な場合にはその具体を協議する。 ・本事業の維持管理・運営やサービスの提供に影響を及ぼすと思われる事象の報告を受けた場合、対応策を協議する。 ・公表すべきモニタリング結果について、事業者と協力のうゑで準備して公表する。

※セルフモニタリング、実績評価の実施に際し、県に発生した費用は県が負担し、事業者に発生した費用（第三者機関による評価を含む。）は事業者が負担する。

※事業者の業務に疑義がある場合など、必要な場合には、県は、例えば業務報告書（日報）などのより詳細な情報を求めることができる。

※県は、実績評価実施にあたり、事業者が現地確認を要請した場合、その他県が必要と判断した時は、県は現地における確認を行う。その際、事業者は、県の現地における確認に必要な協力を行う。

5 財務状況等のモニタリング

(1) 基本的な考え方

財務状況に関するモニタリングは、統括管理業務におけるモニタリングに加え、特に、本事業におけるサービスの提供が停止される又は事業者が債務超過等によって事業継続が困難になる、といった事態を回避するために実施する。

県は、事業者からの報告を確認することを基本とし、資金収支の状況、株主総会資料等による経営状況、直接協定等による金融機関との情報交換等により確認する。

(2) モニタリング方法

ア 書類による確認

事業者は、要求水準書「第2.2.(2)ウ 財務管理」のとおり、会社法上要求される計算書類、事業報告、附属明細書のほか、監査報告、会計監査報告、キャッシュフロー計算書（以下「財務書類等」という。）について県に報告する。

併せて事業者は、業務計画書、年間計画書、事業年次報告書の中で、財務面の諸計画を県に報告する。

県は、報告された財務書類等に基づき、事業者の財務状況等を確認する。

イ 会議による確認

要求水準書「第2.2.(1)ア ガバナンス業務」に示す会議体の開催を通じて、県は、財務書類等に反映された事業者の取引が事業提案書どおりに事業を遂行した結果及び業務計画に示したものであるか、また、その結果が事業者の財務状況を将来的に悪化させないものであるか等の確認を行う。

このときに、事業者が提出した財務書類等のみでは事業提案書による提案内容及び業務計画との関係が確認できない場合、県は、必要に応じて、該当する取引に関する契約書類等の提出を要求する場合がある。

なお、事業者は、付帯業務及び自ら実施する場合の任意事業について、それ以外の業務との経理を区分し管理するものとする。

6 契約終了時のモニタリング

(1) モニタリング方法

県と事業者は、事業期間終了の5年前に、事業期間終了後の保有資産の取扱いについて、協議を開始する。

事業者は、事業期間終了の1年前に、施設・設備の劣化等の状況及び施設・設備の保全のために必要となる資料の整備状況の報告を行う。

県は、上記の報告内容について確認を行う。

県及び事業者は、上記による確認内容に基づき、必要に応じて協議する。事業者は、要求水準を満たすよう、事業期間終了時まで、協議の結果を反映した引継修繕計画書に基づき修繕、撤去等を行うほか、必要となる資料を整備し、県に確認等を受ける。

(2) 確認方法

ア 書類による確認

事業者は、現況図面、施設の保全にかかる資料等を含めた取扱説明書等の書類を、事業期間終了時に県に提出して確認を受ける。

表7 事業期間終了時の提出書類

提出書類	提出時期
保有資産のデータベース	事業期間終了時
引継業務報告書	事業期間終了時
その他県が必要とする書類等	事業期間終了時

7 要求水準未達の場合の措置

(1) 是正措置

ア 是正レベルの認定

本事業は、事業期間が長期に渡ることから要求水準の未充足を抑止するための仕組みの構築が必要である。

このため、県は、モニタリングを実施した結果、本事業が要求水準書等に規定されている水準及び仕様を満たしていないと判断される事象が発生した場合には、次に示す基準等に従い、その是正レベルの認定を行い、事業者に通知する。

レベル1：施設の維持管理・運営に軽微な支障がある場合等

レベル2：施設の維持管理・運営に重大な支障がある場合等

レベル3：作品や人命に関わる場合、周辺環境に重大な悪影響を及ぼす場合、
重大な法令違反、虚偽の報告を行った場合等

要求水準書等に規定する水準及び仕様等を満たしていないと判断される事象例の一部を以下に示す。

表8 是正レベル別の事象例

レベル	事象例（一部）
レベル1	・業務報告の不備 ・重大な支障はないが、必要な設備の保守管理業務等の未実施 ・整備不良や故障等による施設や設備の短期間の停止 ・提出書類を期限までに提出しない場合 ・各種計画書等の改善を必要に応じて行なわない場合 ・重要な連絡や報告の内容の不備 ・提出された計画書や事業計画に従って業務が実施されていないと県が判断した場合
レベル2	・各種計画書等に記載された作業の未実施 ・整備不良や故障等による施設や設備の長期間の停止 ・合理的な理由のない不具合等の放置 ・頻発するトラブル等に対して必要な対策等を講じない場合 ・長期にわたり連絡若しくは報告がない場合 ・レベル1に該当する場合で是正指導の手続きを経て、なお是正が認められないと県が判断した場合
レベル3	・作品や人命に関わる重大な事故 ・営業倉庫の預託品及び人命に関わる重大な事故 ・施設運営に重大な影響を及ぼす事象 ・環境保全に関する規制基準の遵守違反 ・重大な法令違反、虚偽の報告を行った場合 ・レベル2に該当する場合で是正勧告の手続きを経て、なお是正が認められないと県が判断した場合

イ 注意

県は、要求水準書等に規定する水準及び仕様を満たしていないと判断される事象が発生するおそれがある場合、書面により事業者に対して当該業務の是正を行うように「注意」を行うものとする。

事業者は、県から「注意」を受けた場合、速やかに是正対策を行うものとする。

ウ 是正指導

県は、レベル1に相当する事象が発生した場合（「注意」の手続きを経てもなお是正が認められずレベル1に相当する事象の発生に至った場合を含む）、事業者に対して書面により業務の是正指導を行うものとする。

事業者は、県から是正指導を受けた場合、速やかに是正対策と是正期限について県と協議を行い、是正対策と是正期限等を県に提示し、県の承諾を得たうえで、速やかに是正措置を行うものとする。

エ 是正指導の対処の確認

県は、事業者からの是正指導に対する対処の完了の通知又は是正期限の到来を受け、随時モニタリングを行い、是正が行われたかどうかを確認する。

オ 是正勧告

県は、レベル2に相当する事象が発生した場合（「是正指導」の手続きを経てもなお是正が認められずレベル2に相当する事象の発生に至った場合を含む）、事業者に対して書面により業務の是正勧告を行う。この場合、県は、事業者に対し、業務を停止させることができるものとし、停止により事業者に対して発生した損害、追加費用等については一切負担しないものとする。

事業者は、県から是正勧告を受けた場合、速やかに必要な措置を施すとともに県と協議を行い、是正対策と是正期限等を記載した是正計画書を県に提出し、県の承諾を得たうえで、速やかに是正措置を行うものとする。

カ 是正勧告の対処の確認

県は、事業者からの是正勧告に対する対処の完了の通知又は是正期限の到来を受け、随時モニタリングを行い、是正が行われたかどうかを確認する。

（２） 特定事業契約等の解除等

ア 業務実施企業の変更

県は、レベル3に相当する事象が発生した場合（「是正勧告」の手続きを経てもなお是正が認められずレベル3に相当する事象の発生に至った場合を含む）、当該事象が発生した業務に係る業務実施企業の変更を請求することができ、事業者はこれに従うものとする。

イ 特定事業契約等の解除

業務実施企業の変更後も、要求水準書等に規定する水準及び仕様を満たしていない状況となった場合には、県は、特定事業契約当該状況が発生した業務又は事業に

係る部分（開館準備業務、維持管理業務、運営業務及び付帯業務を、それぞれ最小の単位とする。）を解除することができる。

事業者の事由により、要求水準書で示す事業目的が達成できなかった場合は、その内容によっては契約解除の対象となることがある。

（３） 違約金の算定

ア 対象業務

全業務について、業務の品質低下を抑止するための仕組みとして導入する。

ただし、違約金を徴収すること自体が目的ではなく、是正措置（レベル１に相当する事象の場合は是正指導及びペナルティポイントの付与、レベル２に相当する事象の場合は是正勧告及びペナルティポイントの付与）を繰り返すことを通じて、施設の維持管理・運営に関する水準を回復させることを目的とするものである。

イ ペナルティポイントの付与

県は、事業者に対して、統括管理業務、開館準備業務、維持管理業務、運営業務及び付帯業務において「是正措置」を行った場合、ペナルティポイントを付与、加算し、事業者へ通知する。

なお、ペナルティポイントの累計値は翌年度に持ち越さないものとする。

表９ 統括管理業務、開館準備業務、維持管理業務、運営業務及び付帯業務における
ペナルティポイント

レベル	事業	ペナルティポイント
レベル１	軽微な支障がある場合等	事象発生ごとに 0.1 ポイント
レベル２	重大な支障がある場合等	事象発生ごとに 0.5 ポイント
レベル３	作品や人命に関わる場合、周辺環境に重大な悪影響を及ぼす場合、重大な法令違反、虚偽の報告を行った場合等	事象発生ごとに 10 ポイント

ウ ペナルティポイントの違約金への反映

県は、ペナルティポイントの１事業年度の合計を計算し、下表に従ってサービス購入料Ｂ及びＣに対する違約金の割合を定めるものとし、事業者が違約金を支払う必要がある場合には、当該年度の支払額を事業者へ通知し、その支払いを請求する。

なお、県から事業者に対する上記の違約金の請求は、特定事業契約の解除に伴う違約金及び損害賠償の請求を妨げないものとする。

表 10 統括管理業務、開館準備業務、維持管理業務、運営業務及び付帯業務における
サービス購入料 B 及び C に対する違約金の割合

レベル	事象	違約金の割合
レベル 1	軽微な支障がある場合等	累計 0.5 ポイントごとに サービス購入料×0.01%
レベル 2	重大な支障がある場合等	累計 2.5 ポイントごとに サービス購入料×0.05%
レベル 3	人命に関わる場合、周辺環境に重大な 悪影響を及ぼす場合、重大な法令違反、 虚偽の報告を行った場合等	10 ポイントごとに サービス購入料×0.2%

(4) 任意事業に関する措置

県は、事業者による任意事業の実施につき、合理的な理由なく事業提案書に従って実施されていないと判断した場合には、特定事業契約、モニタリング基本計画及びガバナンス実施計画書の規定に従い、事業者に対して注意、是正指導、是正勧告等を行うことができるものとする。また、県は、事業者が合理的な理由なく、事業提案書どおり当該任意事業を実施しなかったと認めた場合には、任意事業協定書に基づき事業者に対して違約金等の支払を請求できるほか、事業者が当該任意事業を実施しなかった事実について公表できるものとする。

8 提出書類等

(1) 業務計画書

ア 業務計画書の作成

統括管理業務、設計業務、建設業務、開館準備業務、維持管理業務、運営業務及び付帯業務それぞれについて、各業務の開始前及び毎年度開始前に業務計画書を作成し、県の確認を受けること（これらの業務計画書内には、必ず財務面での諸計画を含むものとする。）。

なお、全ての業務に関して、業務開始前の業務計画書作成は必須とするが、毎年度必ず発生しない業務については、その後は変更が生じた際等必要に応じて作成すればよいものとする。

イ 業務計画書の内容

各業務の業務計画書には、基本的に次の事項を記載するものとする。なお、事業者の提案内容を踏まえて、県と協議のうえ、具体的な記載内容及び書式等について、決定するものとする。それら決定した事項は、ガバナンス実施計画書に反映させる（これらの業務計画書内には、必ず財務面での諸計画を含むものとする。）。

(ア) 全業務共通

- ・実施体制（業務責任者及び業務担当者情報を含む。）、業務分担、業務工程、緊急連絡体制
- ・法令等で必要とされる業務の計画（該当する場合のみ記載）
- ・各業務のセルフモニタリングにおける確認事項（業務開始後に記載）
- ・財務面の諸計画（リスク対応に係る計画（保険等）、調達に係る計画、資金収支に係る計画書等）

(イ) 統括管理業務

- ・事業全体の統括管理業務計画
- ・経営に関する業務計画

(ウ) 設計業務

- ・調査業務計画
- ・設計業務及びその関連業務計画

(エ) 建設業務

- ・建設及びその関連業務計画
- ・什器・備品の調達・整備業務計画
- ・工事監理業務計画
- ・完成後業務計画（長期修繕計画書を含む）

(オ) 開館準備業務

- ・開館までの維持管理業務計画
- ・作品移設業務計画

- ・ 事前広報業務計画

(カ) 維持管理業務

- ・ 建築物保守管理業務計画
- ・ 設備保守管理業務計画
- ・ 備品保守管理業務計画
- ・ 環境衛生管理業務計画
- ・ 清掃業務計画
- ・ 保安警備業務計画
- ・ 修繕業務計画
- ・ 植栽維持管理業務計画
- ・ 外構管理業務計画

(キ) 運営業務

- ・ 教育普及業務計画
- ・ 作品運搬業務計画

(ク) 付帯業務（営業倉庫）

- ・ 付帯業務計画

(2) 事業報告書

ア 事業報告書の作成

統括管理業務、設計業務、建設業務、開館準備業務、維持管理業務、運営業務及び付帯業務それぞれについて、年度毎に事業報告書を作成すること。なお、維持管理業務、運営業務及び付帯業務においては、連絡会議・業務調整会議などの会議体にて月次・半期の報告を行うこと。また、県が必要とする場合、日次の業務報告などより詳細な報告を行うものとする。

これらの事業報告書の作成に当たっては、それ自体に時間・費用等の資源を過度に費やすことなく、効率的なプロセス・様式等を事業者が提案し、県と協議のうえ採用すること。

イ 業務報告書の内容

業務計画書の記載事項に基づく内容を基本として、事業報告書を作成するものとする。ただし、報告事項の詳細については、事業者の提案内容及びモニタリング実施計画書を踏まえて、セルフモニタリング結果等を活用するなど、県との協議により、あらかじめ具体的に決定する。

なお、維持管理業務及び運営業務においては、連絡会議・事業調整会議などの会議体にて月次・半期の報告、また県が必要とする場合の日次毎の業務報告などに対応すること。

ウ 事業報告書の保管

全ての事業報告書は、本事業が終了するまで適切に保管すること。具体的な保管

方法については、県との協議により決定することとする。

エ 事業報告書の公表

県が年次事業報告書の内容を公表する際は、企業ノウハウの保護の観点から配慮を行うものとする。

別紙4 ガバナンス体制

協議会等設置要綱及び第三者機関設置要綱に関する確認書（案）

愛知県（以下「県」という。）及び●●（以下「事業者」という。）は、県と事業者との間で●年●月●日付けで締結した愛知県美術品等共同収蔵庫整備等事業特定事業契約書（その後の変更を含む。）第21条（ガバナンスの実施及びガバナンス体制の構築）の規定に基づく協議会、事業調整会議及び連絡会議（以下「協議会等」という。）の設置、並びに同条の規定に基づき協議会等が助言（提案・勧告）を受ける第三者機関（以下「第三者機関」という。）の設置について以下の要綱を定めるとともに、かかる要綱に従って協議会等及び第三者機関を運用することを確認する。なお、かかる要綱は、県及び事業者の書面による合意がなければ、これを変更することができない。

- 1 愛知県美術品等共同収蔵庫整備等事業に係る協議会等設置要綱（「協議会等運営ガイドライン」を含む。）（別添1のとおり）
- 2 愛知県美術品等共同収蔵庫整備等事業に係る第三者機関設置要綱（別添2のとおり）

以上を証するため、本確認書を2通作成し、県及び事業者がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和9年●月●日

県

愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県

県民文化局長 ●● ●●

事業者

愛知県●●

●●

代表取締役社長 ●● ●●

(別添1) 愛知県美術品等共同収蔵庫整備等事業に係る協議会等設置要綱 (案)

(設置目的)

- 第1条 愛知県（以下「県」という。）及び●●（以下「事業者」という。）は、愛知県美術品等共同収蔵庫整備等事業（以下「本事業」という。）の実施に係る関係者間の情報共有、協議及び合意形成を円滑化し、本事業を安定的に継続することを目的として、県及び事業者が●年●月●日付けで締結した愛知県美術品等共同収蔵庫整備等事業特定事業契約書（以下「特定事業契約」という。）第21条（ガバナンスの実施及びガバナンス体制の構築）の規定に基づく本事業に係る官民の会議体として、加えて、県及び任意事業実施企業が●年●月●日付けで締結した愛知県美術品等共同収蔵庫整備等事業任意事業協定書に基づき任意事業実施企業が参加するための会議体として、協議会、事業調整会議及び連絡会議（以下、「協議会等」という。）を複層的に設置する。
- 2 前項に定める複層的な協議会等は、本事業のガバナンス確保の中核機能として位置付ける。
- 3 本事業のガバナンス強化の観点から、協議会等は、自らの協議に対して、特定事業契約第21条（ガバナンスの実施及びガバナンス体制の構築）の規定に基づいて第三者の有識者により構成される機関の助言（提案・勧告）を受けることができる。当該第三者機関の設置については、別途の要綱にて定める。

(所掌事項、構成等)

第2条 協議会等は、次の事項を所掌する。

- (1) 特定事業契約の変更、要求水準の変更、任意事業協定の変更、事業全体の進捗状況、会議体の設置、その他事業全般に係る公的な協議が必要な事項
 - (2) 特定事業における要求水準の充足状況及び課題の確認に関する事項
 - (3) 任意事業における進捗・実施状況及び課題並びに業務目標の達成状況の確認に関する事項
 - (4) 事業者の財務状況の確認に関する事項
 - (5) 業務遂行上の諸課題に対する情報共有、協議、及び対応策の進捗状況の確認に関する事項
 - (6) 第三者機関の構成員の選定、及び当機関への付託に関する事項
 - (7) 緊急事態への対応に関する事項
 - (8) その他本事業の安定的な継続に関して必要な事項
- 2 協議会等は、前項に定める事項を複層的に分掌する。各会議体の主たる議事は、第5項に定めるとおりとする。
- 3 事業調整会議及び連絡会議は、業務遂行の有効性・効率性確保の観点から、特定事業・任意事業別に設置することも可能である。更に、これら各事業を構成する業務部門ごとに設置することも可能である。なお、これらの設置は、協議

会での承認を前提とする。

- 4 本事業に係る官民の会議体は、協議会等に限定されず、業務遂行の有効性・効率性確保の観点からの具体的な必要性に応じて、別途の会議体を設置することも可能である。なお、別途の会議体の設置は、協議会での承認を前提とする。
- 5 協議会、事業調整会議及び連絡会議が行う主な議事は、下表のとおりとする。

会議体名	議事
協議会	・ 契約、要求水準等の変更等、事業全般に係る公的な協議 ・ 要求水準の充足状況、課題の確認・協議 ・ 事業者の財務状況の確認・協議 ・ 特定事業の各業務の業務計画書の協議・承認 ・ 任意事業の事業計画書の協議・承認
事業調整会議	・ 要求水準の充足状況、課題の確認・協議 ・ 事業者の財務状況の確認・協議
連絡会議	・ 要求水準の充足状況の確認・協議 ・ 諸課題に対する進捗状況の確認、情報共有

（協議会の組織）

- 第3条 協議会は、県及び事業者の中から別表に示す会員により組織することを基本とする。協議会は、本事業に係る最高意思決定機関として位置づける。
- 2 協議会には会長を置くものとし、●●を会長とする。
 - 3 第1項に定めるほか、協議会には、第2条第1項第1号及び第3号に定める事項を確認するため、任意事業実施企業が参加するものとする。また、協議会の会長は、必要に応じて会員以外の者にも参加を求め、意見等を求めることができるものとする。

（事業調整会議の組織）

- 第4条 事業調整会議は、県及び事業者の中から別表に示す議員により組織することを基本とする。事業調整会議は、本事業に係る経常的な進捗管理の中心機関と位置付ける。
- 2 事業調整会議には議長を置くものとし、●●を議長とする。
 - 3 第1項に定めるほか、事業調整会議には、第2条第1項第3号に定める事項を確認するため、任意事業実施企業が参加するものとする。また、事業調整会議の議長は、必要に応じて議員以外の者にも参加を求め、意見等を求めることができるものとする。

(連絡会議の組織)

第5条 連絡会議は、県及び事業者の中から別表に示す議員により組織する。連絡会議は、本事業に係る日々の実務の実質的な協議調整機関と位置付ける。

- 2 連絡会議には議長を置くものとし、●●を議長とする。
- 3 第1項に定めるほか、連絡会議の議長は、必要に応じて議員以外の者にも参加を求め、意見等を求めることができるものとする。

(会員等の任期)

第6条 協議会、事業調整会議及び連絡会議の会員及び議員（以下「会員等」という。）の任期は、令和●年●月●日から特定事業契約の終了日までとする。

- 2 会員等が異動その他の理由により会員等の職を辞したときは、その所属する協議会等において後任者を定めるものとする。

(協議会等の運営)

第7条 協議会等は、以下に定める頻度及び要件により、それぞれの会長又は議長が召集する。

(1) 協議会

不定期（1名以上の会員が必要と認め、会長に召集の申し出があったとき）ただし、必要性の申し出がなくても年に一度は開催する。

(2) 事業調整会議

半期に一度程度 ただし、事務効率化等の観点から、設置後の開催状況に応じて、協議会又は連絡会議の開催をもって代えることも可能とする。

(3) 連絡会議

月一度程度 ただし、業務遂行上の必要性に応じて、より頻繁に開催することも何ら問題ない。

- 2 協議会等は、それぞれの会員又は議員の全員の出席がなければ、開催することができない。ただし、協議会等の会員又は議員が不在のときは、あらかじめ、その所属する組織の役職員を代理人に指名することができる。
- 3 協議会等の議事は、それぞれの会員又は議員の全員の合意をもって決する。ただし、緊急事態の発生時など、会長又は議長が真にやむを得ないと認めるときは、この限りではない。
- 4 協議会等の議事を、それぞれの会員又は議員に対する回議をもって決することはできない。ただし、会長又は議長がやむを得ないと認めるときに限り、例外としてこれを認める。
- 5 協議会等の議事の内容、協議等の経緯、結果については、議事録を必ず作成することとし、それぞれの会員又は議員が共有すると共に、事務局にて保管する。
- 6 協議会等の会長又は議長は、第3条から第5条に定めるもののほか、必要があ

ると認めるときは、協議会等に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
恒常的に特定の関係者の出席を求め意見を聴くことも妨げない。

- 7 協議会等は非公開とする。
- 8 協議会等の議事を公開する必要がある場合は、それぞれの協議会等の会員又は議員の了解を経て、これを行うものとする。

(事務局)

第8条 協議会等の事務局は、愛知県県民文化局に置く。

(守秘義務)

第9条 会員等並びに第3条第3項、第4条第3項、第5条第3項及び第7条第6項の規定に基づき参加し意見等を求められた者（以下「守秘義務対象者」という。）は、協議会等で知り得た情報を漏らしてはならず、その職を退いた後もまた同様とする。ただし、県又は事業者が公表した情報及び既に公知となっている情報については、この限りではない。

- 2 前項の規定にかかわらず、守秘義務対象者は、次に掲げる場合に限り、協議会等で知り得た情報を開示することができる。
 - (1) 当該情報を知る必要のある県、事業者又は任意事業実施企業の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、守秘義務対象者と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合
 - (2) 当該情報を知る必要のある特定事業契約に定める構成員、協力会社、本事業に関して事業者に融資等を行う金融機関等若しくは任意事業に関して任意事業実施企業に融資等を行う金融機関等又はこれらの者の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、守秘義務対象者と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合
 - (3) 法令等又は裁判所、監督官庁若しくはその他の公的機関（金融商品取引所、金融商品取引業協会を含む。）の命令により開示を求められた情報を開示する場合

(その他)

第10条 この要綱において用いられる語句は、本文中において特に明示されているものを除き、特定事業契約において定められた意味を有するものとする。

- 2 この要綱に定めるもののほか、協議会等に関して必要な事項は、協議会で審議の上で別に定める。
- 3 この要綱の別添として、県、事業者のいずれもが協議会等を運営するにあたり本事業のガバナンスの確保と強化の観点から留意すべき諸点をまとめた「協議会等運営ガイドライン」を定めるものとする。

附 則

この要綱は、●年●月●日から施行する。

別 添

協議会等運営ガイドライン

別表

愛知県美術品等共同収蔵庫整備等事業に係る協議会等 名簿

協議会

所属	会員
愛知県	
事業者	

事業調整会議（事業別・業務部門別に設置する際は、それぞれの名簿を個別に作成する）

所属	会員
愛知県	
事業者	

連絡会議（事業別・業務部門別に設置する際は、それぞれの名簿を個別に作成する）

所属	議員
愛知県	
事業者	

(協議会等設置要綱・別添) 協議会等運営ガイドライン (案)

【本ガイドラインの趣旨】 …… ガバナンスの確保・強化のために

本ガイドラインは、協議会等設置要綱にて規定する複層的な会議体（協議会等）を、本事業の遂行に即して運営していく際の留意事項を定めるものである。

本ガイドラインでは主として、本事業の「ガバナンスの確保・強化」の観点からの留意事項を取扱っている。それは、「ガバナンスの失敗」に起因する「官民連携（PPP）の失敗」事例が国内外ですでに数多く発生している中、本事業も全国初となる複数施設の美術品等共同収蔵施設の整備に係る BOT 方式の PFI 事業として、先行事例のない事業遂行を今後 20 年間以上の長きにわたって責任をもって実施していくことが求められていることを踏まえ、ガバナンスの確保・強化の重要性を改めて官民双方の共通認識とするとともに、その具体的な実施方策とその考え方（留意点）を官民各主体が共有しておくことが重要となるからである。

なお、ここでガバナンスとは「本事業の官民の利害関係者が、具体的には事業者（及びその構成員）と県が、意思決定、舵取り、執行、監視、（情報・説明の）請求、（必要に応じた）是正要求、などを行うことを通じて、本事業が、めざす成果をあげてその目的（目標）を達成するとともに、説明責任を果たし、かつ法令遵守（コンプライアンス）を確保すること」という。

【協議会等における協議の前提】 …… 基本認識として

（相互依存関係の再認識）

第 1 条 本事業における官民各主体の行動は自己完結しておらず、所有者・事業者として相互に依存する関係にある。そのような相互依存関係の下で事業枠組みが構築され実施されていることを、改めて官民共通の基礎認識とすることが重要である。なお、相互依存関係の具体的内容は、入札説明書、特定事業契約書、任意事業協定書等に示されており、官民いずれの主体もそれらを熟知する必要がある。

（目的・目標の共有）

第 2 条 本事業の「目的」（全体目的・個別目的）とその達成水準を示す「目標」とを、官民の全ての主体が共有することが極めて重要である。そして、利害が全く異なる多様な主体が参加して、相互依存しつつ取り組むのは、まさにこの目的・目標を達成するためであることの共通認識をしっかりと持つことが求められる。

（信頼（trust）の重要性） …… ガバナンスの基礎として

第 3 条 官民の間もしくは民間事業者間の相互の「信頼（trust）」は、本事業の成否を分ける重要な要素である。ここで信頼（trust）とは、「他者が自らに対し

て抱く動機・意図について、(潜在的なリスクが存在する中でも) 前向きな期待を持つこと。」との意味で用いている。目的や利害が異なる多様な主体が集って一つの事業に取り組むネットワークのような組織では、参加主体間の信頼 (trust) の状況が、その組織があげうる成果に大きく影響を及ぼすことが、様々な研究により明らかになっている。本事業もまさにそのようなネットワーク的な組織によるものであり、信頼 (trust) の重要性への認識を持つことが極めて大切になる。

また、相互の信頼 (trust) の状況によって、ガバナンスの確保の方法も異なってくる。信頼 (trust) 関係の状況に応じたガバナンスの枠組を採用することが必要となり、その意味から、ガバナンスの枠組は動態性を帯びることとなる。なお、その相互の信頼 (trust) 状況は、データ等によって客観的にその水準が示されるというよりも、当事者や第三者の実感などによって、段階的なものとして了解されることになる (例えば、極めて良い・良い・まあまあ・悪い・極めて悪い、など)。

信頼 (trust) の状況が芳しい場合には、下記に示すような「内部統制」(三位一体の自律的なガバナンス) の枠組により、階層的な会議体を活用して、可能な限り客観的な業績情報を用いた確認・協議を行い、それを適切に議事録に記録していくことで、円滑なガバナンス機能を確保しうる。他方で、①事業開始のタイミングや、キーパーソンや参加企業の入れ替わりがある際など、新たに信頼 (trust) 関係を構築する必要がある時、もしくは、②不幸にして官民の間の、もしくは民間事業者間の信頼 (trust) 関係が損なわれている際には、「第三者機関」による中立的かつ専門的な視点からの助言・勧告 (外部統制) も活用して、ガバナンス機能を確保することを想定している。

なお、官民ネットワークの部門毎に、若しくは全体と部門において、信頼 (trust) の状況が異なることも想定される。それぞれに異なるガバナンスの枠組が適用されることもあり、ガバナンスの枠組における階層性の確保はその観点からも重要となる。

(ガバナンスの枠組)

第4条 要求水準書及びガバナンス基本計画に示すように、本事業のガバナンスは、セルフモニタリングによって得られた客観的な業績情報の活用を基礎として、①当事者間で複層的に構成する「会議体」を通じた協議による統制 (内部統制) と、②外部有識者により構成する「第三者機関」を通じた調整・アドバイス・勧告等による統制 (外部統制) により、機能させる。

【内部統制の枠組】・・・「三位一体」のガバナンス

第5条 本事業の内部統制においては、「会議体」「業績情報」「議事録」の3要素を有機的に活用することで、ガバナンスの維持・確保に努める。

構成要素	ガバナンス上の役割	官民の多様な主体間で果たす機能
会議体	中枢機能	・相互の進捗確認・報連相、情報共有 ・協議・調整、合意形成、意思決定
業績情報	共通言語	・冷静かつ一貫性のある協議を可能に
議事録	共有資産	・協議経過や合意の記録・確認 ・中長期にわたる関係性の軌跡を共有可能に

(1) 会議体の重視 (ガバナンスの中枢機能として)

協議会等設置要綱を基に設置される複層的な協議会等の会議体は、本事業にて官民間に設定される唯一の公式のコミュニケーション・チャンネルである。単に県による事業者のモニタリングの場所ではない。多様な官民主体が参画し、かつ長期にわたる本事業において、その根幹をなす官民の情報共有、協議、諸調整、合意形成が、全てこれらの会議体を通じて行われる。すなわち、本事業の中枢機能をこれらの会議体が担うこととなり、本事業のガバナンスが有効に維持され強化されるか否かは、これらの会議体が有効に機能するかにかかっている。全ての参加主体はこの点を十分に踏まえて、これらの会議体を大切に運営していく必要がある。

特に、官と民は契約に基づく対等な関係にあり、組織も水平な（フラットな）中で、上記のように相互依存しているため、双方がすくんでしまって円滑な業務遂行が妨げられることのないよう、会議体を通じた密なコミュニケーションが求められる。

(2) 客観的な業績情報の重視 (共通言語として)

①客観的な業績情報を活用した協議 <モニタリングと協議会等との関係>

これら協議会等を円滑に運営していくための一つの重要な視点は、できるだけ「客観的な」業績情報を常に用いることである。利害や文化の異なる官民主体の協議が衝突や紛争に発展してしまうことを回避して、事業を円滑に推進させていくためには、「客観性・中立性」「共通性・共有性」といった特質をもつ業績情報が、多様な主体間の「共通言語」として有効に機能する（下記参照）。それを十分に活用するためには、適切な業績情報を入手しうるように、様々なモニタリングが適切に実施されなければならない。すなわち、官民双方の複層的なモニタリング活動を通じて、官民双方の活動に対する客観的な情報が収集され、それが協議会等に的確に提供される必要がある。

なお、客観的な業績情報とは、必ずしも成果（アウトカム）レベルの情報を意味するわけでない。「ガバナンス基本計画」を基に、「要求水準書」に規定される指標や、それ以外に官民協議の上で設定した指標、日常的な活動を測る活動（アクティビティ）やその結果（アウトプット）情報など、諸規定や協議に適合したものであれば、差し支えない。その際、できるだけ定量的な情報が望ましく、また定性的の場合にも、進捗状況を容易に判断しうるものが望ましい。

但し、モニタリングの対象となる指標は、本事業の共通・個別の目的を的確かつ客

観的に体现している必要がある点に留意する。

以下、参考として、客観的な業績情報の特質を整理しておく。これらの特質が、協議会等を中枢機能とする本事業に、一貫性と規律を与え、多様性に富む全ての参加主体が、これら業績情報を「共通言語」「かすがい」として、現状の把握、協議、合意形成に取り組むことができるようになる。

【参考： 業績情報の特質】

客観性・中立性	・状況をありのままに伝える ・特定の考え方や主体に偏らない
共通性・共有性	・誰にとっても全く同じ内容である ・立場が異なっても、誰もがそのまま共有可能

②「解釈の相違」への対応

同じ客観的な業績情報を用いても、その解釈は主体や環境によって異なることが容易に想定される（例えば、「目標に対して 80%の達成率」をどう解釈するか、等）。そのような解釈の相違が生じることは極めて自然なことであり、したがって、そのような相違自体を回避する必要はなく、むしろ協議会等の協議の場にそのような見解の相違を積極的に持ち出して自由闊達に議論することが重要である。

しかし、解釈の相違に起因する利害の衝突や紛争への発展は回避すべきであり、そのためには、下記第9条（1）に示すような「紛争に発展しない協議」の工夫が求められる。

（3）議事録の重視 （共有資産として）

本事業に係る協議会等の会議体では、議事録を作成する。論点や結論（具体的なアクション等）などの要点が明快に記述されていれば、必ずしも詳細なものを作成する必要はなく、簡潔なもので構わない。議事録の作成に当たっては、特定の担当者を設定する場合、持ち回りで作成する場合の双方が考えられ、各会議体にて協議の上で決定する。

議事録の作成は、ある意味で当然のことのよう認識されて、その必要性や重要性を改めて確認する必要性は低いと想定されるかもしれない。しかし議事録の作成は、ガバナンスの維持・確保の観点から非常に重要なものであり、以下のような効用から、本事業のような多様な主体が参画する長期にわたる事業において、官民主体が共有する「共通の資産」として位置づけられる。議事録の効用として、具体的に、以下のような点があげられる。なお、「業務日報」「業務週報」等の作成と報告が求められている場合は、それらも併せて活用することで、以下の効用はより一層高まる。

- ・ 運営状況や協議内容・結果の記録媒体及び把握・共有ツール
- ・ 運営状況の説明・報告ツール（SPC 本社、コンソーシアム各社、等に対して）
- ・ 運営や協議の蓄積ツール（共通認識や「共有知」の醸成、共通の取組

みの積み上げ)、及びそれらの将来への引継ぎツール

- ・ 緊急事態や外部環境の変化などへの対応状況の記録・引継ぎツール
- ・ これまでの諸経緯の理解・確認ツール
- ・ 積み残し課題の討議状況把握ツール
- ・ 同一・類似問題に対する対応・解決方策の継続性・一貫性の確保のツール
- ・ 人事異動もしくは参加主体変更時の引継ぎツール（これまでの状況を全て把握できる）

／等

【外部統制の枠組】・・・「第三者機関」の設置

第6条 本事業のガバナンスを強化するために、第三者の有識者等で構成され、中立的かつ専門的な視点からのファシリテーションやアドバイス等を行う機関として「第三者機関」を設置する。

例えば、協議会等における官民当事者間の協議では中々進展しない局面となった場合などに、第三者機関による機能を介して、中立的かつ専門的な立場からの助言も踏まえて協議することができる。その場合も、客観的な業績情報を用いて協議することが重要である。

【契約書関連文書に記載の無い事項・事象について】

第7条 契約書関連文書にて、20年間以上の契約期間中に生じる事象の全てを予め正確に予測して、かつその対応策を官民当事者間で合意して記載しておくことは不可能である。したがって、以下のことはいずれも、事業期間中に容易に発生する。

- a 契約書関連文書（最新版）に含まれていないこと（想定外のこと）、及び含まれているか（想定されていたか）否か明快ではないこと
- b 契約書関連文書（最新版）の合意後に発生したこと（諸状況の変化、政策・方針の追加・変更などを含む）

これらへの対応については、無理に（一方的に）相手方の負担（事務的負担、財政的負担）を求めてはいけない。相手に押し付けてはいけない。

これらへの対応については、契約書関連文書には規定されて「いない」こと（若しくは規定されているか否かが不明快であること）を前提に、まずは協議会等にて、当事者間で真摯に協議しなければならない。そして、協議会等での当事者間での議論が整わない場合には、第三者機関を利用して協議を進めていく。

【ガイドラインへの反映と活用】

第8条 長期にわたる事業期間中には、人事異動等による担当主体の変更も想定する。しかしそうであっても、県と事業者との協議を「ゼロベース」で実施する

ことは回避する必要がある。

そこで、協議会等・第三者機関を通じて、官民当事者の間で新たに合意に至った「考え方」などを、適宜、本「ガイドライン」（下記欄）に反映させていき、その後の両当事者の検討・協議などへの活用に供することとする。両当事者は爾後に同じ（同様の・類似の）状況が生じた場合には、原則として、当該ガイドラインの内容に従った運用を行うこととする。この対象となるのは、前条の a) b) に該当する事項が中心になると考えられるが、それに限定するものではない。

合意に至った考え方
(今後の合意の都度、本欄に記載する)

【協議会等における運営の留意事項】

第9条 本事業のガバナンスの観点から、協議会等の運営に際しては、以下の諸点に十分留意する。

(1) 「紛争に発展しない協議」の工夫（業績情報を活用した工夫の例）

業績情報を適切に活用することで、本件のような多様な主体が参画する事業における協議が紛争に発展しないようにコントロールすることが可能となる。具体的に、例えば以下のような工夫が想定できる。（以下の①～⑧は例示であり、これらに限定されない。）

①全体像を理解し視点を修正する協議、違いを理解する協議

まず前提として、官民のいずれの主体（機関、個人）も、ともすれば「見たいものだけ見る」「見たいように見る」傾向になりがちであることを踏まえて、客観的な業績情報により、客観的な全体像の理解を共有して、偏見や先入観を変え、（場合によっては）誤解を解いていくことが重要である。併せて、客観的な業績情報により、各主体の立場や利益（利害）が如何に異なるのか、その違いを理解して受け入れることも重要である。

②「利益」（利害）に照らして協議

官民の参加主体の「権限」や「力関係」に基づく協議ではなく、対等な立場から、共通・個別の「利益」（利害）に基づく協議を、客観的かつ具体的に行う。各主体の利益をどう実現するか、などである。

その際、「利益」は、できる限り客観的な業績情報を用いて議論する。これを

可能とするためにも、既述のように、参加主体の共通・個別の利益を、業績情報を用いて可能な限り客観的に表現しておくこと、すなわち適切な「指標」と「目標値」を設定しておくことが望ましい。

③対応できる（コントロール可能な）課題として協議

議題を参加主体の「価値観」「関係性（人間関係・組織間関係）」「外部要因」「感情」の問題として協議してしまうと、当事者がコントロールしにくく、すなわち対応策を講じにくく、解決策を見つけにくい。そうではなく、当事者間で具体的な対応策が講じられるように、上記の「利益」や、「運営の枠組」「業績情報」などコントロール可能な問題に置き換えて協議する。

「運営の枠組」とは、例えば、業務遂行にかかる組織や諸制度、ルールなどの具体的な改善などである。「業績情報」とは、例えば、業績情報共有及びその方法、業績情報の不足・過多、業績情報の解釈、より適切な（若しくは分かりやすい）指標の設定、より適切な業績データの収集方法、などである。

④納得性を高める協議

官民当事者が、「利益」に照らして対等に客観的に協議するとしても、「手続き面」（例：進め方がフェアか）や「感情面」（例：面子がつぶれないか）での、参加主体の「納得性」も重要であることを意識しつつ協議する。一般的には、論理のみで納得性を高めることは難しい。

⑤具体的な「アクション」で協議

相互の解釈に相違があっても合意できなくても、客観的に業績情報を用いて、その後の具体的なアクションを合意する（継続協議・棚上げ・様子見などを含めて）。その際、見解の相違の状況、合意されたアクション等を、議事録に的確に記録する。

⑥「優先度合い」を重視して協議

諸規定の内容や、事業全体の進捗、主体間のバランスなどに影響を及ぼさない範囲にて、「優先順位」（共通・個別）に基づいたトレード（バーター取引）を行って、利害を調整する。相手が△をすれば、自らは●をする、など。その際、業績情報を活用して、何と何をバーター取引しているのかを具体的にすると共に、議事録に的確に記録する。

⑦第三者の参画による協議

当事者間の協議では中々進展しない局面となった場合には、「第三者機関」を介して、中立的かつ専門的な立場からの助言も踏まえて協議することができる。その場合も、客観的な業績情報を用いて協議することが重要である。

⑧ 対等な立場からの協議（相互依存の関係を踏まえ）

本事業における官民各主体の行動は自己完結しておらず、相互に依存する関係にある。それを十分に踏まえた対等な立場からの自由闊達な協議が求められる。

（２）形骸化（ルーティン化）の回避

特に、事業調整会議や連絡会議の活動が形骸化（ルーティン化）しないように、その回避策を講じる。具体的に、単に形式的に進捗状況を確認していくのではなく、例えば、その時々課題を反映できるようにすること、新たな共通の課題・目標を見出して設定すること、などの工夫をする。

（３）日常的な非公式のコミュニケーションの促進

更に、協議会等設置要綱で定める公式の複層的な会議体を通じた協議を超えて、日常的な多様な非公式のコミュニケーションも重要である。そのようなコミュニケーションを促進する一つ的手段として、例えば、「コロケーション（場所の共有）」なども考えられる。なお、このようなコミュニケーションの記録を残すか否かは、その状況や内容に応じた的確な判断が求められるが、そこでの合意事項を公的なものとするためには、協議会等の議事録への反映、若しくは本ガイドラインの上記「合意欄」への記載などが必要となる

（すなわち、明文化されていない合意事項は存在させてはならない）。

（４）「共通の文化」醸成

上記（１）～（３）のような協議と実践の着実な積み重ねは、「共有知」の形成と蓄積につながり、更に中期的には、本事業における多様な参加者間にて「共通の文化」を醸成することにもつながる。「共通の文化」醸成がなされてくると、参加主体間の解釈の相違や利害の衝突などの機会やリスクは減少していき、結果として、本事業のガバナンスの確保・強化に直結する。

【その他ガバナンス上の留意事項】

第 10 条 本事業のガバナンスの維持・確保の観点から、協議会等の運営に際しては、以下の諸点に十分留意する。

（１）「説明責任」ツールの検討と実施

出資者等に加えて、特に、本施設の利用者、県民などの利害関係者に対する「説明責任」の重要性に配慮して、分かりやすく、かつ適切な方策を講じる。

利害関係者は多様であり、利害関係者によって確認したい情報は異なることが想定される。そのため場合によっては、複数の「説明責任」体系を構築して回していくことが求められる。

（２）緊急事態や外部環境の変化への柔軟な対応

上記とは全く別の観点として、緊急事態が発生した場合には、協議会等設置要綱を踏まえつつも、事態に即して臨機応変かつ柔軟に対応することが求められる。ただし、客観情勢や官民双方の具体的な対応策などについては、（事後的であっても）必ず当該行為を所掌する会議体の議事録に記録する。

予め想定しうる緊急事態については、協議会等でその対応方法を協議の上で確定させておき、その旨を議事録に記録すると共に、その内容については別途の文書の整備（要綱等）により共有する。

また、外部環境に抜本的な変化が見られる場合には、協議会の枠組を用いて、本事業に係る特定事業契約、要求水準書、任意事業協定の内容等について、柔軟に協議して反映させる。

以 上

(別添 2) 愛知県美術品等共同収蔵庫整備等事業に係る第三者機関設置要綱 (案)

【機関設置の趣旨】

第1条 本事業においては、官民の契約当事者のセルフモニタリング及び別途の要綱にて規定する協議会等（当事者間の公の複層的な会議体）を通じたガバナンスを基礎とするが、多岐にわたる本事業の事業範囲のガバナンスを、長期にわたる事業期間中に、確実に確保して、本事業の事業目的を実現する観点から、「第三者」により構成され、中立的かつ専門的な視点からのファシリテーションやアドバイス等を行う機関（以下、「機関」という。）も併せて設立して、ガバナンスの強化を図ることとする。

【機関の目的】

第2条 この機関は、特定事業契約にて記載されている以下の実現の確保をその目的とする。

- (1) 県立3施設が引き続き作品の保存及び収集活動等を継続していくための優れた収蔵環境を備えた施設
- (2) 美術館や県民の財産を「まもる」、地域や住民に「ひらく」、各本館や周辺施設と「つながる」の3つのコンセプトをもとに、愛知の文化芸術の魅力を一層高め、作品の「保存」という美術館の基本的活動の一面を広く知らしめる役割を果たす施設

【機関の機能】

第3条 この機関は、本事業における官民双方の主体の活動について、主に以下の機能を果たす。

- ・ファシリテーション（官民協議の仲介役）：

共有・固有の目的実現にむけた協議促進、相互信頼の構築・回復、紛争の回避

- ・アドバイス：

事業実施方針・計画等の策定、実施及び改定等についての意見表明、アドバイス（目標の変更を含む）

【機関の構成員】

第4条 この機関は、以下の●（注：奇数名）名（以下、「構成員」という。）により構成されるものとする。

・
・
・

- 2 この機関には、構成員の互選により、座長及び座長代行を置く。
- 3 構成員がその職を辞する必要がある際には、自らその後任者の候補を選定するとともに、他の構成員全員の了承及び事業者と県の合意を得て後任者として選定し、決定する。後任者の選定にあたっては、この機関の趣旨と機能の確実な継承に十分に留意する。
- 4 構成員の機関での活動に対しては、一定の報酬を支払う。その条件や水準は、協議会にて定める。また当該報酬は、機関の運営経費（第12条）により賄うこととし、その支払い等の事務は機関の事務局（第13条）が担当する。

【機関の適用基準】

第5条 この機関がその機能を果たす際には、本事業の事業目的の実現を最優先の基準として適用する。その原則の下で、以下の客観的な基準を適用する。

・「特定事業契約書」・・・「要求水準書」、「ガバナンス基本計画」、その他契約

関連文書

・「任意事業協定」・・・「要求水準書」、「ガバナンス基本計画」、その他協定

関連文書

【機関の主たる活動】

第6条 この機関の主たる活動として、以下を想定する。ただし、これらに限定されることなく、目的に照らして必要かつ適切な活動を適宜実施する。

- ・ヒアリング、現地調査、内部協議、提案（対協議会）、勧告（対協議会）など
- ・この機関のヒアリング、現地調査、内部協議については事務局が議事録を作成する。また提案、勧告については事務局がその内容を記録する。

【機関による提案】

第7条 協議会の会長は、この機関による提案を受けた時は、速やかに協議会を招集して、それを踏まえた具体的な対応策を早急に検討するものとする。対応策を講じた際には、協議会は、その旨及び結果を機関に報告する。

【機関による勧告】

第8条 協議会の会長は、この機関による勧告を受けた時は、速やかに協議会を招集して、それを受諾すると共に、その内容を実現する観点からの具体的な対応策を早急に講じるものとする。対応策を講じた際には、協議会は、その旨及び結果を機関に報告する。

【機関会合の成立】

第9条 この機関の会合は、構成員の三分の二以上の出席をもって成立する。ただし、その場合であっても、座長と座長代行のどちらも出席できない場合には成立しない。機関会合が成立する場合で、座長が欠席せざるを得ない時は、座長代行がその役を代行する。

【機関の意思決定】

第10条 この機関は、出席構成員全員の合意をもってその意思を決定する。構成員全員の合意が整わない時には、座長の判断により投票を行い、出席構成員の過半数により決定する。

【機関の活動の発意と起点】

第11条 この機関は、協議会の一以上の会員からの付託により、その活動を開始する。ただし、これとは関係なく、1年に1回以上、協議会等を対象としたヒアリングを実施して、事業遂行状況を把握する。その実施の時期等は機関の内部協議にて決定する。

【機関の運営経費】

第12条 機関の運営経費は、事業者と県が折半して負担する。

【機関の事務局】

第13条 機関の事務局機能は、事業者の代表企業と県が共同で務める。事務局の事務は、協議会事務局が取扱う。

【機関活動の非公開と機関構成員の守秘義務】

第14条 機関の活動は非公開とする。機関の議事等を公開する必要がある場合は、機関の内部協議における合意によりそれを行う。

- 2 機関の構成員は、機関で知り得た情報を漏らしてはならず、その職を退いた後もまた同様とする。ただし、県又は事業者が公表した情報及び既に公知となっている情報については、この限りではない。

【その他】

第15条 この要綱に定めるもののほか、機関に関して必要な事項は、協議会で審議の上で別に定める。

附則

この要綱は、令和●年●月●日から施行する。

以 上

別紙 5 業務委託請負先

業務	業務の内容	選定済／ 選定予定の別	代表企業／構成員／ 協力会社／ その他業務委託請負先の別	選定済の場合、 会社名
統括管理	統括管理業務		【代表企業】 【構成員】 【協力会社】	[]
設計・建設	設計業務		【代表企業】 【構成員】 【協力会社】	[]
	建設業務		【代表企業】 【構成員】 【協力会社】	[]
	工事監理業務		【代表企業】 【構成員】 【協力会社】	[]
開館準備	開館準備業務		【代表企業】 【構成員】 【協力会社】 【その他業務委託請負先】	[]
維持管理・ 運営	維持管理業務		【代表企業】 【構成員】 【協力会社】	[]
	運営業務 (教育普及業務)		【代表企業】 【構成員】 【協力会社】	[]
	運営業務 (作品運搬業務)		【代表企業】 【構成員】 【協力会社】 【その他業務委託請負先】	[]

付帯業務 (営業倉庫)	付帯業務 (営業倉庫)		【代表企業】 【構成員】 【協力会社】 【その他業務委託請負先】	{ }
----------------	----------------	--	---	-----

以 上

別紙6 事業者が付保する保険等

事業者がその責に帰すべき理由により、県や利用者、その他の関係者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。

当該事象に備え、事業者は、自らの責任と費用負担により以下条件により保険を付すものとする。ただし、以下の条件は、最小限度の条件であり、事業者の判断に基づき、更に担保範囲の広い補償内容とすることを妨げるものではない。

第1 建設業務に係る保険

工事中の施設等に事故が生じた場合、事故直前の状況に復旧する費用の補償を行う。

- ①対象：本事業の建設工事の対象となる施設及び工事材料
- ②補償額：建設工事の請負金額
- ③その他：被保険者を県とすること

なお、事業者は、その他必要と考えられる保険に加入すること。

第2 開館準備業務、維持管理・運営業務に係る保険

事業者又は開館準備企業、維持管理企業、運営企業は、維持管理・運営業務に係る保険として、施設賠償責任保険ならびに第三者賠償責任保険を付保する。

- ①対象：
 - (施設賠償責任保険) 本事業の契約対象となっているすべての施設
 - (第三者賠償保険) 本事業の契約対象となっているすべての施設

- ②補償額：
 - (施設賠償責任保険) 対人：1億円／1名、10億円・事故以上
対物：2,000万円／1事故以上
 - (第三者賠償保険) 対人：1億円／1名、10億円・事故以上
対物：2,000万円／1事故以上

- ③その他：被保険者を県、事業者、開館準備企業、維持管理企業、運営企業及びこれらの者から業務を受託しもしくは請け負う者とする

また、作品移設業務及び作品運搬業務に当たっては、全ての作品に対して、美術品保険（オールリスクカバー、ウォールトゥウォール）を付保する。

第3 付帯業務に係る保険

事業者又は付帯業務を実施する者は、付帯業務に係る保険として、第三者賠償責任保険

又はこれに相当する保険に加入する等、自己の費用で適切な損害賠償保険に加入しなければならない。

別紙 7 サービス購入料

サービス購入料の内容及びそれに係る手続は、以下のとおりとする。

1 サービス購入料 A の支払時期

県は、事業者による設計・建設業務にかかる支出額に対する県の費用負担について、事業者の設計・建設業務が要求水準を満たし、かつ事業提案書に基づき適正かつ確実に遂行されているか否かを確認した上で、特定事業契約第 93 条（サービス購入料 A）その他の規定に従い、支払うものとする。

2 サービス購入料 B の支払時期

県は、事業者による開館準備業務にかかる支出額に対する県の費用負担について、事業者の各業務が要求水準を満たし、かつ事業提案書に基づき適正かつ確実に遂行されているか否かを確認した上で、以下の手順で支払うものとする。

- ① 事業者は、県に対して、毎四半期の業務終了後、当該四半期終了月の翌月 10 営業日までに事業四半期報告書を提出する。
- ② 県は、事業四半期報告書の提出を受けた後、開館準備業務についてモニタリングを行い、当該報告書の提出を受けた日から 14 日以内に、事業者にもその結果を通知する。
- ③ 事業者は、モニタリングの結果を確認の上、毎年 7 月以降（第 1 四半期分）、10 月以降（第 2 四半期分）、1 月以降（第 3 四半期分）及び 4 月以降（第 4 四半期分）に県に対して請求書を提出する。
- ④ 県は、事業者からの適法な請求書を受理してから 30 日（休日を含む。）以内に、事業者に対して、当該請求に係るサービス購入料 B を支払う。

3 サービス購入料 C の支払時期

県は、事業者による統括管理業務、維持管理・運営業務にかかる支出額に対する県の費用負担について、事業者の各業務が要求水準を満たし、かつ事業提案書に基づき適正かつ確実に遂行されているか否かを確認した上で、以下の手順で支払うものとする。

- ① 事業者は、県に対して、毎四半期の業務終了後、当該四半期終了月の翌月 10 営業日までに事業四半期報告書を提出する。
- ② 県は、事業四半期報告書の提出を受けた後、各業務についてモニタリングを行い、当該報告書の提出を受けた日から 14 日以内に、事業者にもその結果を通知する。
- ③ 事業者は、モニタリングの結果を確認の上、毎年 7 月以降（第 1 四半期分）、10 月以降（第 2 四半期分）、1 月以降（第 3 四半期分）及び 4 月以降（第 4 四半期分）に県に対して請求書を提出する。
- ④ 県は、事業者からの適法な請求書を受理してから 30 日（休日を含む。）以内に、事業者に対して、当該請求に係るサービス購入料 C を支払う。

4 サービス購入料算定時に控除される見込み収益

県は、事業者の提案に基づき、サービス購入料の算出において、特定事業である付帯

業務（営業倉庫）を通じて利用者等から得る収益を控除することができる。

5 サービス購入料の金額及びスケジュール

設計・建設費を除くサービス購入料につき、毎回の支払の合計額は、前述の方法により計算した金額の合計に対して 1,000 円単位未満を切り捨てた金額とする。切り捨てた金額は、最終回の支払にて精算する。

第 1 サービス購入料 A

対象業務	金額（消費税込）
設計業務	
建設業務	

※事業者提案に基づき記載する

第2 サービス購入料 B（開館準備費）

回数	支払時期		金額（消費税等込）
1	2030 年度	I	円
2		II	円
3		III	円
4		IV	円
5	2031 年度	I	円
6		II	円
7		III	円
8		IV	円

※1 I 第1四半期（4月～6月）分、II 第2四半期（7月～9月）分、

III 第3四半期（10月～12月）分、IV 第4四半期（1月～3月）分

※2 事業者が提案する事業スケジュール及び金額に基づき記載する。

第3 サービス購入料 C（統括管理費及び維持管理・運営費）

回数	支払時期		金額（消費税等込）
1	2027 年度	I	円
2		II	円
3		III	円
4		IV	円
5	2028 年度	I	円
6		II	円
7		III	円
8		IV	円
9	2029 年度	I	円
10		II	円
11		III	円
12		IV	円
13	2030 年度	I	円
14		II	円
15		III	円
16		IV	円
17	2031 年度	I	円
18		II	円
19		III	円
20		IV	円
21	2032 年度	I	円
22		II	円
23		III	円
24		IV	円
25	2033 年度	I	円
26		II	円
27		III	円
28		IV	円
29	2034 年度	I	円
30		II	円
31		III	円
32		IV	円
33	2035 年度	I	円
34		II	円
35		III	円
36		IV	円

回数	支払時期		金額（消費税等込）
37	2036 年度	I	円
38		II	円
39		III	円
40		IV	円
41	2037 年度	I	円
42		II	円
43		III	円
44		IV	円
45	2038 年度	I	円
46		II	円
47		III	円
48		IV	円
49	2039 年度	I	円
50		II	円
51		III	円
52		IV	円
53	2040 年度	I	円
54		II	円
55		III	円
56		IV	円
57	2041 年度	I	円
58		II	円
59		III	円
60		IV	円
61	2042 年度	I	円
62		II	円
63		III	円
64		IV	円
65	2043 年度	I	円
66		II	円
67		III	円
68		IV	円
69	2044 年度	I	円
70		II	円
71		III	円
72		IV	円
73	2045 年度	I	円

回数	支払時期		金額（消費税等込）
74		Ⅱ	円
75		Ⅲ	円
76		Ⅳ	円
77	2046 年度	Ⅰ	円
78		Ⅱ	円
79		Ⅲ	円
80		Ⅳ	円
81	2047 年度	Ⅰ	円
82		Ⅱ	円
83		Ⅲ	円
84		Ⅳ	円
85	2048 年度	Ⅰ	円
86		Ⅱ	円
87		Ⅲ	円
88		Ⅳ	円
89	2049 年度	Ⅰ	円
90		Ⅱ	円
91		Ⅲ	円
92		Ⅳ	円
93	2050 年度	Ⅰ	円
94		Ⅱ	円
95		Ⅲ	円
96		Ⅳ	円

別紙 8 物価変動に基づくサービス購入料の改定

1 物価変動に基づくサービス購入料 A の改定

(1) 基本的な考え方

第 52 条第 1 項乃至第 4 項(全体スライド)、同条第 6 項(インフレスライド)における、サービス購入料 A の改定手続きについて、以下に示す。なお、以下に記載のない事項は、愛知県公共工事請負契約約款の運用に準ずる。

(2) 改定の対象

サービス購入料 A における、建設工事費に対し、物価変動に基づく改定を行う。

(3) 基準日

請求日とすることを基本とする。

(4) 改定に用いる物価指数

改定の際に用いる指標は以下を基本とするが、この指標によりがたい場合は県と事業者で協議の上決定する。

- ・建設物価 建築費指数（一般財団法人建設物価調査会月刊）「都市別指数(名古屋)」
但し、建物種別、指数種類に関しては県と事業者で協議の上決定する。

(5) 計算式

$$S = [P 2 - P 1 - (P 1 \times \beta)] \quad (\text{ただし、} P 1 < P 2)$$

$$S = [P 2 - P 1 + (P 1 \times \beta)] \quad (\text{ただし、} P 1 > P 2)$$

ここで

S : スライド額 (円未満の部分は切り捨てるものとする。)

P 1 : 変動前残工事代金額 (サービス購入料 A から基準日における出来形部分に相応するサービス購入料 A を控除した額)

P 2 : 変動後残工事代金額 (変動後(基準日)の賃金又は物価を基礎として算出した P 1 に相当する額

$$(P 2 = \alpha \times P 1)$$

α : [基準日(請求日)の属する月の指標値/入札公告日の属する月の指標※]

β : ①全体スライド場合は 15/1,000、②インフレスライドの場合は 1/100

※ 1 回目の改定を行った場合は「前回改定を行った際に用いた指標」と読み替えるものとする。

(6) 端数の取扱い等

- ・物価変動指数の変動幅に小数点以下第 4 位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- ・改定額の計算は、消費税等を含まない。
- ・改定額に円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

- ・消費税等の額に円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(7) その他

上記により難しい場合については、県、事業者双方で協議して、変更額を決定する。

2 物価変動に基づくサービス購入料 B 及びサービス購入料 C の改定

(1) 基本的な考え方

物価変動の判定については、特定の指標を用いることとし、年 1 回（毎年 6 月末日時点に）見直しを行うこととする。見直し時の指標と前回改定時の指標とを比較し、1,000 分の 15 を超える変動があった場合、翌事業年度以降のサービス購入料 B 及びサービス購入料 C の支払額を改定することとする。

なお、変動の大小にかかわらず、事業者は、毎事業年度当該指標について改定の要不要を確認し、県へ書面により報告を行わなければならない。

(2) サービス購入料 B

入札公告日時点に公表されている以下に示す指標（直近の 12 か月の指標（確報値）。ただし、当該時点で当該指標の公表が停止されている場合は、当該指標の後継指標又は県が合理的に指定するその他の指標とする。また、県及び事業者は、当該指標を用いることが適切でない場合、又は他に用いることが適切な指標がある場合等については、双方合意の上、指標を改定することができるものとする。

なお、指標の改定時期は、当該事業年度の 7 月から 9 月頃を目処とし、県及び事業者が協議するものとする。以下本号及び次号において同じ。）と開館準備業務開始日の前事業年度の 6 月末日時点に公表されている以下の指標とを比較し、変動がある場合、サービス購入料 B につき、以下の通り改定する。

計算式

$$Y = X \times \alpha \times \beta + X \times (1 - \alpha)$$

ここで

Y：改定後の各支払額（税抜）

X：特定事業契約に規定された各支払額

α ：改定を要する費目（人件費 or 物件費 or 役務費 or 修繕・更新業務費 or 光熱水費）がサービス購入料 B に占める構成割合（【様式 A-2 添付④】に定められる構成割合とする。）

β ：改定率

$$\frac{\text{業務開始の前事業年度の 6 月末日時点に公表されている直近 12 か月の指数}}{\text{入札公告日時点に公表されている直近 12 か月の指数}}$$

表サービス購入料 B の改定基準

人件費変動指数	厚生労働省「毎月勤労統計調査」の賃金指数（年度）（事業規模 5 人以上、調査産業計、現金給与総額）
物件費変動指数	日本銀行「物価指数月報」の企業物価指数
役務費変動指数	日本銀行「物価指数月報」の企業向けサービス価格指数
修繕・更新業務費変動指数	建設物価建築費指数（一般財団法人建設物価調査会月刊）「都市別指数(名古屋)」
光熱水費変動指数	消費者物価指数（名古屋市光熱・水道）

(3) サービス購入料 C

当該事業年度の前事業年度の 6 月末日時点に公表されている以下に示す指標と前回改定時の指標とを比較し、変動がある場合、サービス購入料 C につき、以下の通り改定する。

なお、事業期間の開始年度のサービス購入料 C が改定されなかった場合には、その後、サービス購入料 C が改定されるまで、入札公告日時点に公表されている指標を前回改定時の指標と読み替えることとする。

計算式

$Y = X \times \alpha \times \beta + X \times (1 - \alpha)$ ここで Y : 改定後の各支払額（税抜） X : 前回改定後の各支払額 α : 改定を要する費目（人件費 or 物件費 or 役務費 or 修繕・更新業務費 or 光熱水費）がサービス購入料 C に占める構成割合（【様式 A-2 添付④】に定められる構成割合とする。） β : 改定率 $\frac{\text{当該事業年度の前事業年度の 6 月末日時点に公表されている直近 12 か月の指数}}{\text{前回改定時の指標}}$

表サービス購入料 C の改定基準

人件費変動指数	厚生労働省「毎月勤労統計調査」の賃金指数（年度）（事業規模 5 人以上、調査産業計、現金給与総額）
物件費変動指数	日本銀行「物価指数月報」の企業物価指数
役務費変動指数	日本銀行「物価指数月報」の企業向けサービス価格指数
修繕・更新業務費変動指数	建設物価建築費指数（一般財団法人建設物価

	調査会月刊「都市別指数(名古屋)」
光熱水費変動指数	消費者物価指数（名古屋市光熱・水道）

（４） その他

- ・ 変動指数の変動幅に小数点以下第４位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- ・ 改定額の計算は、消費税等を含まない。
- ・ 改定額に円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- ・ 消費税等の額に円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。